

令和5年度
包括外部監査結果報告書

[鹿児島県農政部の財務に関する事務の執行について]

鹿児島県包括外部監査人

(目 次)

第一編 外部監査の概要	
第一章 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 監査テーマ選定の理由	1
4 監査対象年度	2
5 監査の対象機関	2
6 監査の着眼点及び主な監査手続	3
7 監査実施期間	3
8 監査担当者とその資格	3
9 利害関係	3
10 契約金額	3
第二編 外部監査の結果	
序章 鹿児島県の農業概要	4
I 農畜製品の品目別生産状況	4
II 鹿児島県の耕地面積の状況	6
III 鹿児島県の食、農業及び農村の振興に関する目標	7
IV 農政部の組織	8
V 農政部の予算	9
VI 事業推進上の他団体との連携	10
1 農政部と九州農政局等の国との連携	10
2 農政部と管内市町村との連携	11
3 農政部と国立大学法人鹿児島大学との連携	12
4 農政部と外部団体等との連携	13
5 鹿児島県と農業協同組合との連携	14
6 鹿児島県と農研機構との連携	15
VII 指摘と意見の一覧	16
第一章 農政課	20
I 事業概要	20
II 令和4年度当初予算の状況	21
III 抽出事業に関する検討	22
1 活動火山周辺地域防災営農対策事業	22
(1) 活動火山周辺地域防災営農対策事業の概要	22
(2) 抽出事業の財務事務の執行	24
① 鹿屋市 R生産組合	24
② 志布志市 S生産組合	28
③ 志布志市 T組合	33
④ 志布志市 U生産組合	36
⑤ 錦江町 V社	36
(3) 活動火山周辺地域防災営農対策事業の成果	37
2 かごしまの農業未来創造支援事業～新規事業～	38
(1) かごしまの農業未来創造支援事業（新規）の概要	38
(2) 抽出事業の財務事務の執行	39

① 志布志市 就農後の経営発展（ケース1）	39
② 志布志市 就農後の経営発展（ケース2）	40
③ 南大隅町 就農後の経営発展	42
④ 志布志市 W生産組合	45
⑤ 志布志市 X生産組合	48
⑥ 志布志市 Y生産組合	50
⑦ 長島町 指江 農道	51
⑧ 阿久根市 内田 農業農村整備（NN）対策	56
(3) かごしまの農業未来創造支援事業の成果	59
3 かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業	60
(1) かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業の概要	60
(2) かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業の成果	60
4 かごしまの6次産業化推進事業	63
(1) かごしまの6次産業化推進事業【組替新規】の概要	63
(2) かごしまの6次産業化推進事業【組替新規】の成果	63
第二章 農村振興課	65
I 事業概要	65
II 令和4年度当初予算の状況	66
III 施策体系	67
1 農地利用に関する施策	67
2 農業災害防止等に関する施策	67
3 農村振興に関する施策	67
IV 抽出した事業の検討	68
1 むらづくり活動推進事業	68
2 グリーン・ツーリズム農泊推進事業	71
3 中山間地域等直接支払事業	72
4 中山間地農業ルネッサンス事業	74
5 鳥獣被害対策推進事業	75
6 農地中間管理事業支援等基金造成事業	77
7 農地集積推進事業	77
8 農業委員会・農業委員会ネットワーク機構補助事業	80
9 中山間ふるさと・水と土保全対策事業	81
10 多面的機能支払交付金	82
11 農地等統制事務	84
12 農地等買収売渡事業	84
V 基金	88
第三章 農業経済課	90
I 事業概要	90
1 業務と組織	90
II 令和4年度当初予算の状況	92
III 過年度の包括外部監査結果に対する対応状況	92
IV 抽出した事業の検討	93
IV-① 農業改良資金貸付事業（特別会計）	93

1	農業改良資金貸付金の回収状況	93
2	農業改良資金貸付金の債権管理の仕組み	94
3	農業改良資金貸付金に係る債務不履行による時効完成を阻止する仕組み	101
4	主債務者もしくは連帯保証人の死亡を見据えた仕組み	103
5	農業改良資金貸付金に係る違約金の回収の仕組み	105
IV-②	農業制度資金利子補給事業	107
1	補助金の概要と補助金交付手順	107
2	令和4年度上期における農業近代化資金利子補給金交付事務の実施状況	109
3	令和4年度下期における農業近代化資金利子補給金交付事務の実施状況	113
4	「農業制度資金融資平均残高計算明細書」(第4号様式)に関する考察	113
V	地方公会計マニュアルに基づく財務報告	115
1	令和3年度鹿児島県の財務書類と農業経済課の事務	115
2	鹿児島県の徴収不能引当金の算定ルール	116
VI	令和4年度実績	117
VII	主要事業の成果	118
第四章	経営技術課	120
I	事業概要	120
1	推進体制(外部関係団体等を含む県全体としての事業推進)	120
II	令和4年度当初予算の状況	122
III	抽出した事業の検討	124
1	<No.3>「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業	124
2	<No.13>環境と調和した農業推進事業	128
3	<No.14>みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	131
4	<No.18>特殊病害虫対策事業	133
5	<No.19>担い手育成推進事業	134
6	<No.28>農業次世代人材投資事業	136
7	<No.35-37>農業開発総合センター	138
8	<No.48-63>農業大学校	143
9	化学肥料低減化推進事業	151
第五章	農産園芸課	152
I	事業概要	152
1	市町村との連携	153
2	出資(出捐)団体との連携	153
3	農業協同組合等との連携	153
II	令和4年度当初予算の状況	154
III	抽出した事業の検討	156
1	<No.8>フラワーパークかごしま管理運営事業	156
2	<No.9>フラワーパークかごしま維持補修事業	159
3	<No.12>サツマイモ基腐病対策推進事業	160
4	<No.14>「かごしま茶」魅力創出事業	161
5	<No.15>かごしま茶産地力向上条件整備事業	163

6	<No.20>産地パワーアップ事業	164
7	野菜価格安定対策事業	165
8	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	168
第六章 畜産課		170
I	事業概要	170
II	令和4年度当初予算の状況	171
III	抽出した事業の検討	173
1	家畜伝染病予防事業	173
2	第12回全国和牛能力共進会推進事業	178
3	全国和牛能力共進会出品対策事業	181
4	畜産基盤再編総合整備事業	185
5	畜産環境総合整備事業	188
6	畜産クラスター事業	193
7	畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	197
8	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	202
第六章の二 畜産試験場		205
I	畜産試験場の概要	205
1	畜産試験場費 決算額	205
2	職務分掌	205
II	公有財産の概況	206
III	重要物品の実査	207
IV	毒劇物の管理状況	208
V	現金出納、現金等価物等の管理	208
VI	財産売払収入の状況	209
VII	生産物販売の概要	210
VIII	生産物の普通物品登録について	211
IX	生産物販売の必要性	212
X	主な家畜伝染病の概要について	213
第六章の三 家畜保健衛生所		215
I	組織概要	215
1	県内の家畜保健衛生所の設置状況	215
2	職務分掌	215
II	令和4年度の主要事業の執行状況	216
III	家畜保健衛生費 決算額	217
第七章 農地整備課		218
I	令和4年度 鹿児島県 農業農村整備事業の施策体系	219
II	令和4年度当初予算の状況	220
III	主要事業の県内地域別状況	221
IV	抽出による委託契約、請負契約等の検討	224
1	県営中山間総合整備事業 委託費（熊毛支庁）	224
2	県営中山間総合整備事業 工事請負費（熊毛支庁）	226
3	県営中山間総合整備事業 工事請負費（屋久島事務所）	228
4	畑地帯総合農地整備事業 委託費（徳之島事務所）	232
5	畑地帯総合農地整備事業 工事請負費（徳之島事務所）	234

6	畑地帯総合農地整備事業 工事請負費（沖永良部事務所）	236
7	令和4年度土地改良融資事業等指導監督費補助金（本庁）	238
8	経営体育成基盤整備事業 委託費（大隅地域振興局）	240
9	経営体育成基盤整備事業 工事請負費（大隅地域振興局）	242
10	令和4年度農業経営高度化支援事業補助金（南薩地域振興局）	245
V	大島支庁往査	246
1	畑地帯総合整備事業（担い手支援型、施設整備）	246
2	県営中山間地域総合整備事業（一般型）	249
3	県営中山間地域総合整備事業 住用地区4-2工区	251
4	県営中山間地域総合整備事業 住用地区3-2工区	252
5	県営中山間地域農業農村総合整備事業 瀬戸内東部地区	255
6	県営中山間地域農業農村総合整備事業 瀬戸内東部地区3-1工区	256
7	県営中山間地域農業農村総合整備事業 瀬戸内東部地区4-1工区	258
VI	令和4年度実績	260
VII	主要事業の成果についての検討	262
VIII	事業進捗状況の全般的検討	265
第八章	農地保全課	266
I	事業概況	267
II	令和4年度当初予算の状況	267
III	抽出による委託契約・請負契約等の検討	268
III-1	県営かんがい排水事業	269
第1	委託費	269
第2	工事請負費	272
III-2	県営ため池等整備事業	275
第1	委託費	275
第2	工事請負費	276
III-3	防災ダム事業	278
第1	工事請負費	278
III-4	県営農地保全整備事業	279
第1	工事請負費	280
IV	令和4年度実績	283
V	主要事業の成果についての検討	285
補章		
	未利用公有財産（土地・建物・工作物等）の全般的状況の検討	287
	[巻末資料]	
1	かごしま食と農の県民条例	291
2	参考にした資料	294
	[監査を終えての所感]	
1	農産物価格と農業所得について	295
2	温暖化による産地変化への対応について	295
3	かごしま未来創造ビジョン ～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～ の推進について	296

第一編 外部監査の概要

第一章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

鹿児島県農政部の財務に関する事務の執行について

3 監査テーマ選定の理由

農林水産省は 2023 年 5 月 29 日、農政の基本となる「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた中間取りまとめを決定した。

この中間取りまとめでは、基本理念として、①国民一人一人の食料安全保障の確立、②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、③食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、④農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保の 4 つが示されている。

このような状況下において、鹿児島県では、SDGs の理念に沿って、「かごしま未来創造ビジョン ～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～」（平成 30 年 3 月策定、令和 4 年 3 月改訂版策定）のもとに、概ね 10 年という中長期的な観点から、「農業水産業の「稼ぐ力」の向上」を掲げ、農業分野においても①人づくり・地域づくりの強化、②生産・加工体制の強化、付加価値の向上、③販路拡大・輸出拡大の各中項目について、10 年後の将来像を掲げ、現状・課題、施策の基本方向を示して取組の推進過程にある。

改めて言うまでもないが、農畜産業は鹿児島県の基幹産業であり、令和 4 年における農業産出額は、全国第 2 位の 5,114 億円となっている。

特に、全国上位の飼養頭数を誇る豚や肉用牛（黒毛和牛）を中心とした畜産は、農業産出額の 67%を占めている。また、南北 600 kmにわたる県土の中で、温暖な気候や全国第 2 位の広大な畑地などを生かした野菜や花き、茶などの生産も盛んである。¹

既に全国上位に位置する基幹産業を保護し、より伸展させるべく、鹿児島県農政部では、畑地かんがい事業などの農業生産基盤の整備や各種の生産対策を積極的に展開しており、監査対象とする令和 4 年度の当初予算は 507 億円（前年度比 103.12%）となっている。

¹ 品種別の生産状況は、さつまいも、そらまめ、さやえんどう、球根類、豚などが全国第 1 位、茶（荒茶）、かぼちゃ、肉用牛などが全国第 2 位、マンゴーなどが第 3 位となっている。

(金額単位：百万円)

区分		令和3年度当初	令和4年度当初	令和5年度当初	伸び率 (%) (R5/R4)	
一般会計	農林水産業費	農業費	13,441	14,628	14,644	100.1
		畜産業費	6,922	7,526	9,212	122.4
		農地費	25,083	24,147	24,193	100.2
		小計	45,446	46,301	48,048	103.8
		災害復旧費	3,675	4,375	3,258	74.5
		計	49,121	50,676	51,306	101.2
		うち公共事業	24,359	24,359	24,349	100.0
	うち県単公共事業	206	371	322	86.8	
特別会計	就農支援資金貸付事業	78	60	50	83.9	
(対前年度比 %)			(103.12)	(101.22)		
合計		49,199	50,736	51,357	101.2	

出所：かごしまの農業 2023（令和5年3月鹿児島県農政部）

こうした中、鹿児島県は、前記の「かごしま未来創造ビジョン ～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～」実現に向けて、どのような組織・人員体制と土地・施設を備え、どのような具体的推進策を計画し、どのような契約を締結して、どのような事業管理体制の下で、どのように他県、市町村や関係団体と積極的に連携しながら振興・推進策を遂行しているのか。

農政部及び同関連団体の財務事務の執行を通して、県が推進している具体的な事業内容、事業予算と財源、各種補助金・助成金等の交付方法、事業実施状況、事業成果と評価・達成状況及び今後の達成すべき課題は何か等は鹿児島県民にとっても極めて関心の高い事項であり、これらを検討し、その結果を開示・公表することは有意義であると考え、当年度の包括外部監査の対象として選定した。

4 監査対象年度

原則として令和4年度を対象とした。ただし、長期の事業計画に基づく監査対象の性格から、必要な範囲において過年度及び令和5年度以降についても対象としている。

5 監査の対象機関

- ・農政部各課及び関係出先機関
- ・県が出資又は出捐する農政部関連団体

6 監査の着眼点及び主な監査手続

6-1 主な監査着眼点

- ・農政部の実施している財務に関する事務の執行が、関連諸法令及び条例、規則、要綱等に従い適正に処理されているかの合規性の検証
- ・事業推進の対象、目的、実施事業内容、成果及び今後の課題等の検討
- ・事業実施過程における各種契約締結に関する妥当性等の検討
- ・農政部で保有する土地及び施設等の管理における経済性や効率性等の検討
- ・市町村や農業関連団体との連携体制と事業推進上の有効性等の検討
- ・農政に関する県民への情報発信状況等の検討

6-2 主な監査手続

農政部各課及び出先機関に対する事業内容別の事業執行状況等諸資料（委託や請負等の契約関連書類等を含む）の提出依頼及び必要書類の作成依頼、提出された諸資料等による当年度の監査着眼点を前提とした事業内容検討及び質問・ヒアリング、回答書の徴求を一般的な監査手続きとし、出先機関の中から、大隅地域振興局、大島支庁（奄美大島）、農業開発総合センター、農業大学校及び畜産試験場を選定して現場往査を実施した。

（注）家畜保健衛生所も往査対象としていたが、豚熱等の感染対策から断念した。

7 監査実施期間

令和5年6月から令和6年3月まで

8 監査担当者とその資格

包括外部監査人	公認会計士	古川 康郎
補助者	弁護士	玉利 尚大
	公認会計士	岩重 洋一
	公認会計士	松枝 千鶴
	公認会計士	上川路美恵野
	公認会計士	岩切 至久

9 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマにつき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10 契約金額

13,443,000円（予算上限額）

（注）本報告書の記載金額については、原則として単位未満を切り捨てて記載している。

第二編 外部監査の結果

序章 鹿児島県の農業概要

I 農畜製品の品目別生産状況

「かごしまの農業 2023」（令和5年3月 鹿児島県農政部）による品目別生産状況は次のとおりである。

品目	収穫量・飼育頭羽数		全国に占める割合		全国における地位		九州における地位		資料
	数量	単位	割合	単位	順位	位	順位	位	
さつまいも	190,600	t	28.4	%	1	位	1	位	令和3年産作物統計
さやえんどう	4,940	t	24.9	%	1	位	1	位	〃
そらまめ	3,300	t	23.7	%	1	位	1	位	〃
オクラ	5,210	t	43.4	%	1	位	1	位	令和2年産地域特産野菜生産状況調査
さとうきび	543,700	t	40.0	%	2	位	1	位	令和3年産作物統計
茶(荒茶)	26,500	t	33.9	%	2	位	1	位	〃
ばれいしょ	91,000	t	4.2	%	2	位	1	位	〃
かぼちゃ	7,140	t	4.1	%	2	位	1	位	〃
ピーマン	13,300	t	9.0	%	3	位	2	位	〃
びわ	189	t	7.5	%	3	位	2	位	令和4年産作物統計
マンゴー	404	t	11.5	%	3	位	2	位	令和元年産特産果樹生産動態等調査
だいこん	92,500	t	7.4	%	4	位	1	位	令和3年産作物統計
さやいんげん	2,070	t	5.7	%	4	位	1	位	〃
さといも	7,250	t	5.1	%	6	位	2	位	〃
葉たばこ	927	t	6.5	%	7	位	4	位	全国たばこ耕作組合中央会令和3年度
みかん	11,400	t	1.5	%	14	位	5	位	令和3年産作物統計
水稻	89,100	t	1.2	%	29	位	5	位	〃

球根類	16,500	千球	22.2	%	1	位	1	位	令和3年産作物統計
切り花類	132,700	千本	4.1	%	6	位	2	位	〃

肉用牛	337,800	頭	12.9	%	2	位	1	位	令和4年畜産統計
うち黒毛和種	321,000	頭	18.3	%	1	位	1	位	〃
乳用牛	13,100	頭	1.0	%	14	位	3	位	〃

豚	1,199,000	頭	13.4	%	1	位	1	位	令和4年畜産統計
---	-----------	---	------	---	---	---	---	---	----------

ブロイラー	28,090	千羽	20.2	%	1	位	1	位	令和4年畜産統計
採卵鶏	11,731	千羽	6.5	%	3	位	1	位	〃

※茶(荒茶)、葉たばこは生産量、花きは出荷量

注 記載順は変更して記載している。

鹿児島といえば、肉の「かごしま黒豚」や 2022 年開催の「第 12 回全国和牛能力共進会（和牛のオリンピック）」で 2 大会連続日本一に輝いた「鹿児島黒牛¹」が話題に上ることが多いが、ブロイラーの全国 1 位も知られている。

野菜類においても「さつまいも」は名称からして、他県に首位は譲れないところであるが、「さやえんどう」、「そらまめ」、「オクラ」は全国 1 位、さらに、花きのうち「球根類」では全国 1 位の出荷量を誇っている。

また、「茶（荒茶²）」、主に離島で栽培されている「さとうきび」など、全国 2 位も 5 品目を占めている。

なお、九州における地位では、16 品目において 1 位を誇っている。

¹ 鹿児島県は、県内各地から予選を勝ち抜いた 24 頭を出品し、全 9 部門のうち、6 部門で 1 位（農林水産大臣賞）となり、また、「種牛の部」の「第 4 区（繁殖雌牛群）」では、内閣総理大臣賞を受賞する等、「和牛日本一」の栄冠に輝いた。さらに、「肉牛の部」では、最優秀枝肉賞も受賞した。

² 「荒茶」とは、茶農家が茶葉を摘んですぐに蒸し、揉んで、乾燥させるという工程を経た茶のこと。これを茶問屋が購入し、様々な工程を経て「仕上げ茶」にしている。

Ⅱ 鹿児島県の耕地面積の状況

かごしまの農業農村整備 2023「豊潤なれ大地」による鹿児島県の耕地面積は次のような状況である。

【管内耕地面積】

地区	全体面積 (ha)	耕地面積 (ha)			耕地率 (%)
		田(ha)	畑(ha)	計	
鹿児島	104,545	3,293	3,518	6,811	6.5
南薩	86,510	3,274	13,830	17,110	19.8
北薩	156,727	8,335	6,253	14,580	9.3
姶良・伊佐	137,127	8,398	5,172	13,570	9.9
大隅	132,295	5,284	11,305	16,589	12.5
曽於	78,105	4,816	13,370	18,190	23.3
熊毛	45,251	1,659	6,780	8,440	18.7
屋久島	54,044	124	813	937	1.7
大島	82,113	34	2,014	2,045	2.5
喜界	5,682	1	2,250	2,250	39.6
徳之島	24,803	2	6,830	6,840	27.6
沖永良部	11,427	5	5,530	5,530	48.4
県全体	918,633	34,700	77,100	111,800	12.2
全国	37,797,326	2,352,000	1,973,000	4,325,000	11.4
九州	4,451,190	299,000	212,100	511,100	11.5

出所：かごしまの農業農村整備 2023「豊潤なれ大地」(※出典：第 68 次九州農林水産統計年報(R3 年))

鹿児島県の耕地率は 12.2%であり、全国、九州と比較して上回ってはいるが、大きな差はみられない状況となっている。

耕地面積は、全国、九州が田の方が多いのに比べて、鹿児島県は畑が多い特徴がある。九州全体に対する比率では田が約 6.79%、畑が 36.35%と畑の割合が圧倒的に多い。

表の熊毛から下の地区は離島であるが、喜界、徳之島及び沖永良部は田の割合が極端に少ないが、畑の割合は多く、地区全体の耕地率を引き上げている。

なお離島以外では、田は北薩、姶良・伊佐地区に多く、畑は南薩、大隅及び曽於地区が多くなっている。

Ⅲ 鹿児島県の食、農業及び農村の振興に関する目標

「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」(令和2年12月17日議決)による本県の食、農業及び農村の振興に関する目標は次のとおりである。

目標項目	平成25年度 (基準年)	令和4年度 (対象年度)	令和7年度 (目標年)	目標達成 割合(%) ^(注)
◎農業産出額	4,109 億円	(令和4年) 5,114 億円	5,000 億円	112.8%
◎意識して県産農林水産物を購入する人の割合	78%	80.9%	90%以上	24.2%
◎担い手の確保数	(平成24年度) 9,056	(令和3年度) 11,093	10,000	215.8%
◎担い手の農業所得 (重点支援対策農家)	450 万円	(令和元年度) 490 万円	540 万円	44.4%
◎担い手への農地集積率	(平成24年度) 37%	45.5%	90%	16.0%
◎6次産業化の市場規模	(平成24年度) 400 億円	(令和3年度) 559 億円	1,400 億円	15.9%
◎県産農畜産物の輸出額	24.7 億円	157.3 億円	159 億円	98.7%
◎地域共同で保全活動を実施する集落割合	43%	51.4%	55%	70.0%

(注) 目標達成割合は、平成25年度(基準年度)から令和4(3)年度までの増加を、基準年度から目標年度までの目標増加で除した百分比を記載している。

- 注1 農業産出額：年内に生産された各農産物総量から種子及び飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に各農家庭先価格³を乗じたもの
- 2 担い手：認定農業者⁴(法人を含む。)、集落営農、認定新規就農者等の今後の地域農業を担う者
- 3 担い手の農業所得：担い手の中から抽出した地域のモデルとなる農業経営の農業所得を平均化したもの
- 4 担い手への農地集積率：担い手が経営する農地面積を耕地面積で除したもの
- 5 6次産業化の市場規模：毎年度国が実施する6次産業化総合調査における販売金額に、本県産原料割合を乗じて算出した額
- 6 地域共同で保全活動を実施する集落割合：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用して農地、農業用施設等の保全活動を実施する集落の数を、農地を有する農業集落の数で除したもの

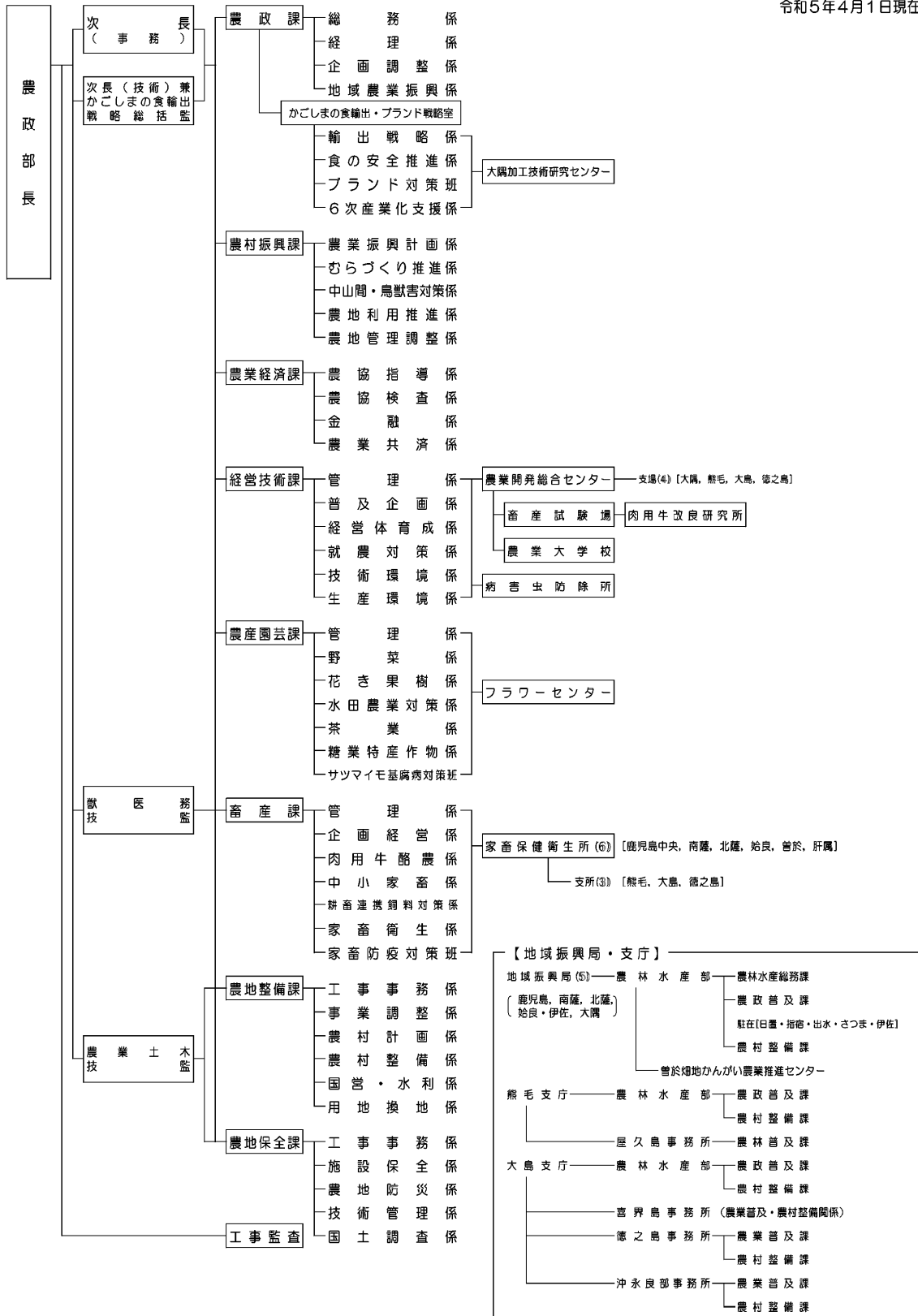
³ 「庭先価格」とは農家の庭先における農産物価格のことで、豊度差額地代の場合には絶対に現れてこない概念である。都市の中心市場における農産物の市場価格から、都市の中心市場までの農業生産物の運搬費を差し引いたものが、庭先価格または地方価格。

⁴ 「認定農業者制度」は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定(複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定)し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの。

IV 農政部の組織

農政部組織機構図は次のとおりである。

令和5年4月1日現在



V 農政部の予算

農政部（各課）の令和4年度当初予算の状況は次のとおりである。

【一般会計】

(単位：千円)

課名	令和4年度当初	構成割合 (%)	令和3年度当初	増減	増減率 (%)
農政課	3,530,960	6.97	3,065,842	465,118	15.17
農村振興課	4,381,478	8.65	4,375,366	6,112	0.14
農業経済課	397,965	0.78	404,654	△ 6,689	△1.65
経営技術課	6,756,158	13.33	6,507,165	248,993	3.83
農産園芸課	1,391,446	2.75	916,060	475,386	51.89
畜産課	7,526,127	14.85	6,921,705	604,422	8.73
農地整備課	14,144,292	27.91	15,123,944	△979,652	△6.48
農地保全課	12,547,918	24.76	11,806,586	741,332	6.28
農政部計	50,676,344	100.00	49,121,322	1,555,022	3.17

令和4年度当初予算は前年度と比較して約16億増加しており、農地整備課が9億79百万円減少しているが、農地保全課が7億41百万円、畜産課が6億4百万円など、全般的には増加している状況が見られる。

各課構成は、農地整備課が27.91%で141億円、農地保全課が24.76%で125億円であり、両者では予算の過半を超える52.67%で約267億円となっている。農業の生産基盤整備に多くの予算が費やされている状況がわかる。

次に、鹿児島県の黒牛、黒豚などを擁する畜産課が14.85%で75億円と続いている。

【特別会計（就農支援資金貸付事業）】

(単位：千円)

課名	令和4年度当初	令和3年度当初	増減	増減率 (%)
農業経済課	12,190	11,926	264	2.21
経営技術課	47,941	66,460	△18,519	△27.86
農政部計	60,131	78,386	△18,255	△23.29

【農政部計（一般会計+特別会計）】

(単位：千円)

会計名	令和4年度当初	令和3年度当初	増減	増減率 (%)
一般会計	50,676,344	49,121,322	1,555,022	3.17
特別会計	60,131	78,386	△18,255	△23.29
農政部計	50,736,475	49,199,708	1,536,767	3.12

VI 事業推進上の他団体との連携

各課聴取による他団体等との連携は次のとおりである。

1 農政部と九州農政局等の国との連携

農政部と九州農政局等の国との連携は次のとおりである。

農政部各課	事項
1 農政課	・ 地理的表示保護制度登録に向けた支援及び登録製品の PR 及び説明会 (JA、市町村、九州農政局) ・ かごしまの6次産業化推進事業 (JA 県中央会、鹿児島大学、九州農政局、市町村)
2 農村振興課	該当なし
3 農業経済課	該当なし
4 経営技術課	該当なし
5 農産園芸課	・ 農業生産総合対策推進事業 (農政局との連絡調整)
6 畜産課	該当なし
7 農地整備課	・ 国営事業及び補助事業(補助金・交付金)の連絡調整
8 農地保全課	・ 補助事業の連絡調整

【参考】農地所有法人への企業出資制限 地銀、食品の緩和検討(農水省)

農林水産省が農地規制に特例を設け、農地を所有する「農地所有適格法人⁵」に企業が出資できる割合の引き上げを検討していることが 11 日分かった。農業関係者の出資割合を過半としている現行要件を 3 分の 1 超に緩和、農業関係者以外の食品事業者や地方銀行ファンドが 3 分の 2 未満まで出資できるようにする。

農地の受け皿となる同法人の資本を強化するとともに、食品事業者や地銀がもつ経営ノウハウを活用し農産物の販路開拓につなげるのが狙い。与党との調整を経て、2024 年の通常国会で農地法改正を目指す。

特例を申請できるのは、認定農業者⁶として地域で営農実績がある農地保有適格法人に限定する。同法人と農業上の取引実績があることを条件に、食品事業者や地銀ファンドに特例枠を使った出資を認める。

これら以外の一般企業による出資も従来通り可能だが、農業関係者と食品事業者・地銀ファンドの出資割合が合計で過半を占めることを義務づける。このうち農業関係者については 3 分の 1 超の議決権を維持し、農地の転用や取締役の選任・解任といった特別決議で引き続き拒否権を行使できるようにする。

農地の転用は農業生産の拡大・改善用途に制限し、ホテルなどへの転用は認めない。(2023 年 12 月 12 日南日本新聞参考)

⁵ 「農地所有適格法人」とは、農業を営む法人が一定の要件を満たすことで農地を取得できる法人。農地所有適格法人になるためには、法人組織形態要件、事業要件、構成員(議決件)要件、役員要件の 4 つの要件を満たす必要がある。

⁶ 「認定農業者」は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。
なお、経営改善計画は 5 年間の計画であり、認定を受けてから 5 年経過した場合、再度計画を提出して再認定を受けないと認定農業者の資格を失う。

2 農政部と管内市町村との連携

農政部と管内市町村との連携は次のとおりである。

農政部各課	事 項
1 農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山周辺地域防災営農対策事業 ・かごしまの農業未来創造支援事業 ・地理的表示保護制度登録に向けた支援及び登録製品のPR及び説明会（JA、市町村、九州農政局） ・かごしまの6次産業化推進事業（JA 県中央会、鹿児島大学、九州農政局、市町村）
2 農村振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の農業振興地域整備計画の見直しに係る助言・指導、変更等 ・中山間地域等直接支払制度に基づく交付金 ・中山間地農業ルネッサンス事業によるアドバイザー派遣 ・鳥獣被害対策実践事業（アドバイザー派遣、交付金） ・多面的機能支払交付金、権限移譲交付金等の交付金
3 農業経済課	該当なし
4 経営技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業事故防止対策推進事業（県経済連、市町村含む） ・中心経営体等施設整備事業（市町村への補助） ・人・農地プラン推進支援事業 ・農業次世代人材投資事業
5 農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> ・サツマイモ基腐病対策推進事業（南種子町への補助） ・農業生産総合対策推進事業（市町村との連絡調整） ・農業者経営所得安定対策推進事業：市町村への補助金交付
6 畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛振興協議会のメンバー ・家畜導入事業（各市町村に基金造成） ・肉用牛振興システム強化事業（経済連、市町村、各農協の負担割合） ・資源循環型畜産確立対策推進事業（県他、市町村、農協等含む） ・家畜疾病病性鑑定事業（市町村、農協等団体含む） ・特定離島ふるさとおこし推進事業による畜産振興施設整備（三島、十島）(R3)
7 農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の負担金 ・土地改良にかかる市町村権限移譲交付金
8 農地保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の負担金 ・地籍調査事業補助金

3 農政部と国立大学法人鹿児島大学との連携

農政部と国立大学法人鹿児島大学との連携は次のとおりである。

農政部各課	事 項
1 農政課	・かごしまの6次産業化推進事業（JA 県中央会、鹿児島大学、九州農政局、市町村） ・県食の安心・安全推進委員会：委員長が鹿児島大学教授
2 農村振興課	該当なし
3 農業経済課	該当なし
4 経営技術課	・スマート農業の実現に向けた次世代農業技術の開発（産官学連携） 農業開発総合センター、農業大学校
5 農産園芸課	・県審議会の県果樹農業振興審議会：代表が鹿児島大学教授
6 畜産課	該当なし
7 農地整備課	該当なし
8 農地保全課	・沖永良部島の土壌特性研究委託（R3）

【参考】鹿大、畜産学科を来春新設

鹿児島大学は来年4月、共同獣医学部に畜産学科を新設する。曾於市の県立財部高校跡地では市と連携した南九州畜産獣医学拠点（通称SKLV＝スクラブ）の開所を控える。～農学の基本分野は七つあり、その一つが畜産学・獣医学で、本来は一体の学問だ。畜産学科では病理学や薬理学に加え、病気の診断や治療、予防にかかわる臨床獣医学も教える。臨床獣医学を教える畜産学科はここしかない。自治体の畜産課をはじめ、畜産技術と獣医師は職場も共通している。獣医学をよく知った畜産技術者を育てたい。～（2023年11月27日南日本新聞参考）

【参考】農業の発展へ 市と連携協定

鹿児島市とJA鹿児島みらいは24日、農業の発展に向け連携協定を結んだ。担い手の確保や育成、生産環境の整備、地域資源の活用が柱。同市と農協の協定締結は初めてで、具体的な取組を進める狙いがある。

主に、農協による新規就農者への研修ほ場の提供、機器レンタルや作業受託といった支援のほか、桜島大根や軟弱野菜などの海外輸出に向けたPRの実施を検討する。

同日、市役所で締結式があった。市長は「新規就農者の育成やスマート農業の技術検証など各分野の連携で農業振興、農業者の所得向上が図られる」と期待。同JAの組合長は「互いの資源や機能を活用し、都市農業の振興を軸とした地域貢献のため、力を合わせて取り組みたい」と意欲を示した。（2023年12月1日南日本新聞参考）

4 農政部と外部団体等との連携

農政部各課と事業遂行上関係のある団体は次のとおりであり、一体となって事業を推進している。

金額単位：千円

部署	事業遂行上の関係団体
1 農政課	・(公社)鹿児島県農業・農村振興協会① ※鹿児島県食の安心・安全推進委員会
2 農村振興課	・(公財)鹿児島県地域振興公社① (出捐 19,160) ※鹿児島県農村地域整備促進審議会
3 農業経済課	・鹿児島県農業信用基金協会① (出資 858,620) ※鹿児島県農業共済保険審査会
4 経営技術課	・(公社)鹿児島県農業・農村振興協会② ・鹿児島県農業信用基金協会② ・(一社)鹿児島県農業会議 ・鹿児島県農業環境協会 ・鹿児島県農業改良普及研究会 ・鹿児島県農業改良普及職員協議会 ・鹿児島県農業機械連絡協議会
5 農産園芸課	・(公社)鹿児島県糖業振興協会 (出資 260,000) ・(公財)鹿児島県地域振興公社② ・(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会 (出資 25,000、出捐 5,500) ・(公社)鹿児島県茶業会議所 (出資 15,000) ・(一社)鹿児島県茶生産協会 ・鹿児島県園芸振興協議会 ・鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会 ・鹿児島県花き振興会 ・鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会 ・鹿児島県米・麦等対策協議会 ・鹿児島県農業再生協議会
6 畜産課	・(公社)鹿児島県畜産協会 ・(公財)鹿児島県地域振興公社③ ・(公社)鹿児島県畜産協会 (出資 35,000) ・(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会 (出資 20,000) ・(公社)鹿児島県獣医師会 ・鹿児島県農業信用基金協会③ (出資 322,530) ・(一社)鹿児島県配合飼料価格安定基金協会 ・(一社)鹿児島県種豚改良協会 (出資 5,000) ・鹿児島県家畜商業協同組合 (出資 3,200) ・(株)ナンチク (出資 90,000) ・(公社)日本食肉格付協会 (出資 6,500) ・(一社)日本草地畜産種子協会 (出資 100) ・(一社)日本養鶏協会 (出資 7,000) ・(一社)家畜改良事業団 (出資 5,800)
7 農地整備課	該当なし
8 農地保全課	該当なし

(出典：定期監査調書 外かく団体等調べより抜粋)

(注) ※は審議会等

5 鹿児島県と農業協同組合との連携

鹿児島県と農業協同組合との連携についての質問に関する回答をもとに作成した関係は次のとおりである。

農政部各課	事 項
1 農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業（県経済連） ・かごしまの農林水産物認証制度普及事業（県経済連） ・地理的表示保護制度登録に向けた支援及び登録製品のPR及び説明会（JA、市町村、九州農政局） ・かごしまの6次産業化推進事業（JA 県中央会、鹿児島大学、九州農政局、市町村） ・補助金 ・業務委託
2 農村振興課	該当なし
3 農業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合の検査、指導及び監督に関すること（分掌事務） ・農業改良資金貸付金債権の保全及び回収の事務委託（県信連） ・外郭団体：鹿児島県農業信用基金協会（出資）
4 経営技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業適正使用推進事業（農協営業所指導含む） ・農作業事故防止対策推進事業（県経済連、市町村含む） ・就農支援資金貸付事業 ・業務委託（各農協）
5 農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要対応型産地育成緊急対策事業（サツマイモの輸出向け産地づくりに2農協事業実施） ・サツマイモ基腐病対策推進事業（8農協へ補助） ・県経済連内に事務局のある外郭団体：（公社）鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会（出資・出捐）
6 畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛振興協議会のメンバー ・肉用牛振興システム強化事業（経済連、市町村、各農協の負担割合） ・産肉能力検定事業 ・肉用牛改良増殖対策事業 ・乳用育成牛確保支援事業等（県酪農農業協同組合） ・鶏卵価格安定貸先事業（県経済連） ・資源循環型畜産確立対策推進事業（県他、市町村、農協等を含む） ・自衛防疫強化総合対策事業（市町村、農協団体等含む） ・家畜疾病病性鑑定事業（市町村、農協団体等含む） ・補助金 ・鹿児島県農業信用基金協会（出資）
7 農地整備課	該当なし
8 農地保全課	該当なし

【参考】宮崎全13JA 来春合併 農畜産物販売高首位に

J Aグループ宮崎は12日、宮崎県内の13JAを1つに合併する「県域JA」を来年4月1日に設立すると発表した。業務を効率化し、財務基盤の強化を目指す。全国6例目の「1県1JA」で、農畜産物の販売高が全国首位のJAが誕生する。

～JA宮崎中央会の会長は、組合員の高齢化の高齢化や資材高騰など厳しい経営状況が続いている指摘。「体力のあるうちに次世代につなげるJAが必要だ。食料生産県であることをもう一度打ち出していきたい」と述べた。～

既に1県1JAとなったのは、奈良、島根、山口、香川、沖縄の5県。（令和5年10月3日 南日本新聞参考）

【参考】全国農協20年で半減 25年500弱 経営環境厳しく

全国の農業協同組合（JA）の数が、2025年春にも500を割り込み、千を超えていた2000年初頭からの20年余りで半減する見通しとなったことが14日、共同通信のまとめで分かった。市町村合併で統合が進んだほか、人口減少や低金利の長期化を背景に、財務基盤の強化を目指し再編が加速しているため。～他の12県も構想を検討しており、厳しい経営環境が浮き彫りになった。（2023年11月15日南日本新聞参考）

6 鹿児島県と農研機構との連携

令和4年2月8日 鹿児島県及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）は、共同研究の推進及び研究成果の普及並びに農業分野における人材育成等を通じ、地域産業の振興及び地域社会の持続的発展に寄与することを目的に連携協定を締結。

【連携協力事項】

- ・ 共同研究の推進に関すること
- ・ 新品種・新技術等の研究成果の普及に関すること
- ・ 農業分野における人材育成のための研修会等の開催に関すること
- ・ 農業分野における技術相談等に関すること
- ・ 情報の共有及び相互発信等に関すること

【主な取組内容】

以下の3つの分野において二者で緊密な連携協力を推進します。

- (1) 「サツマイモ基腐病」の緊急防除対策
- (2) 茶新品種「せいめい」の普及促進
- (3) サトウキビ新品種「はるのおうぎ」の普及促進



Ⅶ 指摘と意見の一覧

農政部は鹿児島県の基幹産業である農畜産業を維持し、将来を見据えてさらに進展させるという重要な役割を担っている。

事業費も多額であるが、各事業の推進においては地理的条件等を考慮に入れた県独自の視点が必要であり、また、多くの離島を抱える環境はそれぞれの島に適合した施策もますます求められている。

当年度の監査において抽出して検討できた事業は事業費全体から見ると僅かであり、現場往査した振興局、支庁や事業場も限られているが、抽出した事業に関しては、財務事務執行手続の詳細な検討ができたと考えている。

農政部各課及び出先機関の監査において、指摘及び意見とすべきと判断して記載した事項は次のとおりである。

財務事務の執行が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの等については【指摘】としており、有効性、効率性、経済性等の観点から、事務の見直しや工夫や検討が必要と判断したものを【意見】として記載している。

【指摘】 2件

番号	区分	主務課 (事業実施機関) 記載ページ	事業名 等	指摘事項の概要
1	4-1	経営技術課 P151	化学肥料低減化推進事業	重要物品原票(高速土壌養分自動分析装置)の記載について 本件機器は地域振興局及び支所 8 か所に設置されている。設置部署によって重要物品原票の分類名に相違が生じていた。
2	5-1	農産園芸課(フラワーパーク) P159	フラワーパークかごしま管理運営事業	実績報告書における収支精算書の記載について 収支精算書における施設等利用料金額とその内訳である月別入園料収入合計額に不整合がみられた。令和2・3年度の記載は問題なく、単純ミスであるが、指定管理業務における施設等利用料収入報告は重要な項目であることから、今後も留意されたい。

【意見】 32件

番号	区分	主務課 (事業実施機関) 記載ページ	事業名等	意見の表題
1	1-1	農政課 (大隅地域振興局 農林水産部) P37	活動火山周辺地域 防災営農対策事業	入札の状況について
2	1-2	農政課 P37	活動火山周辺地域 防災営農対策事業	成果の具体的・詳細な情報開示について
3	1-3	農政課 (大隅地域振興局 農林水産部) P41	かごしまの農業未 来創造支援事業	実績報告の記載について
4	1-4	農政課 (大隅地域振興局 農林水産部) P44	かごしまの農業未 来創造支援事業	最終事業費の記載について
5	1-5	農政課 (北薩地域振興局 農林水産部) P54～55	かごしまの農業未 来創造支援事業	事業実施計画(目的)との整合性について
6	1-6	農政課 (北薩地域振興局 農林水産部) P58	かごしまの農業未 来創造支援事業	変更契約書の記載について
7	1-2②	農政課 P59	かごしまの農業未 来創造支援事業	成果(アウトカム)の記載について
8	2-1	農村振興課 P68	事業全般	成果指標の適時の評価、対策、見直しについて
9	2-2	農村振興課 P87	事業全般	委託費及び補助金の検査等の実効性ある取組みに ついて
10	3-1	農業経済課 P114	農業近代化資金利 子補給金	延滞額を把握することの有用性の再検討について
11	4-1	経営技術課 P125	「稼ぐ力」を引き 出すスマート農業 普及展開事業	業務委託積算と成果物の乖離について
12	4-2	経営技術課 P127	「稼ぐ力」を引き 出すスマート農業 普及展開事業	動産総合保険加入の確認について
13	4-3	経営技術課 P127	「稼ぐ力」を引き 出すスマート農業 普及展開事業	現地実証活動記録の活用について
14	4-4	経営技術課 P129～130	環境保全型農業直 接支援対策事業	農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用につ いて
15	4-5	経営技術課 P135	担い手育成推進事 業	農業経営・就農支援センター業務委託報告書の活 用について

番号	区分	主務課 (事業実施機関) 記載ページ	事業名等	意見の表題
16	4-6	経営技術課 (農業大学校) P145	農業大学校(学生経費出納簿)	預金通帳との照合回数について
17	4-7	経営技術課 (農業大学校) P149	農業大学校(卒業生の農業関係への就職)	卒業生の農業関係への就職率の増加と県内就職先への定着数の増加について
18	4-8	経営技術課 (農業開発総合センター・農業大学校含む) P151	農業開発総合センター・農業大学校(生産物販売業務)	販売業務フローの簡素化について
19	5-1	農産園芸課 (フラワーパークかごしま) P157~158	フラワーパークかごしま管理運営事業	事業報告書の記載について
20	5-2	農産園芸課 (フラワーパークかごしま) P159	フラワーパークかごしま管理運営事業	指定管理者の公募について
21	5-3	農産園芸課 P166~167	野菜価格安定対策事業	県単野菜価格安定対策事業資金の運用について
22	5-4	農産園芸課 P168~169	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業	積立額残高返還における県補助金の取扱いについて
23	6-1	畜産課 P184	全国和牛能力共進会展品対策事業	事業成果について
24	6-2	畜産課 P192	畜産基盤再編総合整備事業及び畜産環境総合整備事業	各計画進捗度の向上について
25	6-2-1	畜産課 (畜産試験場) P208	毒劇物の管理状況	確認を実施した記録について
26	6-2-2	畜産課 (畜産試験場) P208	毒劇物の管理状況	安全管理講習会が開催されていないことについて
27	6-2-3	畜産課 (畜産試験場) P208	毒劇物の管理状況	長期間使用実績のない毒劇物について
28	7-1	農地整備課 P262~263	県営中山間総合整備事業(公共)	成果の記載について
29	7-1 ②	農地整備課 P263	畑地帯総合農地整備事業(公共)	成果の記載について
30	7-1 ③	農地整備課 P264	経営体育成基盤整備事業(公共)	成果の記載について

番号	区分	主務課 (事業実施機関) 記載ページ	事業名等	意見の表題
32	9-1	未利用公有財産 の検討状況 P 290	公有財産	処分予定時期の記載について

第二編 第一章 農政課

I 事業概要

農政課は次の事務分掌（鹿児島県行政組織規則）により事業を推進している。

I 農政課（かごしまの食輸出戦略室・かごしまの食ブランド推進室を含む。）	職員数
(1)農業計画の策定、管理及び推進に関する事。 (2)農業に関する基本問題の調査検討に関する事。 (3)農業災害に関する事。 (4)経営構造対策に関する事。 (5)奄美群島農業振興対策に関する事。 (6)防災営農対策に関する事。 (7)食育・地産地消の推進に関する事。 (8)農畜産物の流通対策の企画及び総合調整に関する事。 (9)農産物の販路拡大対策及び消費宣伝に関する事。 (10)農産物の流通体系の整備に関する事。 (11)農畜産物の情報に関する事。 (12)かごしまブランド確立運動に関する事。 (13)卸売市場に関する事(水産振興課の所管に属するものを除く。) (14)卸売市場審議会に関する事。 (15)農畜産物の加工対策に関する事。 (16)大隅加工技術研究センターに関する事。 (17)農林物資の規格化に関する事。 (18)食の安心・安全の確保に係る企画及び総合調整に関する事。 (19)鹿児島県食の安心・安全推進条例の施行に関する事(生活衛生課の所管に属するものを除く。) (20)認証制度の推進に関する事。 (21)米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)の施行に関する事。 (22)食品表示法の施行に関する事(健康増進課及び生活衛生課の所管に属するものを除く。)	事務職 19(2) 技術職 24 計 43(2)

注：職員数は令和4年5月末現在，（ ）書きは臨時的任用職員で外書き。

Ⅱ 令和4年度当初予算の状況

令和4年度農政課の当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
農業費 農業総務費	職員給与関係費	1,035,240	1,047,007	△11,767
〃	農政管理事業	68,166	44,417	23,749
農業費 農業改良普及費	かごしまの”食“推進事業	10,059	9,169	890
農業費 農業振興費	農政企画調整事業	1,383	1,383	0
〃	活動火山周辺地域防災営農対策事業	1,721,938	1,531,739	190,199
〃	新 かごしまの農業未来創造支援事業（県単公共）	371,479	206,479	165,000
〃	奄美農業支援プロジェクト事業	1,778	882	896
〃	農業・農村振興協会会費負担金事業	4,500	4,500	0
〃	農業創出緊急支援推進事業	713	650	63
〃	農産物等流通総合企画調査事業	2,065	2,065	0
〃	「かごしまブランド」確立推進事業	971	971	0
〃	新 かごしまの食販売促進強化事業	34,824	0	34,824
〃	新 かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業	118,259	64,647	53,612
〃	廃 かごしまの「食」販路拡大推進事業	0	15,334	△15,334
〃	食品加工振興推進対策事業	5,529	5,572	△43
〃	廃 6次産業化 ¹ ステップアップ事業	0	29,786	△29,786
〃	新 かごしまの6次産業化推進事業	45,464	0	45,464
〃	卸売市場総合対策事業	505	505	0
〃	新 卸売市場施設整備事業	13,267	0	13,267
〃	かごしまの農林水産物認証制度普及事業	12,923	3,006	9,917
〃	食品表示適正化推進事業	489	489	0
〃	安心・安全な食の鹿児島づくり推進事業	2,289	2,289	0
〃	廃 これからの6次産業化等商品開発・販路拡大モデル育成事業	0	20,301	△20,301
〃	地域食農連携プロジェクト推進事業	10,000	0	10,000
大隅加工技術 研究センター ² 費	大隅加工技術研究センター運営事業	51,759	55,894	△4,135
〃	大隅加工技術研究センター企画調整事業	1,305	1,305	0
〃	大隅加工技術研究センター試験研究事業	16,055	17,452	△1,397
課計		3,530,960	3,065,842	465,118

¹ 農林漁業者（1次産業）が、生産物の価値を上げるため、農畜産物・水産物・林産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、収益を向上させる活動のこと。
東京大学名誉教授の故 今村 奈良臣（いまむら ならおみ）先生が提唱した造語。
当初は1+2+3=6であったが、後に1×2×3=6になった。（出所：公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会のホームページ）

² 「大隅加工技術研究センター」では、鹿児島県産農産物の付加価値向上に向けた加工・流通技術の研究・開発に取り組んでいるほか、施設の開放などにより食品加工事業者等が自ら行う加工品開発の支援等を行っている。

令和4年度農政課の当初予算は、令和3年度と比較して4億65百万円増加し、35億3千万円となっている。廃止事業は「かごしまの「食」販路拡大推進事業」、「6次産業化ステップアップ事業」、「これからの6次産業化等商品開発・販路拡大モデル育成事業」の3事業であるが、新しい段階への新事業に引き継がれている。

農政課の事業費（農業振興費）としては「活動火山周辺地域防災営農対策事業」が令和3年度と同様、圧倒的に事業費が大きく、2番目に大きい新規の「かごしまの農業未来創造支援事業（県単公共）」約3億7千万円の約4.6倍、17億21百万円となっている。

以下、全体事業の中から、事業費の大きい「活動火山周辺地域防災営農対策事業」、新規事業の「かごしまの農業未来創造支援事業（県単公共）」、「かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業」及び「かごしまの6次産業化推進事業」を抽出して財務事務執行手続について検討する。

Ⅲ 抽出事業に関する検討

1 活動火山周辺地域防災営農対策事業

1-（1）活動火山周辺地域防災営農対策事業の概要

8 農業災害防止等に関する施策

■ 活動火山周辺地域防災営農対策事業【継続】

【令和4年度予算額 1,721,938千円】
財源（国庫：1,053,098千円，特定：305,824千円，
一財：363,016千円）

<対策のポイント>

火山活動に伴う降灰等による農作物への被害を防止・軽減するため、「防災営農施設整備計画」に基づき、被覆施設や洗浄施設の整備等を行う。

<政策目標>

降灰等による農作物被害の防止・軽減（3ヶ年事業費総額：73.8億円※）
※ 第16次防災営農施設整備計画（令和2～4年）

<事業の内容>

1 目的（必要性、背景）

降灰等による被害を防止・軽減するため、被覆施設や洗浄施設の整備等を行い、農業者の経営安定、地域農業の健全な発展を図る

2 事業主体（※負担割合）

市町村，農業協同組合，土地改良区，農業者団体等
（被害激甚地域 100分の75以内
一般地域 100分の65以内
被覆資材の更新 100分の50以内）

3 事業内容

- (1) 降灰地域土壌等矯正事業
- (2) 降灰防止・降灰除去施設等整備
 - ・畑地かんがい施設整備
 - ・降灰地域茶安定対策
 - ・降灰地域たばこ安定対策
 - ・降灰地域野菜安定対策
 - ・降灰地域花き安定対策
 - ・降灰地域果樹安定対策
 - ・降灰地域飼料作物確保対策

4 事業期間

昭和50年～

<事業の流れ・補助率等>



<事業イメージ>

<火山噴火による被害>



インゲン



茶



飼料作物

<降灰対策の実施>



被覆施設



摘採前洗浄施設



飼料作物収穫調整用等機械施設

【お問い合わせ先】

鹿児島県農政部農政課地域農業振興係（099-286-3113）

■令和4年度実績による地域別事業費発生額

金額単位：千円

地域 (振興局)	地区数	国庫	県単	総事業費	補助金		
					計	国庫	県費
鹿児島	12	11	1	427,254	273,842	178,073	95,769
南薩	16	16	0	612,645	389,214	326,731	62,483
北薩	6	4	2	138,775	80,801	31,988	48,813
始良伊佐	13	11	2	136,412	83,107	48,180	34,927
大隅	24	19	5	1,056,954	639,637	319,317	320,320
曾於	2	2	0	78,426	46,341	35,648	10,693
合計	73	63	10	2,450,466	1,512,942	939,937	573,005

38.36%

23.38%

金額単位：円

※ 当年度完了分（一部次年度繰越）	2,399,040,326	916,562,000	565,993,000
	51,425,000	23,375,000	7,012,000
計	2,450,465,326	939,937,000	573,005,000

令和4年度の地域別実績では大隅地域振興局の事業費が約43%の10億56百万円、次いで南薩地域振興局が約25%の6億12百万円となっている。

■対象作物別実績額の状況

令和4年度実績による対象作物の割合、それに関する国費、県費の状況は次のとおりとなっている。

金額単位：円

対象作物	総事業費	割合(%)	国費	県費
野菜	1,625,059,449	66.3	610,096,000	405,241,000
飼料作物	327,545,800	13.4	135,599,000	61,151,000
茶	263,182,700	10.7	108,184,000	49,904,000
果樹	230,190,840	9.4	84,017,000	56,673,000
花き	4,432,835	0.2	2,041,000	0
土壌矯正	53,702	0.0	0	36,000
計	2,450,465,326	100.0	939,937,000	573,005,000

農政課では、個別の事業に係る一覧資料を作成し、事業費管理を実施しているが、それによると、上記の野菜の事業費の内容はビニールハウス等の「被覆施設」、飼料作物では「飼料作物収穫調製用等機械」、茶では「摘採機能付き除灰機」、果樹では「被覆施設」（被覆資材更新）、花きでは「被覆資材更新」が多くなっている。

このように「被覆施設」が事業費として多いが、数年後には「被覆施設更新」の費用が生じてくるため、将来費用の負担が気になる場所であるが、「本事業では、県本土全域から上がってくる要望に公正、効率的に対応するため、幅広い農家に補助金を充てる趣旨から、同一者が同一の受益地で機械・施設を再整備すること（更新）を認めていない。」との説明を受けた。

●「鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金交付要綱」

(趣旨)

第1条 知事は火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域において、各地域の実態に応じた防災営農対策を図るため、予算の定めるところにより事業を実施する市町等に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助対象経費並びに補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表第1のとおりとする。

別表第1

補助対象経費	補助率	補助事業の内容等の変更要件	事業遂行状況報告		
			報告時点	報告期限	報告様式
市町村が活動火山周辺地域防災営農対策事業実施計画(以下「実施計画」という。)に基づいて行う事業に要する経費、並びに農業協同組合、土地改良区及び農業者の組織する団体が実施計画に基づいて行う事業に要する経費について市町村が補助する場合における当該事業に要する経費	1 被害激甚地域 100分の75以内 2 一般地域 100分の65以内 3 被覆資材の更新 100分の50以内	1 補助金額の変更 2 事業実施主体の変更 3 設置場所の変更 4 事業費または事業量の30%を超える増減 5 施設等の細分の新設又は廃止 6 施設等の主要構造、規格、能力の変更	事業年度の第3四半期の末日	当該年度の1月15日	別記第15号様式

1-(2) 抽出事業の財務事務の執行

大隅地域振興局に係る一連書類(令和4年度 総事業費 1,056,954千円)

令和4年度総事業費の多い大隅地域振興局の実施事業から抽出した事業に関する財務事務の執行は次のとおりである。なお、各地域振興局から送付された資料ファイルにより記載を行っている。

1-(2)-① 鹿屋市 R生産組合 事業費 124,134千円

【鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業】

・6月17日 「現場説明会出席確認書」でも出席者はきもつき農業協同組合のみで、立会者は鹿屋市産業建設課の担当者である。

●令和4年6月24日 【施工代行者】入札の状況

「施主代行者 一般競争入札参加資格申請書 受付簿」は鹿児島きもつき農業協同組合のみであった(同受付簿の申請書提出日は空欄で日付の記載がない)。

・「代行者一般競争入札公告」(事業実施主体Rが公告実施者)より「2 競争入札に参加する者に必要な資格等」

(1)資格要件	
ア	被覆整備に係る施工管理業務の実績がある者
①	発注者から直接または間接的に受託し、業務が完了している実績とする。
②	実績については、鹿児島県標準型ハウスに関するもののみとし、かつ事務費3,000万円以上の実績とする。
③	実績対象期間については、過去3年間とする。
イ	対象工事について、実施設計が適切に行える者、かつ適正な施工管理担当者(工事の管理を含む)を配置できる者
ウ	適正な入札執行等の事務手続きが行える者
エ	鹿児島県内に事務所所在地を有する者
オ	工事履行不能等により契約期間内に工事が完了しない場合の補償を行える者。(別途協議)

(2)欠格要件	
ア	経営状態が著しく不健全であると認められる者
イ	① 直近3ヶ年連続して経常利益が赤字である場合等
エ	参加資格申請書や添付書類の重要な事項について虚偽の記載を行った者、並びに重要な事実を記載しない者
ウ	予備決算及び会計令の第70条(禁治産者等)、第71条(入札にあたり連合した者等)に該当する者

(注)公告文書中、4 入札および開札の日時が令和3年6月24日(金)となっているが、令和4年6月24日(金)の誤りと思われる。

・6月24日 代行者一般競争入札会の出席業者は、鹿児島きもつき農業協同組合と鹿児島経済連

・6月24日 「代行者一般競争入札てん末書」(契約担当者及び入札執行者：R組合長、立会者：鹿屋市申良総合支所産業建設課の担当者が署名・押印)が作成されており、2回の入札(1回目4.5%、2回目4.2%)で落札せず、随意契約交渉により鹿児島きもつき農業協同組合に決定された旨が記載されている。

交渉結果はR作成の「入札予定価格調書」と同額で事業実施計画概算工事費(税抜)124,650,000円×予定料率3.9%=4,861,350円で決定された。

同日、「施主代行者決定通知書」がRから鹿児島きもつき農業協同組合に通知されている。

●令和4年7月22日 【被覆施設等新築工事業者】入札の状況

参加業者名	見積金額(千円)		
	1回目	2回目	3回目
A(日置市)	①127,000	①122,000	①116,000
B(鹿児島市)	②130,000	③125,700	②120,000
C(鹿児島市)	③133,000	②125,500	④121,500
D(鹿児島市)	④137,000	⑤126,500	⑤121,800
E(肝属郡)	⑤140,000	④126,000	③121,000

同日の「業者決定てん末書」(確認者：R 組合長、鹿屋市申良総合支所産業建設課、鹿児島きもつき農業協同組合(代行者))によると「再々見積の結果、目標価格に達しなかったため最低価格業者であるAと協議をした結果、111,000,000円(税抜)の提示があったので決定した。」とのことである。

●令和4年7月28日 「施主代行委任契約書」(Rと鹿児島きもつき農業協同組合)

- ・工期 着工：令和4年7月28日 完成(引渡期日)：令和5年2月17日
- ・建設費 126,861,900円(うち消費税等11,532,900円)
- (建設費内訳) 製造請負工事費122,100,000円(内消費税11,100,000円)
- 製造請負管理料 4,761,900円(内消費税42,900円)

「施主代行委任契約書」の建設費126,861,900円のうち補助対象額は124,134,941円と鉛筆で記載されている。契約額は補助対象と補助対象外の合計額であり、内訳は実施設計書により確認されているとのことであるが、以下の工事着手報告書、工事完成報告書から事業掲示板に至るまで、事業費として補助対象額が記載されており、同契約書の建設費の下に建設費内訳の項目もあるので、当該契約書上でも補助対象金額も明示しておく方法の検討が適当ではないかと考える(別表の「【参考】取引金額のまとめ」参照)。

●令和4年7月28日 「工事着手報告書」(鹿屋市長から大隅地域振興局長)

交付決定	令和4年4月20日 大隅農普第53号
交付決定額	73,342,000円
事業種目 (工種又は施設区分)	降灰防止降灰除去施設等整備事業(降灰地域野菜安定対策) (被覆施設、栽培管理用機械施設)
着手	令和4年7月28日
完成予定	令和5年2月17日 事業主体検査日:令和5年1月19日 市確認検査日:令和5年1月26日
事業主体	R
事業実施箇所	鹿屋市串良町有里、同下小原
施工方法	代行施工 請負者 鹿児島きもつき農業協同組合 施工業者 A
事業量	本ぼハウス 7棟 7,426.8㎡ (KPHNⅢ型ハウス 4連5棟、5連1棟、3連1棟) 灌水施設 7,426.8㎡、排水施設 129m、防湿用資材 7,426.8m 排気装置(自動開閉装置、循環施設)1式、電気工事1式 【補助対象外】 防虫ネット1式、液肥混入器1式、誘因施設1式
事業費	124,134,941円

●令和5年1月26日 「工事完成報告書」(鹿屋市長から大隅地域振興局長)

交付決定	令和4年4月20日 大隅農普第53号
交付決定額	73,342,000円
事業種目 (工種又は施設区分)	降灰防止降灰除去施設等整備事業(降灰地域野菜安定対策) (被覆施設、栽培管理用機械施設)
着手	契約年月日:令和4年7月28日 工事着手日:令和4年7月28日
完成	工事完成日:令和5年1月19日 事業主体検査日:令和5年1月19日 市確認検査日:令和5年1月26日
事業主体	R
事業実施箇所	鹿屋市串良町有里、同下小原
施工方法	代行施工 請負者 鹿児島きもつき農業協同組合 施工業者 B
事業量	本ぼハウス 7棟 7,426.8㎡ (KPHNⅢ型ハウス 4連5棟、5連1棟、3連1棟) 灌水施設 7,426.8㎡、排水施設 133m、防湿用資材 7,426.8m 排気装置(自動開閉装置、循環施設)1式、電気工事1式 【補助対象外】 防虫ネット1式、液肥混入器1式、誘因施設1式
事業費	124,134,941円

前記「工事着手報告書」と異なるのは完成日が2月17日から1月19日に早くなったことと、排水施設が129mから133mに4m伸びていることである。

●令和5年3月3日 「令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金実績報告書」
(鹿屋市長から大隅地域振興局長)(関係書類は1事業実績書、2収支精算書)が報告されている。

●令和5年3月3日 「令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金交付確定知書」(大隅地域振興局長から鹿屋市長)の補助金の額 73,342,000円

●令和5年3月16日 「支出命令票」で支払日令和5年3月30日に支出命令額 73,342,000円が処理されていた。

●「事業案内板」による事業内容確認

完成工事現場には次のような金属フレームの案内板が建てられている。

1 工事名	令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業
2 事業主体	R
3 施工場所	鹿児島県鹿屋市～
4 事業量	被覆施設 7棟 7,426.8 m ²
5 事業費	124,134,941 円
6 工期	令和4年7月28日～令和5年2月17日
7 施工方法	代行施工
8 施工業者	B
9 施主代行者	鹿児島きもつき農業協同組合 鹿児島県経済農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会

【参考】取引金額のまとめ

(金額単位：円)

区分	①農地保全整備事業(特殊自然災害対策工事)整備計画概要書(4.4.20)	②施主代行委任契約書(4.4.20)	③工事着手報告書(4.7.28)	④工事完成報告書(5.1.26)	⑤検査調査および⑥補助事業現地調査復命書(5.1.26)	⑦活動火山周辺地域防災営農対策事業実績書第2号様式(5.3.3)
計画策定者	鹿児島県					
策定年月日	令和2年3月					
製造請負工事費		111,000,000				
消費税		11,100,000				
小計		122,100,000				
製造請負管理料		4,719,000				
消費税		42,900				
小計		4,761,900				
工事費管理料計		115,719,000				
消費税		11,142,900				
合計		126,861,900			126,861,900	
総事業費	140,563,500					(140,563,500) 124,134,941
うち補助対象	134,872,500		124,134,941	124,134,941	124,134,941	124,134,941
負担割合	県	73,342 千円	73,342,000	73,342,000	73,342,000	73,342,000
地元		67,222 千円				50,792,941

(注)①の計画の策定は令和2年3月であり、その時点の総事業費は140,563千円で、補助対象額は134,872千円、うち県負担は73,342千円、地元負担は67,342千円であった。

②の契約において事業費が126,861千円(うち補助対象額は124,134千円)と減少したが、県の負担分は変更されていないため、地元負担が67,222千円から50,792千円へと16,430千円ほど減少している。

■【大隅地域振興局 往査】

日時：令和5年10月19日（木曜日） 人数：外部監査人補助者と2人

午前：繰越で使用する事業の内容検討

午後：整備課、保全課の事業を中心に現場視察であったが、活動火山周辺地域防災
営農対策事業で抽出した事業1か所についてビニールハウスの外観とハウス
内でピーマンが作られている状況を確認した。

※なお、当該事業で設置されたビニールハウスの道路側に当該事業で設置された
ことを示すアルミ枠看板が立てられ、P27記載の「事業案内板」内容が表示され
ており、事業主体、事業費等が一致していることを確かめられた。

（事業現場写真：対象のビニールハウス） 事業：III-1-（2）-①



1-(2)-② 志布志市 S³生産組合 事業費 255,860 千円

【鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業】

【事業の必要性】

本市の志布志地区及び松山地区では、冬季温暖な気候を生かし古くから冬春ピーマンの栽培が盛んで、令和2年度で面積52ha、販売額は29億円を超え、本市の再重点品目となっている。

また、有明地区においては、いちごの栽培が盛んであり、令和2年産で面積28ha、販売額は12億9千万円を超え、冬春ピーマンと同様に本市の最重点品目となっている。

³ 活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領 第3事業実施主体：代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約等の定めがある農業者の組織する団体とし、原則として、農業者3者以上を含む団体

今後も新規就農者の確保・育成に努め、天敵を利用するなど栽培技術の向上を図りながら、さらに面積を拡大していくところである。

このような中で、桜島の火山活動はここ数年再び活発化してきており、降灰により本地区の野菜（冬春ピーマン、いちご）が被害を受けている。被害としては、火山灰の付着による品質、商品化率の低下である。

このことから、降灰防止策として被覆施設を導入し被害の軽減、及び徐灰等に要する労力の軽減を図り、品質の向上に努め、生産農家の経営安定を図る必要がある。

(注)火山灰の被害はここ数年再び活発化したからというより、古くからずっと被害を受けているのではないか。

志布志市長から大隅地域振興局に提出された施計画承認申請書類のうち、「農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）整備委計画概要書」（様式 1-1）の抜粋は次のとおりである。

関係市町村	志布志市	事業実施主体	S		
対策計画名	第16次防災営農施設整備計画（活動火山対策特別措置法）				
特殊自然災害の被害状況	本地区の野菜は、桜島の火山活動に伴い降灰による収量及び品質の低下が著しく、農家経営が不安定となっており、 <u>農家の生産意欲も減退している。</u>				
工事の必要性	桜島の火山活動に伴う降灰被害の防止と農業経営の安定を図るため、 <u>野菜（ピーマン、いちご）の被覆施設等</u> を導入する。				
受益面積	水田	畑	樹園地	その他	計
	—	1.6ha	—	—	1.6ha
予定工期	交付決定後～令和5年3月				
工事の概要	被覆施設、付帯施設一式 ・ピーマン（KPHNⅢ型ハウス 11棟 13,770.0㎡） ・いちご（KPN型ハウス 2棟 2,713.2㎡） 総事業費 322,106,400円（うち補助対象 322,106,400円）				
負担割合	国	県	市町村	地元	備考
	0円	195,254,000円	0円	126,852,400円	県（60.6%）
施設の予定管理方法	事業実施主体による直営管理				

●令和4年5月20日 施主代行者決定入札の状況

・「入札予定価格調書」令和4年5月20日 S

入札予定価格

事業実施計画概算工事費	予定料率	概算製造請負管理料
306,768,000	3.2%	9,816,576

(注) 施主代行を依頼しているSの組合長が詳細な予定料率を作成している。

・令和4年5月20日「入札書」 所お鹿児島農業協同組合 代表理事組合長 4.50

・令和4年5月20日「再入札書」 同上 4.20

・「代行者一般競争入札てん末書」より抜粋

決定者 鹿児島県経済農業協同組合連合会（3者JV）

決定料率 3.15% 概算管理料 9,663,192円

予定価格 3.20% 概算管理料 9,816,576円

特記事項 再見積(2回目)の結果、予定価格に達せず、協議により製造請負管理料率3.15%で決定した。

契約担当者名 S 立会者名 志布志市農政畜産課

- 令和4年6月21日 工事名称：令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業（降灰防止・降灰除去施設等整備事業）に関する入札等の状況

- ・「見積設計目標価額調書」

令和4年6月21日 S

目標価額 231,807,600円（税抜） ※税込 254,988,360円

- ・「業者決定顛末書」

見積結果

参加業者名	見積金額（千円）		
	1回目	2回目	3回目
A（鹿児島市）	①257,500	①241,500	①237,000
B（鹿児島市）	⑤273,000	③245,000	④239,500
C（鹿児島市）	②265,000	④248,000	⑤240,000
D（日置市）	③268,000	⑤250,000	②238,000
E（鹿児島市）	④270,000	②243,000	③238,800

（業者決定理由）

3回目の見積の結果、見積設計価額内に達しなかったため協議となり、231,800,000円（税抜）でAが落札

- ・「見積書」← 金額落札額のため協議を受けて作成されたものと思われる。

令和4年6月21日 A 代理人

金額 231,800,000円

- 令和4年6月28日 「施主代行委任契約書⁴」

（委任者）S （受任者）そお鹿児島農業協同組合

そお鹿児島農業協同組合は、Sに代わって、施主代行業務の共同受任に関する協定書により、鹿児島県経済農業協同組合連合会および全国農業協同組合連合会と共に、工事請負契約書の趣旨に基づき、業務を分担して施主代行を行う。

建設費の支払いについては、工事費および施主代行業務に対する管理料等すべてそお鹿児島農業協同組合・鹿児島県経済農業協同組合連合会・全国農業協同組合連合会を経由するものとする。

- ・建設費 263,011,870円（本体 239,101,700円 消費税等 23,910,170円）
 - 製造請負工事費 254,980,000円（本体 231,800,000円 消費税等 23,180,000円）
 - 製造請負管理料 8,031,870円（本体 7,301,700円 消費税等 730,170円）

「令和4年度 活動火山周辺地域防災営農対策事業（降灰防止・降灰除去施設等整備事業）降灰地域野菜安定対策 出来高設計書」（事業主体代表者 S、施工管理者 鹿児島県経済農業協同組合連合会、設計者 A）、「〃 実施設計書」（〃）より抜粋

⁴ 「施主代行方式」とは、建築工事において、施主と施工業者が直接契約する一般的な請負契約に代わり、JAグループが施工業者と施主の間に入り、請負契約事務を代行するシステム。

(設計)

区分	所属機関名・氏名
設計者	A
施工管理者	鹿児島県経済農業協同組合連合会 園芸資材課
事業主体代表者	S

(審査)

区分	部課名	職名	指名	印
市町村	志布志市役所 農政畜産課	農政畜産課長	○	有
		課長補佐	○	有
		農政係長	○	有
出先機関	大隅地域振興局農林水産部農政普及課	農業技師	○	有

区分		単位	数量	金額(円)
事業名	令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業 (降灰防止・降灰除去施設等整備事業)			
事業主体	S			
1	ハウス施設工事 製造請負工事	式	1	225,497,000
2	製造請負管理料 3.15%	式	1	7,103,155
3	消費税等相当額 10%	式	1	23,260,015
	小計			255,860,170
1	ハウス施設工事 製造請負工事 (対象外)	式	1	6,303,000
2	製造請負管理料 3.15%	式	1	198,545
3	消費税等相当額 10%	式	1	650,155
	小計			7,151,700
	合計			263,011,870

- 令和4年6月28日 志布志市長から大隅地域振興局長に「～補助金変更申請書」が提出され、同日「変更決定通知書」が志布志市長に通知されている。

前回までの申請額：①195,254,000円

変更後の申請額：②166,309,000円 (△28,945,000円 △14.8%)

計画変更の理由：入札による事業費の減に伴う補助金額の減

入札の結果により事業費が減少するのは一般的であり、過去の実績からも予見できると思われる。現状の手続の流れだと、ほぼ毎回の契約において補助金額変更の事務手続が発生することになり、事務手続としては非効率とも思われるが、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金交付要綱に基づく手続となっている。

- 令和4年6月28日 「着工届」が請負業者Aからそお鹿児島農業協同組合に提出

- 令和4年11月15日 工事引渡書 引渡期日

請負業者Aからそお鹿児島農業協同組合に令和4年11月15日に「工事引渡書」が提出され、同日「工事受渡完了書」を受領。一方、そお鹿児島農業協同組合からSに令和4年11月15日に「工事引渡書」提出され、同日に「工事受渡完了書」が受領されている。

- 令和4年12月12日 志布志市長から大隅地域振興局長に「～補助金変更申請書」が提出され、同日に「～変更交付決定通知書」が志布志市長に通知されている。

前回までの申請額：②166,309,000円

変更後の申請額：③161,527,000円（△4,782,000円 △2.9%）

計画変更の理由：組合員の納税区分変更に伴う補助金額の減

・「変更支出負担行為書」起案日 令和4年12月12日

支払済印 令和5年1月19日

- 令和4年12月15日 検査調書 検査完了日

令和4年11月15日の工事完了を受けて、S（補助事業者）から志布志市長に完成の通知を行い、令和4年12月15日（受付は12日）に志布志市農政畜産課による検査が完了している。

- 令和5年1月19日 「補助金実績報告書」の提出

志布志市長から大隅地域振興局長（及び鹿児島県知事）宛に「令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業（降灰防止・降灰除去施設等整備事業）補助金実績報告書」が提出されており、「活動火山周辺地域防災営農対策事業実績書」の要約は次のとおりであった。

・第2号様式

1 事業の目的

本地区の野菜は桜島の噴火に伴う降灰被害により収量の減、品質及び商品価値の低下などにより、野菜農家の経営面において不安定な状況にある。そこで、降灰被害の軽減による良質な野菜生産を行うため、被覆施設及び栽培管理用機械施設の整備を行う必要がある。

2 事業内容及び経費の配分(1)経費の総括

(金額単位：円)

	総事業費	補助事業経費	負担区分				
			県補助金			市町村費	その他
			国庫	県費	計		
県単独事業 降灰防止・降灰除去施設等整備事業	255,860,170	161,527,000	-	161,527,000	161,527,000	-	94,333,170

・事業完了年月日 令和5年1月19日

(2) 事業実績及び経費の配分

事業種目	事業細目	事業実施主体	事業内容	施設等の細分	事業量棟	施行箇所又は設置場所	受益面積㎡	受益戸数戸	工期
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰地域野菜安定対策	S	被覆施設 用水施設 栽培管理用機械施設	本ばハウス 育苗施設 送水施設 排水施設 換気施設 除湿用資材 電気設備	13	略	16,483.2	8	令和4年6月28日～令和4年11月15日

上記は添付の志布志市（S）の「財産管理台帳」の記載内容と一致していた。

- 令和4年12月28日 支出命令票 起票 支払日：令和5年1月11日

1-(2)-③ 志布志市 T組合 事業費 162,356 千円

【鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業】

【参考】令和2年桜島降灰等による農作物被害集計表(市町用)市町名 志布志市による「きゅうり」部分を抽出して記載すると次のとおりである。

耕作物 ピーマン		生産予想					被害状況			
		栽培 面積 ha	平成10a あたり収 量 t	予想収 量 t	単価 円	予想 生産額 千円	減収率 %	減収量 t	被害額 千円	被害率 %
ハウス	夏秋	2.0	6,000	120.0	229,000	27,480	6.0	7.2	1,649	6.0
	冬春	1.6	15,000	240.0	182,000	43,680	8.0	19.2	3,494	8.0
露地 ⁵	夏秋	1.0	3,000	30.0	229,000	6,870	15.0	4.5	1,031	15.0
小計		4.6	-	390.0	182,000	78,030	7.9	30.9	6,174	7.9

表のように、志布志市では、桜島降灰等によるきゅうり全体の被害率7.9%が算定されている。

- 令和4年4月1日 「令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業（農村地域防災減災事業）実施計画承認申請書」が志布志市長から鹿児島県知事に提出
志布志市の「活動火山周辺地域防災営農対策事業実施計画書」令和3年6月1日作成が添付されている。

特殊自然災害の被害状況	本地区の野菜は、桜島の火山活動に伴う降灰による収量及び品質の低下が著しく、農家経営が不安定となっており、 <u>農家の生産意欲も減退</u> している。
工事の必要性	桜島の火山活動に伴う降灰被害の防止と農業経営の安定を図るため、野菜（ <u>キュウリ</u> ）の被覆施設を導入する。
予定工期	交付決定後～令和5年3月
工事の概要	被覆施設、付帯施設一式（KPHNハウス 5棟 9,462.0㎡） 総事業費 163,848,300円（うち補助対象 148,953,000円）
負担割合	国：81,924,000円 県：14,895,000円 市町村：0円 地元：67,027,300円
施設の予定管理方法	事業実施主体による直営管理
計画策定者	鹿児島県 策定年月日 <u>令和2年3月</u>

※志布志市長から鹿児島県知事への「令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金交付申請書」での補助金交付申請額は、表中の国と県の金額の合計96,819,000円であり、令和4年4月18日に支出負担行為票の決裁が行われている。

計画は鹿児島県が令和2年3月に策定、令和4年4月に志布志市から鹿児島県に承認申請書が提出され、令和4年度で工事が行われている。

- 令和4年4月21日 志布志市長から鹿児島県知事に「～変更申請書」が提出。

補助金交付申請額	96,819,000円（うち前回までの申請額 96,819,000円）
計画変更の理由	施設等の主要構造、規格、能力の変更

⁵ 「露地栽培」は、屋外の畑で自然の環境を活用して作物を栽培すること。人工的な設備をほとんど使わないので畑の全面を使える。露地栽培で多く栽培されるのは地中に実をつける野菜や大量に消費される葉物野菜で、地上で実をつけるものは傷みやすいのでハウス栽培が多い。

●令和4年5月31日 16:00～ 施主代行者一般競争入札（製造請負工事管理料率）

「代行者一般競争入札てん末書」によると、鹿児島県経済農業協同組合連合会（3者JV）（入札会出席者名簿ではJAそお鹿児島と記載してある。）のみであり、第1回は4.5%、第2回は4.2%であり、「再見積（2回目）の結果、予定価格に達せず、協議により製造請負管理料3.2%で決定した。」との記載がある。ちなみに、Tで作成した入札予定価格調書での予定料率は3.3%である。

なお、入札されている製造請負工事管理料率は前出の工事と同率である。

●令和4年6月23日 「業者決定顛末書」（確認者は、T、志布志市役所産業建設課、JAそお鹿児島経済課）業者決定見積結果

参加業者名	見積金額（円）		
	1回目	2回目	3回目
A（鹿児島市）	③172,000,000	①160,000,000	① 152,000,000
B（日置市）	①169,000,000	③166,000,000	② 153,000,000
C（鹿児島市）	②170,000,000	④168,000,000	③ 155,000,000
D（鹿児島市）	④173,000,000	②163,000,000	④ 156,000,000

- ・着工 令和4年7月1日（実際の着工は6月30日） 完成（引渡） 令和4年10月31日
- ・見積設計目標価額調書 T目標価額 150,000,000円 見積設計方法 見積設計要項書による。

業者決定の理由は「再々見積の結果、目標価額に達しなかったため最低価額者と協議した結果、150,000,000円(税抜)の提示があり目標価額に達したためAに決定した。」と記載してある。

●令和4年6月30日 志布志市長から鹿児島県知事に「～変更申請書」が提出

補助金交付申請額	95,937,000円（うち前回までの申請額 96,819,000円）
計画変更の理由	入札による事業費の減に伴う補助金額の減

※この変更に伴う「事業変更計画書」、「変更収支予算書」が関係書類とされている。

※入札による事業費減の理由に関しては前記のとおりである。

●令和5年3月3日 完成検査 検査職員（農業技師）から大隅地域振興局農林水産部農政普及課長への「補助事業現地調査復命書」（事業費162,356,304円、補助金95,937,000円）があり、検査結果は「適正（検査合格）」である。

なお、工事は令和5年2月20日に完成し、2月24日にTから志布志市長に報告され、3月3日に検査員（産業建設課長）、立会者（農政畜産係長）により検査が完了（検査所見は「図面及び仕様書と照合の結果、合格と認める」し、「検査調書」が作成されている。

なお、検査担当者（産業建設課長で、検査下命者と同じ）とは異なる検査担当印が押されているが、志布志市の規定にもとづくものであり、特段の問題はないとのことであった。

●令和5年3月6日 志布志市長から鹿児島県知事に「工事完成報告書」が提出

交付決定	令和4年4月18日
交付決定額	95,937,000円
事業種目(工種又は施設区分)	農村地域防災減災事業
着手	令和4年6月30日
完成	令和5年2月20日 ※当初の引渡予定は10月31日
施行方法	代行施行 請負者 そお鹿児島農業協同組合 施工業者 F
事業量	本ぽハウス 5棟 9,244.8㎡ 送水施設一式、排水施設一式、換気装置45台、除湿用資材9,244.8㎡ 電気設備一式
事業費	162,356,304円

※当該報告書の交付決定額は、2回変更後の95,937,000円が記載してある。

※また、交付決定令和4年4月18日の箇所に鉛筆で(変更: Ry.6.30)の記載がある。

●令和5年3月6日 志布志市長から鹿児島県知事に「～補助金概算払申請書」が提出されている。

事業費(円)	補助金(円)	概算払受領済額(円)	今回申請額(円)	残額(円)
162,356,304	95,937,000	0	0	0

(概算払を必要とする理由)

事業実施主体へ速やかに補助金を交付するため。

今回の申請について、「工事完成報告書」も既に提出されている状況であるが、「～概算払申請書」となっており、これに基づき3月6日大隅地域振興局農政普及課の決裁が行われている。既に概算払ではないのではないかとと思われるが、「間接補助事業等については、実績報告書の提出は、間接補助金等の交付完了後でなければならない。市町村は、事業実施主体への補助金の交付に際して必要な場合は、県に対し全額概算払の請求を行うことができるため、特段の問題はないと考える。」ということであった。

【参考】出来高調書(抜粋)

種別	実施設計(計画高)		出来高		摘要
	数量	㎡	金額	円	
工事費	9,244.8		157,322,000		
管理料	-		5,034,304		
計	9,244.8		162,356,304		

なお、管理料も工事費に対して3.2%(前記)に変更されており、適正に処理されていた。

●令和5年3月6日 志布志市長から鹿児島県知事に「～補助金交付請求書」が提出され、3月8日に「支出命令票」が起票され、支払日は令和5年3月22日となっている。

●令和5年3月24日 「令和4年度活動火山周辺地域防災営農対策事業(農村地域防災減災事業) 補助金実績報告書」が志布志市長から提出され、農業技師により書類審査され、適正との記載がある。

1-(2)-④ U生産組合 【鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業】

当該生産組合分については繰越事業のため使用予定があり、一連資料は本庁への送付依頼ができなかったことから、往査時に当該事業として準備してもらった資料ファイルから次の事項等について確かめた。

(金額単位：千円)

項目	交付要綱、交付規則等の添付	計画承認申請	交付申請(志布志市長)	歳出予算令達書	変更設計書	変更出来高設計書	交付確定通知書	事業出来高調書
決裁日等	保管あり	4.4.1	4.4.1	4.4.18			5.9.21	
事業費				312,708	274,511	274,511		269,693
補助金			168,190				162,264	

最終の補助金交付申請書では、

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残額
269,693,285	162,264,000	141,873,000	20,391,000	0

なお、出来高設計書、変更設計書、変更出来高設計書、工事写真帳等について内容、金額、検印の状況を確認したが、特に記載すべき発見事項はなかった。

1-(2)-⑤ 錦江町 V社 事業費 18,480 千円

【鹿児島県活動火山周辺地域防災営農対策事業】

特殊自然災害対策施設緊急整備事業であり、事業実績等は次のとおりである。

事業種目	事業細目	事業実施主体	事業内容	施設等の細分	事業量	施行場所又は設置場所	受益面積 ㎡
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰地域茶安定対策	V	摘採前洗浄機	摘採機能付除灰機	2台	錦江町田代麓	154,005

(金額単位：千円)

受益戸数	工期		経費の区分							備考
	着工年月日	竣工年月日	総事業費	補助事業に要した経費	負担区分			市町村	その他	
					県補助分		計			
				国費	県費					
1 法人	R5.2.24	R5.3.15	18,480	10,920	8,400	2,520	10,920	0	7,560	減額した金額 1,680

令和5年1月11日、錦江町長からの実施計画承認申請書には「個別事業計画書」等の他「機械導入の規模決定根拠」、「カタログ」等17の資料が添付されている。

令和5年2月24日VからAに「一般競争入札契約の相手方の決定通知」が提出されている。

【意見 1-1】入札の状況について

令和 5 年 2 月 24 日の 3 社入札執行調書によると 1 順位が A で、2 順位が B、3 順位が C でそれぞれ 20 万円の入札価格差となっている。

なお、B は静岡県にある対象機械の販売会社である。

結果として、A は B から購入して V に販売する形となるが、A は B から同日の入札価格より安く購入していないと利益が生じない。

このようなケースもあるとは思われるが、今後、取引状況にも気を配る必要がある。

1-(3) 活動火山周辺地域防災営農対策事業の成果

「令和 4 年度主要施策の成果に関する調書」による事業評価は次のとおりである。

(単位：千円)

予算科目	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農業振興費	1,700,279	1,041,172	136,058,	523,049	1,521,924	939,937	135,008	446,979

※翌年度への繰越額 67,786 千円

<1> 施策の目的

桜島の火山活動に伴う降灰等による農作物被害を防止・軽減するため、「防災営農施設整備計画」に基づく施設整備などを行い、被害農家の経営安定と地域農業の健全な発展を図る。

<2> 施策の実施状況(アウトプット)

火山灰により酸性化した土壌の改良や野菜・果樹のビニールハウスの整備、露地野菜・果樹・茶の降灰洗浄機械等の整備を 20 市町 73 地区で実施した。

○市町からの事業要望に対する実施地区数 令和 4 年度：73 地区

事業名	事業主体	事業実施内容 (アウトプット)		
活動火山周辺地域防災 営農対策事業	農業者団体等 (73 団体)	降灰地域の土壌等矯正	1 地区	22.4 ha
		茶の洗浄機械施設	25 地区	31 台
		野菜の洗浄機	5 地区	5 台
		果樹の洗浄機	4 地区	4 台
		野菜の被覆施設	15 地区	8.5 ha
		果樹の被覆施設	2 地区	1.1 ha
		被覆資材の更新	10 地区	6.8 ha
		飼料作物収穫調製用等機械施設	11 地区	11 セット

<3> 施策の実施による成果(アウトカム)

降灰による農作物被害の防止・軽減が図られた。

【意見 1-2】成果の具体的・詳細な情報開示について

事業主体は農業者団体等であり、降灰による農産物被害の防止・軽減は図られたと思われるが、決算額 15 億円の事業規模を考慮すると、より具体的な生産貢献量とか金額等についてのより詳細な情報提供を工夫することが適当と思われる。

Ⅲ-2 かがしまの農業未来創造支援事業 ～新規事業～

2-(1) かがしまの農業未来創造支援事業(新規)の概要

4 担い手確保・育成に関する施策(4-2)

■ かがしまの農業未来創造支援事業【新規】

【令和4年度予算額 371,479千円】
 財源(国庫:140,000千円, 一財:176,479千円,
 県債:55,000千円)

<対策のポイント>

新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するとともに、地域の特性を生かした営農確立に向け共同機械導入等を支援します。

- ※ ビジョン体系 1 0 農林水産業の「稼ぐ力」の向上 1 人づくり・地域づくりの強化
 ※ マニフェスト項目 3 県民が豊かになる産業振興 〇 農林水産業の振興

<事業の内容>

1 目的(必要性、背景)

本県の農業の未来を担う新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するとともに、地域の特性を生かした営農確立に向け共同機械導入や小規模なかんがい排水等の整備を支援します。

2 事業主体等

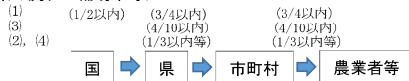
- (1) 市町村(国・県3/4以内)
 <交付対象者>50歳未満の認定新規就農者(令和4年度に新たに農業経営を開始する者)
 (3) 市町村, 農業協同組合, 土地改良区(県4/10以内)
 (2), (4) 市町村, 3戸以上の農業者で組織する団体等(県1/3以内等)

3 事業内容

- (1) 新規就農者育成対策
 機械・施設等の取得・改良又はリース, 家畜導入, 果樹・茶の新植・改植等
 (2) 産地づくり対策
 栽培施設, 共同利用機械, 共同利用施設等
 (3) 農業農村整備対策
 かんがい排水, 畑地かんがい, 農道, 客土等
 (4) 農村づくり対策
 環境施設, 加工施設, 交流施設等
 【予算額】(1)210,000千円, (2)~(4)161,479千円

4 事業期間: 令和4年度~

<事業の流れ・補助率等>



<事業のイメージ>

【新規就農者育成対策】



【産地づくり対策等】



※(2), (3), (4)については、原則として、国の補助事業の対象とならないものが対象です。

【お問い合わせ先】

鹿児島県農政課農政課地域農業振興係 (099-286-3113)

【新規就農者育成対策】

「かがしまの農業未来創造支援事業補助金交付要綱」別表(第2条補助対象経費及び補助率、第6条補助事業の内容等の変更関係)は次のとおりである。

事業メニューごとの補助対象経費	補助率又は補助額	補助事業等の内容等の変更要件
1 新規就農者育成対策 市町村が行う事業に要する、50歳未満の認定新規就農者の就農後の経営発展のために要する次に掲げる経費 (1)機械・施設等の取得、改良又はリース (2)家畜の導入 (3)果樹・茶の新植・改植 (4)農地等の造成、改良又は復旧	4分の3以内 補助対象事業費の上限は、1,000万円とする。 ただし、経営開始資金の交付対象者の上記上限は500万円とする。	1 事業実施主体の変更 2 実施箇所(地区)の変更 3 事業費又は事業量の30%を超える増減 4 事業内容の変更 5 補助金額の変更

2-(2) 抽出事業の財務事務の執行

2-(2)-① 志布志市 就農後の経営発展(ケース1) 事業費 10,981千円

【かごしまの農業未来創造支援事業】大隅地域振興局

●「機械・施設導入計画書」より抜粋

対象機械・施設等	機種・施設等名	牛舎 数量1棟
	型式名等	牛舎
	利用(導入)面積	255 m ²
	現有機の有無等	無
物件取得見込額		10,981,674円
助成申請額		7,500,000円
交付申請者負担額(税込み)		3,481,674円

「かごしまの農業未来創造支援事業(新規就農者育成対策)交付対象者別事業一覧」による事業状況(抜粋)は次のとおりである。

事業内容	規格構造能力等	事業量	事業費(円)	補助金		自己負担	事業費に対する差額	施行方法
				県	国			
牛舎	255 m ²	1棟	10,981,674	2,500,000	5,000,000	3,481,674	0	請負

●令和4年12月10日「工事請負契約書」

着工：令和4年12月10日 完成：令和5年2月28日

請負代金額：10,981,674円 工事名：牛舎新築工事(工事に含むもの) 本體工事、外回り外構工事、回転柵、スタンション⁶、ウォータカップ、調整型マセン棒⁷

(注) 令和4年7月、Aから対象者宛の「御見積書」工事名：牛舎新築工 8,800,000円、牛舎外周り外構工事 1,131,724円、回転柵・スタンション・マセン棒取付 1,049,950円の合計 10,981,674円はあったが、入札に関する資料はファイルされていなかった。

●令和5年3月15日 「工事目的物引渡書」(請負者から補助金対象者)

工事名：～牛舎新築工事 契約金額：10,981,674円

完成検査年月日：令和5年3月15日

●令和5年3月15日 「検査(確認)調書」(志布志市農政畜産課 検査及び立会)

事業費：10,981,674円 補助金：7,500,000円

●令和5年3月15日 「工事完成報告書」(志布志市長から大隅地域振興局長)

新規就農者育成対策(別添 交付対象者別事業一覧)

着手：令和4年12月10日(契約日) 完成：令和5年3月15日

事業費：56,038,443円(うち10,981,674円)

●令和5年3月15日 「補助事業現地確認調査復命書」(検査職員から大隅地域振興局農林水産部農政普及課長)

事業：56,038,443円(10,981,674円)

補助金：39,786,000円(7,500,000円)

検査結果：適正に施工されている(検査合格)

●令和5年3月23日 最終支払日：39,786,000円

⁶ 牛をつなぎ飼育方式の牛舎で飼育するときに用いる係留具。

⁷ 「馬柵棒」は、放牧場に柵のためにめぐらした横木。また、馬小屋の入口に渡した棒。

2-(2)-② 志布志市 就農後の経営発展(ケース2) 事業費 10,312 千円

【かごしまの農業未来創造支援事業】

● 「機械・施設導入計画書」より抜粋

対象機械・施設等	機種・施設等名	家畜(肉用牛)導入 数量 6頭
	型式名等	家畜(肉用牛)導入(子牛)
	現有機の有無等	無
物件取得見込額		4,200,000 円
助成申請額		2,625,000 円
交付申請者負担額(税込み)		1,575,000 円

子牛価格の積算根拠は、直近3ヶ月間(R4.6~8月)の子牛セリ市成績及び子牛展示会の出品牛のうちセリ市売却牛・セリ市本人牛の価格から算出(セリ上価格(税込み)+市場手数料)とされている。

● 「機械・施設導入計画書」より抜粋

対象機械・施設等	機種・施設等名	家畜(肉用牛)導入 数量 6頭
	型式名等	家畜(肉用牛)導入(育成)
	現有機の有無等	無
物件取得見込額		7,800,000 円
助成申請額		4,875,000 円
交付申請者負担額(税込み)		2,925,000 円

育成牛価格の積算根拠は、直近(R4.7月)の育成牛セリ市価格から算出(セリ上価格(税込み)+市場手数料)とされている。

● 令和4年9月14日「経営発展支援事業申請」の収支計画では5年後所得5,074千円が目標とされている。

● 令和5年3月10日「工事完成報告書」(課長までの検印済)の状況は次のとおり。

交付決定	交付決定 : 令和4年8月4日(大隅農普第277号) 変更交付決定 : 令和4年9月15日(大隅農普第345号) 変更交付決定 : 令和4年12月5日(大隅農普第470号)
交付決定額	39,786,000 円(変更交付決定額)(うち7,500,000 円)
事業種目(工種又は施設区分)	新規就農者育成対策 別添 交付対象者別事業一覧(事業内容参照)
着手	令和5年1月12日(1頭目の導入日)
完成	令和5年3月10日
事業主体	志布志市(補助対象者:別添 交付対象者別事業一覧(補助対象者参照))
事業実施箇所	別添 交付対象者別事業一覧(実施箇所参照)
施工方法	別添 交付対象者別事業一覧(施工方法参照)
事業量	別添 交付対象者別事業一覧(事業量参照)
事業費	56,038,443 円(家畜(肉用牛)導入後)(うち10,312,387 円)

なお、「かごしまの農業未来創造支援事業(新規就農者育成総合対策)交付対象者別事業一覧」によると当該対象者は事業費に対する差額1,687,613円(交付申請者負担額2件 計4,500,000円-実績額2,812,387円)が生じている。

●令和5年3月10日 確認検査

検査職員から検査下命者大隅地域振興局農林水産部農政普及課長に「補助事業現地確認調査復命書」が提出されている。

検査年月日	令和5年3月10日
補助事業名	令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業 (新規就農者育成対策)(国事業名:経営発展支援事業)
補助金交付決定通知年月日 通知年月日	令和4年8月4日(大隅農普第277号) 令和4年9月15日(大隅農普第345号) 令和5年12月5日(大隅農普第470号)
市町村地区名	志布志市(松山町尾野見、松山町新橋、志布志市帖、有明町山重、有明町伊崎田)
補助対象者名	略
事業費 (うち今回検査分)	57,726,056円 補助金 39,786,000円 ※(12,000,000円) (7,500,000円)
着工日	令和4年12月12日(1頭目の購入セリ日)
納入年月日	令和5年2月28日
事業主体検査年月日 市町村検査年月日	令和5年3月10日
検査結果	適正に納品されている(検査合格)

※「実績は10,312,387円 実績で修正します。」との鉛筆書きのコメント有

「経営発展支援事業 導入牛一覧」もファイルされており導入牛の12頭(内訳は子牛6頭 3,662,297円、育成牛3頭 3,625,776円、成牛3頭 3,024,314円の計10,312,387円)

●令和5年3月23日 実績報告

志布志市長から大隅地域振興局長に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金実績報告書」が提出され、書類審査の結果適正と認められている。同対象の分は次のとおり。

実施箇所	事業内容	企画 構造 能力等	事業量	事業費(円)
松山町新橋	家畜(肉用牛導入)	子牛	6頭	3,329,361
松山町新橋	家畜(肉用牛導入)	育成牛(成牛含む)	6頭	6,045,537

(注) 税抜きのため、2件を足して1.1倍すると10,312,387円となる。

【意見1-3】実績報告の記載について

大隅地域振興局農政普及課の検査時の検査ボードに記載されているように、導入計画では子牛6頭、育成牛6頭であったが、子牛6頭、育成牛3頭、成牛3頭が実績である。

前記の「経営発展支援事業 導入牛一覧」の脚注にも「※区分欄は、育成、子牛、成牛を記載すること」となっていることや、区分により価格等も相違することから、実績報告では、表のような「育成牛(成牛を含む)」ではなく、区分を明確に記載することが適当と思われる。

2-(2)-③ 南大隅町 就農後の経営発展 事業費 15,839 千円

【かごしまの農業未来創造支援事業】

- 「市町村経営発展支援 事業計画」令和4年度 鹿児島県南大隅町
- 「地域サポート計画（新規就農者向け）」南大隅町経済課より抜粋

当該計画の 第1 新規就農者に関する目標及び実績

(単位：人)

	目標		直近過去実績					
	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下
新規就農者数	6	6	4	3	4	2	7	5
新規参入者 ⁸ 数	2	2	4	3	4	2	7	5
新規自営農業就農者 ⁹ 数	3	3	0	0	0	0	0	0
新規雇用就農者 ¹⁰ 数	1	1	0	0	0	0	0	0

南大隅町は、令和元年度7人、令和2年度4人、令和3年度4人の新規参入者の実績があり、令和4年度は計6人の新規就農者を目標としている。

● 地域サポート体制

支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導	・鹿児島きもつき農協根占支所営農指導員 ¹¹ (野菜担当)(果樹担当)(畜産担当) ・南大隅町経済課営農指導員(野菜担当)(果樹担当) ・南大隅町経済課(畜産担当)(農政係)
農地確保支援	・南大隅町農業委員会 ¹² ・南大隅町経済課
機械・施設等の確保対策	・南大隅町経済課
資金相談	・南大隅町経済課 ・JA 根占支所 金融係
農業者による指導	・指導農業士
販路支援	・南大隅町経済課 ・JA 根占支所農産園芸課
生活に係る支援(住居、子育て等)	・南大隅町企画課
事務局・全体調整	・南大隅町経済課

南大隅町及び鹿児島きもつき農協を中心としたサポート体制が形成されている。

⁸ 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。

⁹ 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

¹⁰ 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

¹¹ 「営農指導員」は農協の職員で、組合員のために農業の経営及び技術の向上に関する指導を専門に行う者。具体的には、個別作物の技術・経営的な指導から、生産部会の組織化、さらに地域全体の行政と連携した地域農業の振興計画の策定及び実践、あるいは農業の担い手の育成確保、土地利用調整等、地域農業資源の有効利用まで極めて幅広い業務を行う。

¹² 「農業委員会」は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている。

●令和4年7月20日 「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業（新規就農者育成対策）補助金の割当てについて」

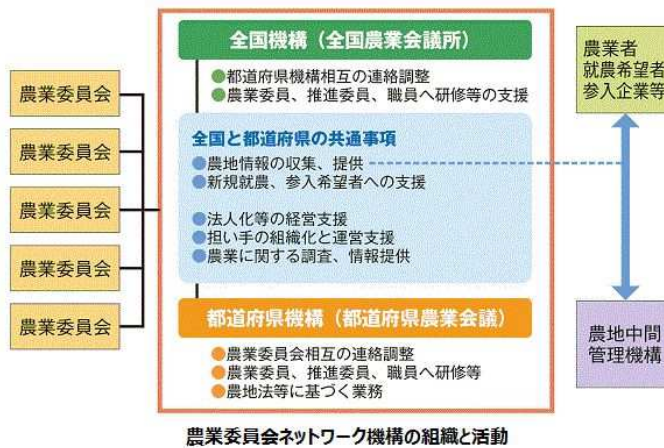
市町村名	金額（円）	うち国費（円）	うち県費（円）	備考
南大隅町	7,500,000	5,000,000円	2,500,000円	1人

内容は7月20日に経営技術課長から大隅地域振興局農林水産部農政普及課長宛に、同日、大隅地域振興局長から南大隅町長に内示されている。

【参考】令和4年8月4日に一般社団法人全国農業会議所¹³から鹿児島県知事宛に「令和4年度経営発展支援事業補助金交付決定通知書」が通知されている。

補助金交付の対象となる事業は、令和4年7月20日付け経技第250号をもって申請された経営発展支援事業補助金とし、その内容は申請書の補助事業の内容及び経営発展支援事業計画に記載のとおりとなっている。

区分	交付決定額（円）	備考
経営発展支援事業費	107,490,000	



●令和5年2月21日に南大隅町長から県知事に「工事完成報告書」が提出されている。なお、南大隅町長宛の「検査調書」も同日付である。

交付決定	令和4年8月4日（大隅農普第278号）
交付決定額	7,500,000円
事業種目	家畜素牛導入（肉用牛）
着工	令和4年8月19日
完成	令和5年1月12日
施行方法	家畜市場による導入（子牛セリ市、育成牛セリ市、成牛セリ市）
事業量	子牛10頭、育成牛7頭、成牛3頭
事業費	15,839,084円

¹³ 「一般社団法人全国農業会議所」は、日本の市町村に設置された農業委員会の全国組織である。2015年の農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）の改正までは、同法に基づく、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）に基づく法人であった。現在は、平成27年9月4日法律第63号附則第32条に基づき一般社団法人に組織変更し、農業委員会等に関する法律第42条第1項に基づき「農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする」一般社団法人として、農林水産大臣より農業委員会ネットワーク機構としての指定をされている。

●令和5年2月28日 確認検査

検査職員から検査下命者大隅地域振興局農林水産部農政普及課長に「補助事業現地確認調査復命書」が提出されている。

検査年月日	令和5年2月28日
補助事業名	令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業 (新規就農者育成対策) (国事業名：令和4年度経営発展支援事業)
補助金交付決定通知年月日	当初：令和4年8月4日(大隅農普第278号)
市町村地区名	肝属郡南大隅町
補助対象者名	略
事業費	※ 15,839,084円 補助金 7,500,000円
着工日	令和4年8月19日(1頭目の購入セリ日)
納入年月日	令和5年1月12日
事業主体検査年月日 市町村検査年月日	令和5年2月21日
検査結果	適正に納品されている(検査合格)

「南大隅町の確認検査が遅れた理由(南大隅町への聞き取り)」が添付されており、その理由は、セリ市場での購入は令和5年1月12日で終了した。セリでの購入後、補助対象者への名義変更に1ヶ月程度を要することから、2月初めに確認検査を予定していた。

しかし、近隣市での鳥インフルの発生に伴い、町内での防疫対策等に追われて確認検査を延期した。

その後、鳥インフルの発生もないことから令和5年2月21日に確認検査をおこなったとのことである。

【意見1-4】最終事業費の記載について

最終事業費(表中の事業費)※は事業計画書の金額15,935,000円の下に、鉛筆書きで最終事業費として記載されているが、南大隅町から2月21日付けで提出されている工事完成報告書には既に最終事業費が記載されているため、28日の現地確認調査時の書類には最終金額を記載した資料での確認が適当と考える。

●令和5年3月17日 支出命令票

南大隅町長から「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金交付請求書」により、令和5年3月31日に補助金確定額7,500,000円が支払われている。

■産地づくり対策

【かごしまの農業未来創造支援事業】

「かごしまの農業未来創造支援事業補助金交付要綱」別表（第2条補助対象経費及び補助率、第6条補助事業の内容等の変更関係）は次のとおりである。

事業メニューごとの補助対象経費	補助率又は補助額	補助事業等の内容等の変更要件
2 産地づくり対策 市町村が行う事業に要する次に掲げる経費及び農豪協同組合、農業公社又は農業者の組織する団体が行う事業に要する次に掲げる経費について市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 (1)栽培施設整備 (2)共同利用機械整備 (3)共同利用施設整備 (4)優良品種系統等への改植・高接	3分の1以内 ただし、奄美大島南部地域は2分の1以内 補助金額の上限は1,000万円とする。	1 事業実施主体の変更 2 実施箇所（地区）の変更 3 事業費又は事業量の30%を超える増減 4 事業内容の変更 5 補助金額の変更

2-(2)-④ 志布志市 W生産組合 事業費 27,165 千円

大隅地域振興局【かごしまの農業未来創造支援事業】

- 令和4年4月27日 志布志市長から鹿児島県知事に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業実施計画の承認について」が申請され、5月13日付で鹿児島県知事から志布志市長に承認が通知されている。

承認申請に含まれている「かごしまの農業未来創造支援事業（産地づくり対策）事業実施計画」（参考様式）受益者の内訳表は次のとおりである。

受益者名	面積（a）	
	現況(R2)	目標(R6)
A	48.5	63.8
B	35.2	55.5
C	22.2	35.3
D	46.6	71.1
E	27.6	49.2
合計	180.1	274.9

（注）受益者は組合員である。

受益者は5人、対象作物はピーマンであり、現況の面積180.1アールに対して、目標面積274.9アールと約1.53倍が目標面積とされている。

生産目標（合計）のうち、生産量及び売上高は、次のようになっている。

区分	実績（R2）	実施年度			
		R3	R4	R5	（目標）R6
生産量(t)	334	350	480	493	505
売上高(千円)	132,672	158,420	219,760	228,050	237,275

生産量で約1.51倍、（単価にもよるが）売上高は約1.79倍が計画されている。

- 令和4年5月13日 大隅地域振興局長から志布志市長に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金の内示について」が内示されている。

補助金内示額 30,000,000 円

事業メニュー	事業主体名	補助金額(円)
産地づくり対策	W	10,000,000
産地づくり対策	X	10,000,000
産地づくり対策	Y	10,000,000

- 令和4年5月13日 志布志市長から大隅地域振興局長に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金交付申請書」が提出されており、それに含まれる事業内容（抜粋）は次のとおりである。

事業実施主体名：W

【事業内容】

受益			事業内容	規格・構造能力等	事業量	事業費(円)
戸数(戸)	品目	面積(ha)				
5	ピーマン	0.95	暖房機	500型 600型	3台 5台	16,840,000
			頭上灌水施設工事		一式	6,360,000
			硫黄燻煙機設置工事	スーパースモーク	72台	3,080,000
			液肥混入器設置工事		一式	840,000
			電気設備工事	電気設備	一式	1,660,000
小計						28,780,000
製造請負管理料						1,439,900
中計						30,219,900
消費税相当額						3,021,000
合計						33,240,900

【工期】 着工予定年月日：令和4年7月1日 竣工予定年月日：令和4年10月31日

- 令和4年5月13日 交付決定（農政普及課長の決裁）

- ・事業主体 W
- ・事業内容 被覆栽培施設附帯施設（暖房施設、電気設備）
- ・総事業費 33,240,900 円
- ・補助金交付決定額 10,000,000 円
- ・補助率 1/3 以内

- 令和4年6月9日 11:00～ 施主代行者一般競争入札（製造請負工事管理料率）

「代行者一般競争入札てん末書」によると、鹿児島県経済連（3者JV）（入札会出席者名簿ではJAそお鹿児島と記載してある。）のみであり、第1回は4.5%、第2回は4.4%であり、「再見積（2回目）の結果、予定価格に達せず、協議により製造請負管理料2.9%で決定した。」との記載がある。ちなみに、Wで作成した入札予定価格調書での予定料率は3.00%である。

同日、Wからそお鹿児島農業協同組合に代行者決定の通知が行われている。

- 令和4年7月4日 「業者決定顛末書」(確認者は、W、志布志市役所農政畜産課、JA ぞお鹿児島経済課)業者決定見積結果

参加業者名	見積金額(千円)		
	1回目	2回目	3回目
A(鹿児島市)	①29,000	①27,600	① 25,000
B(鹿児島市)	⑤32,000	⑤28,500	④ 27,000
C(鹿児島市)	②29,500	③28,300	⑤ 26,500
D(日置市)	③30,000	③28,300	② 25,800
E(鹿児島市)	④31,000	②28,000	③ 26,300

- ・着工 令和4年7月11日 完成(引渡) 令和4年11月15日
- ・見積設計目標価額調書 目標価額 24,100,000円

業者決定の理由は「3回目の見積の結果、見積設計見積価格内へ達しなかったため協議となり、Aが24,000,000円(税抜)で落札」と記載してある。

- 令和4年7月11日 志布志市長から大隅地域振興局長へ「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金変更申請書」の提出

計画変更の理由：入札による事業費の減に伴う補助金額の減

※入札による事業費減については前述

【事業内容】

受益		事業内容	規格・構造能力等	事業量	事業費(円)
戸数(戸)	品目				
～ 記載省略 ～					
				小計	(28,780,000)
					24,000,000
				製造請負管理料	(1,439,000)
					696,000
				中計	(30,219,000)
					24,696,000
				消費税相当額	(3,021,000)
					2,469,600
				合計	(33,240,000)
					27,165,600

前回までの補助金交付申請額10,000,000円が補助額1/3以内のため9,055,000円に減額となっている。

これに伴い、令和4年7月11日決裁により「変更支出負担行為票」により支出負担行為額が9,055,000円となった。

- 令和4年7月11日 Wとぞお鹿児島農業協同組合による「施主代行委任契約書」が締結。

- 令和4年7月11日 志布志市長から大隅地域振興局長に「工事着報告書」を提出。

志布志市長から大隅地域振興局長に提出されている「工事着手報告書」の事業費欄には入札後の27,165,600円が記載されているが、交付決定額には当初の10,000,000円が記載されている。

7月11日には大隅地域振興局長から志布志市長に「～変更決定通知書」が通知され、「施主代行委任契約書」においても、工事確認検査合格後(関係官庁)の補助金入金後すみやかに一括して支払う建設費として27,165,000円(内消費税等2,469,600円)が記載されている。

交付決定額についても、補助率 1/3 以内に減額された、変更交付決定額の記載が適当と思われるが、補助金交付要綱に基づいての記載ということであった。

- 令和 4 年 12 月 12 日 志布志市長から大隅地域振興局長に「令和 4 年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金変更申請書」が提出されている。

【計画変更の理由】：組合員の納税区分変更に伴う補助金額の減で、補助金交付申請額が前回の 9,055,000 円から 8,422,000 円に減額されている。これに伴い令和 4 年 12 月 12 日決裁により「支出負担行為票」の支出負担行為額が 8,422,000 円に減額されている。

- 令和 4 年 12 月 22 日 志布志市長から大隅地域振興局長に「工事完成報告書」が提出されている。

前記のように、交付決定は令和 4 年 5 月 13 日 交付決定額は 10,000,000 円、事業費は 27,165,600 円である。

- 令和 4 年 12 月 22 日 大隅地域振興局農林水産部農政普及課から同農政普及課長への「補助事業確認検査復命書」が提出され、調査結果は合格、特記事項も特になしとなっている。同復命書記載の事業費は 27,165,600 円で補助金は 8,422,000 円である。

- 令和 5 年 1 月 24 日 志布志市長から「令和 4 年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金交付請求書」が提出され、令和 5 年 2 月 15 日に支払われている。

2-(2)-⑤ 志布志市 X生産組合 事業費 29,727 千円 大隅地域振興局【かごしまの農業未来創造支援事業】

- 令和 4 年 4 月 27 日 志布志市長から鹿児島県知事に「令和 4 年度かごしまの農業未来創造支援事業実施計画の承認について」（事業のメニュー：産地づくり対策、事業実施主体名：X）を提出

【事業の目的・効果】

1 地域の現状、課題

(1) 現状

志布志市は鹿児島県の東部に位置し、東は宮崎県と県境をなし、北は曾於市、西は大崎町、南は志布志湾に面し、温湿な気候と広大な大地を利用し園芸、露地野菜、畜産、茶の生産が盛んである。

本市においても農業農村を取り巻く環境は大変厳しく、農家戸数及び就農人口の減少に加え、農家の高齢化並びに担い手農家の減少等、生産基盤の脆弱化が懸念されている中、国の指定産地であり志布志市の重点品目でもある「冬春ピーマン」の推進を図るため、新規就農者の確保・育成対策として、平成 8 年に財団法人志布志町農業公社、平成 13 年には財団法人松山町農業公社を設立し、年々面積の拡大に努めてきた。

その結果、平成 5 年には生産者数 41 戸、面積 8.7ha まで減少したが、令和 2 年度においては、生産者数 100 戸、面積 27.4ha を計画し、農業公社制度による新規就農者の確保・育成が各関係機関の協力のもとに大きな成果を上げている。

また、ピーマン部会の行う、消費者へ「食の安心・安全」を提供するための取り組みとして、生産・栽培基準の厳守、生産履歴農業管理簿の記帳等を実施し、平成 20 年 10 月 15 日にかごしまの農林水産物認証(認証登録番号 118076 号)を取得することが出来ました。農林水産物認証に伴い、安心・安全で品質の良い「志布志ピーマン」を量をもとめて、安定的に供給できる(定時・定量・定質の 3 安定生産出荷が可能な)競争力の強い産地づくりを進めるとともに、イメージアップと販路拡大などにより販売力の強化に務めた結果、平成 21 年 5 月 29 日にかごしまブランド産地として指定を受ける事が出来た。

今後、ブランド産地として誇りと責任を持ち、更なる産地拡大に向けて邁進していくとともに、公社卒業生の農村・

集落への就農及び定住による集落の担い手確保、集落行事への積極的な参加等地域の活性化にも大きく貢献している。

【(2) 課題】

本市のピーマンの作型は促成（8月～播種 9月～定植 11月～5月収穫）であるために冬場の加湿が必要不可欠であるが、新規就農時にハウス施設や畑かん施設等も整備しなければならないため、初期投資にかなりの負担がかかっている状況である。

2 事業の目的（必要性）

- (1)冬春ピーマン栽培における夜間の温度は18℃～20℃であるが、12月～3月の極寒期には夜間の温度が氷点下まで下がってしまうことがあるため暖房施設の導入は必要不可欠となっている。また、ピーマンの重要病害であるうどんこ病の対策として総合的病害虫管理技術（IPM）を実施するためには硫黄燻煙機は必要不可欠となっており、本事業により暖房施設、硫黄燻煙機を導入することで、安定的なピーマンの生産が図られ、所得向上に繋がる。
- (2)競争力の強いブランド産地として、畑かんの水利用による経営の安定、タバコカスミカメ技術¹⁴などの天敵利用による、化学肥料だけに依存しない総合的病害虫管理技術（IPM）を実施し、農業利用の削減を図り、他の産地との差別化に結び付けていく。
- (3)新規就農者が農村・集落へ就職し、継続的に営農することで、共生・協働の村づくりが推進され地域の活性化が図られる。
- (4)農業公社研修事業による継続的な新規就農者の確保・育成、新規就農者の経営開始及び既存農家の規模拡大に係る初期投資の削減が図られる。

【事業により期待される効果】

ピーマン栽培に必要不可欠である栽培施設の暖房施設、硫黄燻煙機を整備することで反収の向上、販売額の増加を図ることができる。
 なお、計画の実践に向けて、市や大隅地方振興局等関係団体が一体となり指導・支援を行っていく。

●令和4年6月9日 9：00～ 施主代行者一般競争入札（製造請負工事管理料率）

契約担当者：X、立会者：志布志市農政畜産課

「代行者一般競争入札てん末書」によると、鹿児島県経済農業協同組合連合会（3者JV）（入札会出席者名簿ではJAそお鹿児島と記載してある。）のみであり、第1回は4.5%、第2回は4.4%であり、「再見積（2回目）の結果、予定価格に達せず、協議により製造請負管理料3.15%で決定した。」との記載がある。ちなみに、Xで作成した入札予定価格調書での予定料率は3.20%であった。

●令和4年7月4日 「業者決定顛末書」（確認者は、X、志布志市役所、JAそお鹿児島）

業者決定見積結果

参加業者名	見積金額（円）		
	1回目	2回目	3回目
A（鹿児島市）	①30,300,000	①28,900,000	①26,900,000
B（鹿児島市）	②31,000,000	④29,700,000	②27,000,000
C（鹿児島市）	⑤32,500,000	③29,500,000	④27,500,000
D（日置市）	④32,000,000	②29,300,000	⑤28,000,000
E（鹿児島市）	③31,700,000	⑤30,000,000	②27,000,000

・着工 令和4年7月11日 完成（引渡） 令和4年11月15日

・見積設計目標価額調書 Xの目標価額 26,214,680円 見積設計方法 見積設計要項書による。

業者決定の理由は「3回目の見積の結果、見積設計見積価格内へ達しなかったため協議となり、Aが26,200,000円（税抜）で落札」と記載してある。

¹⁴ 「タバコカスミカメ」は、コナジラミ類、アザミウマ類の有力な天敵で、わが国でも天敵温存ハウスを活用した保護利用が西日本を中心に進められている。農研機構・中央農業総合研究センターを中心とした研究グループは、タバコカスミカメを用いたキュウリにおけるアザミウマ類、トマトにおけるコナジラミ類の防除技術を開発。タバコカスミカメを利用した防除技術は、化学合成殺虫剤を削減しつつ害虫防除を行うための中心的技術となっている。

- 令和4年7月11日 志布志市長から大隅地域振興局長に「～補助金変更申請書」を提出
補助金交付申請額：9,909,000円（前回までの申請額：10,000,000円）
計画変更の理由：入札による事業費の減に伴う補助金額の減

- 令和4年12月12日 志布志市長から大隅地域振興局長に「～補助金変更申請書」を提出
補助金交付申請額：9,584,000円（前回までの申請額：9,909,000円）
計画変更の理由：組合員の納税区分変更に伴う補助金額の減

- 令和4年12月15日 志布志市長から大隅地域振興局長に「工事完成報告書」を提出。

交付決定	令和4年5月13日
交付決定額	10,000,000
事業種目	かごしまの農業未来創造支援事業（産地づくり対策）（栽培施設の整備）
事業量	栽培管理用機械 暖房機 400型、500型、600型、800型 計11台 電気設備 一式 硫黄燻煙機 スーパースモーカー 120台
事業費	29,727,830円（入札後）

- 令和5年2月1日起票「支出命令票」 支払日：令和5年2月15日

2-(2)-⑥ 志布志市 Y生産組合 事業費 27,231千円
大隅地域振興局【かごしまの農業未来創造支援事業】

- 令和4年6月9日 12：00～ 施主代行者一般競争入札（製造請負工事管理料率）
「代行者一般競争入札てん末書」によると、鹿児島県経済農業協同組合連合会（3者JV）（入札会出席者名簿ではあおぞら農協と職員が記載してある。）のみであり、第1回は4.5%、第2回は4.4%であり、「再見積（2回目）の結果、予定価格に達せず、協議により製造請負管理料3.15%で決定した。」との記載がある。

因みに、とよのか生産組合で作成した入札予定価格調書での予定料率は3.15%である。

- 令和4年7月4日 「業者決定顛末書」（確認者は、Y、志布志市役所、JA 所お鹿児島）
業者決定見積結果

参加業者名	見積金額（千円）		
	1回目	2回目	3回目
A（鹿児島市）	③ 25,000		
B（鹿児島市）	① 24,000		
C（鹿児島市）	④ 25,500		
D（日置市）	② 25,200		
E（鹿児島市）	⑤ 26,000		

- ・着工 令和4年7月11日 完成（引渡） 令和4年11月15日
- ・見積設計目標価額調書 目標価額 24,035,750円（税抜） 見積設計方法 見積設計要項書による。
※目標価額は「Y」が算定している

第1回目の見積りの結果、Bが落札している。

なお、特に記載すべき発見事項はなかった。

2-(2)-⑦ 長島町 指江 農道 25,000 千円
 農業農村整備対策 北薩地域振興局【かごしまの農業未来創造支援事業】

(金額単位：円)

事業内容	事業量	総事業費	県費(40%)	うち県債	うち一般財源	市町村費(60%)
農道	橋梁 1 橋 農道工 11m	25,000,000	10,000,000	9,000,000	1,000,000	15,000,000

●令和4年6月9日 令和4年度実施計画の承認申請

農道 地区：指江 受益面積：6.2ha

工種	総量			令和3年度		令和4年度		翌年度以降	直営請負の別
	事業量	単位	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		
橋梁 ¹⁵	1.0	橋	24,000	0	0	1.0	24,000	0	請負
農道工	66.0	m	6,243	55.0	5,243	11.0	1,000	0	請負
用地費			257		257			0	
測量及び試験費			9,500		9,500			0	
計			40,000		15,000		25,000	0	

※施行年度 着工：令和3年度～ 完了：令和4年度

本地区設定根拠及び設定経緯	本地区は、長島町西部に位置し、整備済みの農地（水田及び畑地）があるが、集落と農地とを結ぶ幹線道路が未整備であり、集落道路及び国道を利用して通作している状況である。近年観光客の増加等により国道の交通量が増えている現状であり、国道を利用しての通作は一般車道との接触事故等が懸念されることから、早急な幹線道路の整備が望まれている。
農地状況	平成7年度から平成10年度に実施した団体営土地改良整備事業 指江地区により整備されて水田地帯である。
交通状況	長島町西部に位置し、国道389号線に接している。
集落状況	本地区にある指江集落では、「環境保全会」を設立し、地域住民が農用地や農業施設の維持管理活動を実施しており、営農意欲は非常に高い。
施設状況	平成7年度から平成10年度に実施した団体営土地改良整備事業 指江地区により整備されて水田地帯であり、農産物の出荷等の営農活動を行っている。
地区概要	受益農家戸数 58戸、認定農業者数 3人、水土里サークル活動実施地区：有 既設関連：H7～10 団体営土地改良整備事業 指江地区
主要作物	水稲、バレイショ
協議	河川協議済
整備構想	集落と農地を直接結ぶ橋梁（幹線道路）を整備することにより、営農や通作時の安全性を高めるとともに、集落道及び国道の一般安全対策にも努めたい。

●令和4年6月15日 鹿児島県知事から長島町長に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業実施計画の承認について（通知）」が通知され、次のような「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金の割当について（通知）」が通知されている。

番号	市町村名	事業メニュー	地区名 業主体名	補助金額（千円）
2	長島町	農道	指江	10,000

¹⁵ 橋梁（橋；bridge）とは、道路、鉄道、水路などの輸送路において、輸送の障害となる河川、溪谷、湖沼、海峡あるいは他の道路、鉄道、水路などの上方にこれらを横断するために建設される構造物の総称。

- 令和4年9月5日 北薩地域振興局長から長島町長に「～補助金交付決定通知書」が通知されている。

- 1 事業に要する経費 25,000,000 円
- 2 補助金の金額 10,000,000 円

- 令和4年9月5日 支出負担行為票：10,000,000 円 納入・履行期限：R5年3月31日

- 令和4年10月7日 入札執行調書

契約担当者：町長、入札執行者：総務課長、立会者：副町長

(単位：円)

順位	入札者	入札価格(税抜)	比較価格に対する比較
1	A	21,800,000	△920,000
2	B	22,500,000	△220,000
3	C	22,560,000	△160,000
4	D	22,620,000	△100,000
5	E	22,650,000	△70,000

入札は1回で決定しており、最低制限価格(17,040千円)は上回っている。

- 令和4年10月13日 建設工事請負契約書 請負代金 23,980,000 円

- 令和4年10月14日 工事着手届

請負金額：23,980,000 円 契約工期：自令和4年10月14日 至令和5年3月24日

- 令和4年10月19日 工事着手報告書(抜粋)

交付決定	令和4年9月5日
交付決定額	10,000,000 円
事業種目	橋梁・農道工
着手・完成(予定)	令和4年10月14日・令和5年3月24日
事業主体	長島町
事業実施箇所	出水郡長島町
施工方法	請負 A
事業量	橋梁下部工 一式
事業費	25,000,000 円 うち工事費 25,000,000 円

- 令和5年2月17日 「～補助金の繰越承認申請について(進達)」(抜粋)

事業概要	変更計画	翌年度にわたる債務負担を必要とする金額	左の額の支出見込額内訳		事業完了予定年月日	事由
			本年度分	翌年度分		
橋梁工一式	工事期間 令和4年10月14日～令和5年3月24日 令和4年10月14日～令和5年5月31日	10,000 千円	3,800 千円	6,200 千円	令和5年5月31日	資材の入手難(労務者)

- 令和5年3月17日 「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備）の変更（入札後未執行額の活用等）について（報告）」
「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）変更要望書」

事業種目 橋梁農道

関係農家戸数	受益面積	当初(既)割当			増減割当			変更割当要望			変更理由	施工計画		備考
		事業量	事業費	県費補助金	事業量	事業費	県費補助金	事業量	事業費	県費補助金		請負営業別	着工等	
58戸	6.2ha	1橋 11m	25,000	10,000	橋台 周りの 整備	0	0	1橋 11m	25,000	10,000	入札額を活用し橋周の整備を行う	請負	略	軽微

- 令和5年3月30日 「～補助金概算払申請書」

事業費(円)	補助金(円)	概算払受領済額(円)	今回申請額(円)	残額(円)
25,000,000	10,000,000	0	3,800,000	6,200,000

※「繰越支出負担行為票」繰越：6,200,000円
「歳出予算令達書」による繰越区分は「繰越明許費」

- 令和5年4月14日 支払 支出命令票 支出命令額：3,800,000円
- 令和5年5月19日 受付 同日検査下命 下命権者 長島町長
検査完了 令和5年5月25日 検査員 耕地林務課長 立会者 技師
検査所見 「設計図書及び仕様書に基づき施工されている合格」

- 令和5年5月25日 「工事完成報告書」

交付決定	令和4年9月5日
交付決定額	10,000,000円
事業種目	橋梁・農道工
着手・完成(予定)	令和4年10月14日・令和5年5月25日
事業主体	長島町
事業実施箇所	出水郡長島町
施工方法	請負 A
事業量	橋梁下部工
事業費	25,000,000円 うち工事費 25,000,000円

※工事着手報告書にあった「一式」が記載されていない。

●令和5年5月29日 「補助事業確認検査復命書」 検査下命者：北薩地域振興局農村整備課長

検査年月日	令和5年5月29日
補助金交付決定通知年月日	令和4年9月5日
事業費	R4 予算額：25,000,000円 補助金 R4 割当額：10,000,000円 (R4 支払額：9,500,000円) (R4 支払額：3,800,000円) (R5 支払額：15,500,000円) (R5 支払額：6,200,000円)
工期	令和4年10月14日～令和5年5月25日
完成年月日	令和5年5月19日
事業主体検査年月日	令和5年5月25日
検査結果	補助金交付要綱に基づき実施されている。検査合格
特記事項	特になし

●令和5年5月30日 「令和4年度～補助金実績報告書」
農道 地区：指江 受益面積：6.2ha

工種	総量		令和3年度		令和4年度		翌年度以降
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
純工事費 細目橋梁	1橋	24,000	0	0	1.0	24,000	0
細目農道	66m	6,243	55.0	5,243	11.0	1,000	0
用地費		257		257			0
測量及び試験費		9,500		9,500			0
計		40,000		15,000		25,000	0

●令和5年5月30日 北薩地域振興局長から長島町長に対して「～補助金交付確定通知書」の提出

- 1 事業に要した経費 25,000,000円
- 2 交付決定額 10,000,000円

●令和5年6月23日 支払日 「支出命令票」 金額 6,200,000円

【意見 1-5】事業実施計画(目的)との整合性について

当初の計画段階では、次頁の完成イメージ図なるものが添付されており、いわゆる橋が中心となった工事と推測されるが、実際の次頁の完成写真にはその橋がない。

労働者の入手難で工期が延長されている事業であるが、事業内容に「軽微」な変更は行われているが肝心の橋がないのでは、計画で掲げられた目的の達成度合を評価する場合でも難しい。

これについて聴取した事業の実施状況は次のとおりであった。

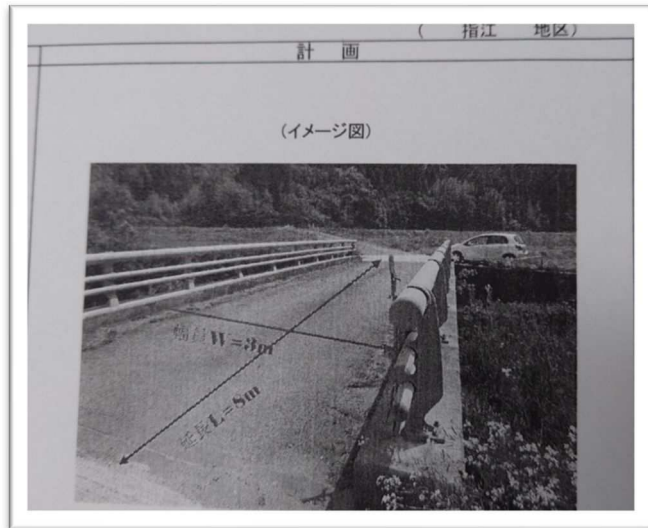
「当初事業計画では、総事業費 40,000 千円で全ての工事が完了する計画であったが、令和3年度に実施設計を行った結果、想定以上の事業費が必要ことが判明した。

本事業の制度上、総事業費の限度額が 40,000 千円までとなっていることから、長島町と協議のうえ限度額 40,000 千円を超えた残工事については、長島町単独予算により実施することとなった。

このことから、残工事の橋梁等については令和5年度に長島町単独予算にて工事を実施中であり、令和6年3月末までに全ての工事が完成予定となっている。」

確かに、実施主体は町ではあるが、補助金が計画を達成している支出であったかどうかは県として重要な評価要素であると思われる。当該工事資料においても、変更になった工事の状況、当初目的が達成される状況となる時期に関する諸資料を追加して整理しておく必要があると思われる。

【参考】計画時のイメージ図は次のとおりである。



【工事完成写真】事業量は「橋梁下部工」とされている。



2-(2)-⑧ 阿久根市 内田 農業農村整備(NN)対策 かんがい排水 事業費 11,236 千円

【かごしまの農業未来創造支援事業】

(金額単位：円)

事業内容	事業量	総事業費	県費	うち県債	うち一般財源	市町村費
かんがい排水	ポンプ施設・給水スタンド 配水管一式	11,236,000	4,494,000	4,000,000	494,000	4,888,000

- 令和4年6月10日 阿久根市長から鹿児島県知事に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業実施要領」第6の2の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請されている。 事業の対策名：農業農村整備（NN）対策

概要

受益面積	水田 8.3ha、畑 5.4ha 計 13.7ha
地区設定根拠及び設定経緯	当地区は、基盤整備された田園地帯と畑地帯であるが、近年慢性的な水不足に悩まされていることから、このような状況を解消し良好な営農ができるように、早急に安定的な農業用水の確保を図りたい。
農地状況	農地中間管理事業を活用した賃貸面積の集積率は 90%を超えており、農地の利用状況は良好である。
営農状況	当地区の水田及び畑は県営中山間総合整備対策事業で整備されたほ場で、水源は河川とため池に依存している。近年、頻繁に水不足が生じており、約 2.0 kmの JA 給水スタンドから運搬し供給しているが、渇水時は当地区を賄える水量を確保できず、地元からも新たな水源の確保が望まれている。
集落状況	集落数：1 多面的機能支払交付金を活用して、農業用施設等の維持管理や地域活動が良好に行われている。
施設状況	多面的機能支払交付金を活用して、農業用施設等の維持管理や地域活動が良好に行われている。
地区概要	集落排水路受益農家戸数：34 戸 人・農地プランに位置付けられた中心経営体数：8 経営体 水土里サークル実施地区：有 既設関連：1・3 年度 農用水資源開発調査

- 6月15日 鹿児島県知事から阿久根市長に承認が通知され、同日、割当内示が通知されている。

番号	市町村名	事業メニュー	地区名 業主体名	補助金額（千円）
4	阿久根市	かんがい排水	内田	4,494

- 令和4年8月1日 阿久根市長から鹿児島県知事に「令和4年度かごしまの農業未来創造支援事業補助金交付申請書」が提出。

事業計画書

地区：内田 受益面積：13.7ha

工種	総量		令和3年度		令和4年度		翌年度以降
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
純工事費 かんがい排水							
細目ポンプ施設等	1.0 式	11,236			1.0 式	11,236	0
計		11,236		0		11,236	0

※県費：40.0% 4,494 千円 市町村費：43.5% 4,888 千円 自己資金：16.5% 1,854 千円

これを受けて、同日付「支出負担行為票」が作成されている。

●令和4年10月4日 建設工事請負契約書 請負者 A

工期：令和4年10月4日～令和5年3月2日 150日間

請負代金額：11,110,000円（税抜10,100,000円）

[入札状況の資料添付について]

他の事業に関する資料ファイルには「入札執行書」等が綴られているが、当該事業についてはそれに類する資料が見当たらなかった。

担当課の説明では、「入札執行関係資料に関しては提出の義務が無いことから添付を求めている。」とのことであるが、建設工事請負に関するものであり、どのようにして業者選定されたかということは重要な事項と考えられることから、県が実施主体ではないことを考慮しても、やはり入手してファイルしておくのが適当ではないかと思われる。

●令和4年10月4日 工事着手報告書（抜粋）

交付決定	令和4年8月1日
交付決定額	4,494,000円
事業種目	かんがい排水事業、工種 ポンプ施設等
着手・完成(予定)	令和4年10月4日・令和5年3月2日
事業主体	阿久根市
事業実施箇所	阿久根市多田
施工方法	請負 A
事業量	ポンプ施設一式、給水スタンド一式、配水管一式
事業費	11,110,000円

●令和4年10月4日 阿久根市長から鹿児島県知事に「変更要望調書の提出について」

事業種目 かんがい排水

関係農家戸数	受益面積	当初(既)割当			増減割当			変更割当要望			変更理由	施工計画		備考
		事業量	事業費	県費補助金	事業量	事業費	県費補助金	事業量	事業費	県費補助金		請負直営別	着工等	
34戸	13.7ha	ポンプ施設 給水スタンド 配水管一式	11,236	4,494	配水管一式延長	0	0	ポンプ施設 給水スタンド 配水管一式	11,236	4,494	札額を活用し配水管の長	請負	略	軽微

当初事業費 11,236千円が建設工事請負契約の段階で 11,110千円に 126千円の減少となったため、その残額で配水管の延長を行うという変更要望である。

当該変更により、令和5年1月20日（期間が開いているように思えるが）、請負者と「建設工事請負変更契約書」が締結されている。

【意見 1-6】変更契約書の記載について

当該変更契約書には「第 1 回変更 請負契約金額 増額 126,000 円」の記載はあるが、変更理由である事業量「配水管の延長」の記載がない。

「計画事業量及び工事契約数量として「ポンプ施設等 一式」となっていることから、変更延長について記載できない。配管延長等の詳細な内訳については、阿久根市の作成した積算書等で確認を行っている。」とのことであるが、契約書においても、事業量の変更内容について記載しておくのが適切と考える。

(注) なお、前述の「変更要望書」の脚注には「※事業量の変更は、当初計画と変更後の内容がわかる図面を添付すること。」と記載してあることから、別途提出されているかも知れないが、提出されたファイルには入っていなかった。

●令和 5 年 3 月 22 日 「検査調書」検査員 農政課長

検査所見：契約どおり施工されていたことを認める。

(注)他市町の同様の書類では見えないが、当検査調書には「検査下命」、「立会者」の記載がない。

●令和 5 年 3 月 27 日 阿久根市長から鹿児島県知事に「工事完成報告書」を提出。

交付決定	令和 4 年 8 月 1 日
交付決定額	4,494,000 円
事業種目	事業 かんがい排水事業、 工種 ポンプ施設等
着手・完成(予定)	令和 4 年 10 月 4 日・令和 5 年 3 月 22 日
事業主体	阿久根市
事業実施箇所	阿久根市多田
施工方法	請負 A
事業量	ポンプ施設一式、給水スタンド一式、配水管一式
事業費	11,236,000 円

●令和 5 年 3 月 29 日 「補助事業確認検査復命書」(抽出)

事業費	11,236,000 円 補助金 4,494,000 円
事業主体検査年月日	令和 5 年 3 月 27 日
検査結果	補助金交付要綱に基づき実施されている。検査合格
検査職員名	技術専門員

同日、阿久根市長から鹿児島県知事に「～補助金実績報告書」が事業実績書、収支精算書とともに提出、同日、「～補助金交付請求書」も提出されている。

●令和 5 年 4 月 13 日 「支出命令票」が起票され、支払日は 4 月 27 日となっている。

2-(3) かごしまの農業未来創造支援事業の成果

「令和4年度主要施策の成果に関する調書」による事業評価は次のとおりである。

(4)かごしまの農業未来創造支援事業<地方創生関連事業>

(単位：千円)

予算科目	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農業振興費	399,562	140,000	83,083	176,479	321,747	119,024	64,083	138,640

※翌年度への繰越額 43,166 千円

<1>施策の目的

本県の農業の未来を担う新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するとともに、地域の特性を生かした営農確立に向け、共同利用のための機械等の導入や小規模なかんがい排水等の整備を支援する。

<2>施策の実施状況(アウトプット)

農業・農村の振興に資する施設等の整備を78地区で実施した。

事業主体	事業実施内容 (アウトプット)	
市町村	新規就農者育成対策	40 地区
農業協同組合	産地づくり対策	15 地区
農業者団体	農業農村整備対策	23 地区

<3>施策の実施による成果(アウトカム)

新規就農者等の経営安定や集落の環境整備による生産性の向上が図られた。

【意見 1-2②】成果(アウトカム)の記載について

事業主体は市町村、農業協同組合等であり、施設等の整備により新規就農者等の経営安定や集落の環境整備による生産性の向上が図られたと思われるが、決算額3億21百万円の事業規模を考慮すると、県の成果(アウトカム)としての具体的な生産貢献量とか金額について、県民にわかりやすく、成果として納得できるような形での情報提供を検討するのが適当と思われる。

Ⅲ-3 かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業

3-(1) かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業の概要

令和4年から6年度までの事業であり、概要は以下のとおりである。

6 生産振興、販売・流通等に関する施策（6-4）

【令和4年度予算額 118,259千円】

■ かがしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業【一部新規】（財源（全額国庫うち地方創生臨時交付金97,779千円））

<対策のポイント>
 アジア、米国、EUなどへの県産農林水産物の輸出拡大を図るため、輸出に意欲的な生産者による輸出産地形成に向けた支援や、県内輸出商社の海外営業活動への支援、県食肉輸出促進協議会による県産食肉の輸出拡大に向けた取組への支援や「かごしま茶」の新たな販路開拓支援等のコロナ禍に対応した海外へのPR・販売促進活動を実施します。

<政策目標>
令和7年度における県産農林水産物の輸出額：300億円（県農林水産物輸出促進ビジョンにおける目標値）
 ※ 未来創造ビジョン体系 12農林水産業の「稼ぐ力」の向上 3販路拡大・輸出拡大
 ※ マニフェスト 3県民が豊かになる産業振興 ○農林水産業の振興 No19, 22



<事業の内容>

1 目的
 県農林水産物輸出促進ビジョンに掲げる、令和7年度の輸出額300億円を目指して、アジア、米国、EUなどへの県産農林水産物の輸出拡大を図るため、官民一体となって「生産体制」と「販売力」の強化に取り組む。

2 事業主体
 3(1)ア, (2)：民間団体等（10/10）、3(1)イ：農業者等（2/3）
 3(3)ア, ウ：県食肉輸出促進協議会、県茶業会議所（1/2）
 3(3)イ, エ, オ, カ：県（10/10）等

3 事業内容
 (1) 輸出に意欲的な生産者の確保・育成【つくる】(30,000千円)
 ア グローバル産地づくり支援(20,000千円)
 イ グローバルファーマー育成支援(10,000千円)
 (2) 県内輸出商社の海外営業活動への支援【あつめる・ほこぶ】【うる】(37,000千円)
 (3) 海外へのPR・販売促進活動の強化【うる】(47,840千円)
 ア 県産食肉の輸出促進支援(6,175千円)
 イ 県産食肉のPR活動の強化等(15,165千円)
 ウ 「かごしま茶」の新たな販路開拓支援(2,850千円)
 エ かごしま茶「せいめい」研究会の活動支援等(2,150千円)
 オ 効果的なSNS向けデジタルコンテンツの作成(14,000千円)
 カ 海外フェア、商談会の開催等(7,500千円)
 (4) 推進事務費(3,419千円)

4 事業期間
 令和4年度～6年度

<事業の流れ・補助率等>

10/10補助(3(1)ア, 3(2))
 2/3補助(上限額1,000千円)(3(1)イ)
 1/2補助(3(3)イ, ウ)

3(1), 3(2) 国, 県 → 民間団体等
 3(3)ア, ウ

<事業イメージ>

輸出に意欲的な生産者の確保・育成





台湾向けグローバル産地づくり | 輸出先国米産者のニーズに対応した体制整備 | 国際水準GAPの取得支援等

県内輸出商社の海外営業活動支援





志布志港からカナダへのさつまいも輸出 | 香港の焼肉レストランへの牛肉輸出 | 県内茶商によるお茶の輸出

PR・販売促進活動の強化






県茶業会議所による「かごしま茶」の販路開拓支援 | SNS向け動画の作成 | 鹿児島フェアや商談会の開催

県食肉輸出促進協議会による輸出拡大の取組への支援

【お問い合わせ先】
 鹿児島県 農政部 かがしまの食輸出戦略室 輸出戦略係 (099-283-3093)

3-(2) かがしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業の成果

「令和4年度主要施策の成果に関する調書」による事業評価は次のとおりである。

(1) かがしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業<地方創生関連事業> (要約)

(単位：千円)

予算科目	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農業振興費	216,336	216,336	-	-	102,184	102,184	-	-

※翌年度への繰越額 80,309千円

<1> 施策の目的

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国際的な経済連携協定の進展等を見据えながら、アジア、米国、EUなどに対して県産農水産物の輸出拡大に向けた戦略的な取組を展開する。

<2> 施策の実施状況 (アウトプット)

ア 県農林水産物輸出促進ビジョン推進本部会議の開催 (3回)

イ 県農林水産物輸出促進ビジョンの実現に向けた戦略的取組

(ア) 「つくる」の取組

a 輸出先国のニーズに対応した産地づくり

内 容	実施状況 (アウトプット)
(a) さつまいもの輸出向け産地づくりの推進	JA 県経済連、鹿児島市 1 法人への支援
(b) お茶の輸出向け産地づくりの推進	志布志市 1 法人への支援
(c) だいこんの輸出向け産地づくりの推進	大崎町 1 法人への支援
(d) キハツ、かぼちゃの輸出向け産地づくりの推進	指宿市 1 法人への支援
(e) さつまいも、キハツ、レタスの輸出向け産地づくりの推進	指宿市 1 法人への支援

b 輸出に意欲のある県内農業者の生産体制構築を支援 (国際水準 GAP の取得・更新等の支援)

志布志市 2 法人、鹿児島市 4 法人、指宿市 2 法人、大崎町 1 法人、鹿屋市 1 法人、霧島市 1 法人への支援

(イ) 「あつめる・はこぶ」の取組 (定期船便 (那覇航路) と沖縄国際物流ハブ空港を活用した輸送スキーム「SHIP&AIR」の活用推進)

内 容	実施状況 (アウトプット)
a SHIP&AIR 輸送実績	令和 4 年度 41 回・約 19 トン
b 沖縄国際物流ハブ活用促進商談会の開催	令和 4 年 11 月 (鹿児島市、鹿屋市 (Web 商談))
c 県内港湾から青果物等の持続的な輸出スキームの構築	志布志港からの青果物の持続的な輸出スキームを構築するため試験輸送を実施

(ウ) 「うる」の取組 (県産農林水産品の認知度向上や販売促進活動)

内 容	実施状況 (アウトプット)
a 県内輸出商社の海外営業活動支援	・鹿児島市 6 法人 (米国、カナダ、ドイツ、中国、香港、台湾、シンガポール、フィリピン、マレーシア、ベトナム) ・肝付町 1 法人 (香港、台湾)
b PPIH (旧ドンキホーテ HD) との輸出戦略会議の開催	・令和 4 年 5 月 (第 1 回) ・令和 4 年 11 月 (第 2 回)
c フェアの開催	※以下、店名等は省略して記載する。 (a) 台湾量販店での鹿児島フェア (R4.12・R5.2) (b) 香港日本食レストランでの鹿児島フェア (R5.2) (c) 料理教室での県産食材を使用した試食会の開催 (R5.2) (d) 九州・山口連携農産物販売促進に向けた見本市への出展 (e) DON DON DONKI 等での鹿児島フェア (4 回) (f) SNS を利用したかごしまの食ブローション
d 鹿児島和牛等販路拡大に向けた食品展示会・商談会への出店	・フードジャパン 2022 (令和 4 年 10 月 シンガポール) ・SIAL Paris 2022 (令和 4 年 10 月 フランス) ・WFFS 2023 (令和 5 年 1 月 米国) ・天皇誕生日祝賀レセプション (令和 5 年 2 月 米国)
e 海外販売促進活動の支援等	(a) 県産農林水産物輸出用統一ロゴマークの海外商標登録 輸出重点国・地域 11 か国に対して申請、9 か国で登録 (b) 県産農林水産物輸出用統一ロゴマークの輸出事業者等の活用促進 (c) 輸出用統一ロゴマークを活用した PR 資材等の作成 (d) 「かごしまの食ウェブサイト」海外向けサイトにおける品目別 PR 動画等の作成 (e) 鹿児島和牛、かごしま黒豚の海外販売指定店制度の推進 ・令和 4 年度新規海外販売指定店数 KAGOSHIMA WAGYU 10 店舗 (オーストラリア 4 店舗、台湾 4 店舗、シンガポール 1 店舗、EU1 店舗) KAGOSHIMA KUROBUTA 1 店舗 (香港 1 店舗) ※令和 5 年 3 月末現在 (f) 和牛日本一の「鹿児島和牛」PR

＜3＞施策の実施による成果(アウトカム)

ア 令和4年度の県産農林水産物輸出額

区分	内容 (アウトカム)
(ア)輸出額	約 327 億円 (前年度比 105%) R7 年度目標額約 500 億円 (県農林水産物輸出促進ビジョン)
(イ)品目別	畜産物 約 134 億円、農産物 約 23 億円、林産物 約 34 億円、水産物 約 136 億円
(ウ)輸出相手国別	米国 138 億円、香港 47 億円、中国 37 億円、EU 28 億円、台湾 27 億円 等

イ 県農林水産物輸出促進ビジョンの実現に向けた戦略的取組

(ア)「つくる」の取組 (輸出先国のニーズに対応した産地づくり)

項目	内容 (アウトカム)
a さつまいもの輸出向け産地づくりの推進	・香港等をターゲットとしたさつまいも産地の育成(令和4年度 約 21ト輸出) ・香港等をターゲットとした有機さつまいも産地の育成(令和4年度 約 10ト輸出)
b お茶 //	令和3年度 約 21ト輸出
c だいこん //	令和4年度 約 94ト輸出
d キハツ、かぼちゃ //	令和4年度 約 275ト輸出
E さつまいも、キハツ、レタス //	令和4年度 約 42ト輸出
F GFP への本県登録事業者	187 事業者 (対前年比 117%)

(イ)「あつめる・はこぶ」の取組 (定期船便 (那覇航路) と沖縄国際物流ハブ空港を活用した輸送スキーム「SHIP&AIR」の活用促進)

項目	内容 (アウトカム)
a 鹿児島港発の定期船便と那覇空港発の定期航空貨物便の活用	令和4年度 41回・約 19ト
b 沖縄国際物流ハブ活用促進商談会	成約 約 340 千円、5社(鹿児島市)及び2社(鹿屋市)
c 県内港湾からの青果物等の持続的な輸出スキームの構築	志布志港からの直接輸出の実証実験として、CAコンテナで3回、シンガポールに加え新たにタイ向けに青果物を輸出

(ウ)「うる」の取組 (県産農林水産物の認知度向上や販売促進活動)

項目	内容 (アウトカム)
a 県内輸出商社の海外営業活動支援	事業で輸出した県産農林水産物の輸出実績 約 294,137 千円
b PPIH (旧ドットホーテHD) との輸出戦略会議の開催	本県産青果物や水産物等の輸出実績拡大に繋がった。
c フェアの開催	(a)台湾量販店での鹿児島フェア (b)香港日本食レストランでの鹿児島フェア (c)対料理教室での県産食材を使用した試食会の開催 (d)九州・山口連携農産物販売促進に向けた見本市への出展 (e) DON DON DONKI 等での鹿児島フェア (f)SNS を活用したかごしまの食プロモーション
d 鹿児島和牛等販路拡大に向けた食品展示会・商談会への出展	鹿児島和牛、かごしま黒豚の認知度向上及び販路拡大に繋がった。
e 海外販売促進活動の支援等	(a)県産農林水産物輸出用統一ロゴマークの海外商標登録 9つの国・地域で商標登録済 (b)県産農林水産物輸出統一ロゴマークの輸出事業者等の活用促進 (c)輸出用統一ロゴマークを活用したPR資材等の作成 (d)「かごしまの食ウェアサイト」海外向けサイトの作成 (e)鹿児島和牛、かごしま黒豚の海外販売指定店制度の推進 (f)和牛日本一の「鹿児島和牛」のPR

Ⅲ-4 かごしまの6次産業化推進事業

4-(1) かごしまの6次産業化推進事業の概要

令和4年度から6年度（3か年）の事業であり、概要は以下のとおりである。

6 生産振興、販売・流通等に関する施策（6-5）

■ かごしまの6次産業化推進事業【組替新規】

【令和4年度予算額 45,464千円】
財源（国庫：45,464千円）

<対策のポイント>

県産農林水産物の付加価値向上を図るため、関係機関・団体と連携し、6次産業化実践者等への継続的な支援を行います。

<政策目標>

県産農林水産物を活用した加工品等の新規商談成立数：50件/5年（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標値）

- ※ ビジョン体系 1 0 農林水産業の「稼ぐ力」の向上 2 生産・加工体制の強化、付加価値の向上
- ※ マニフェスト項目 3 県民が豊かになる産業振興 〇 農林水産業の振興

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1 目的 県産農林水産物の新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組状況に応じて、関係機関・団体等が連携し継続した支援を行うことにより、農林漁業者の所得向上を図る。</p> <p>2 事業主体 (1)～(5) 県 (10/10) (6) 市町村 (1/2以内等)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 支援体制の整備・運営 【予算額：25,010千円】 6次産業化サポートセンターの設置・運営等</p> <p>(2) 6次産業化実践者の育成・確保 【予算額：702千円】 加工相談会の開催等</p> <p>(3) 6次産業化商品の開発支援 【予算額：849千円】 商品求評会の開催等</p> <p>(4) 6次産業化商品の販路開拓の支援 【予算額：3,367千円】 商談・販売機会の提供等</p> <p>(5) ポストコロナに向けた販売促進 【予算額：14,810千円】 クラウドファンディング等による販路拡大支援等</p> <p>(6) 市町村における6次産業化の推進 【予算額：726千円】 「6次産業化等に関する戦略策定」の支援</p> <p>4 事業期間 令和4年度～令和6年度（3か年）</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>商談機会の提供</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>加工相談会の開催</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">【お問い合わせ先】 鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食ブランド推進室 6次産業化支援係 (099-286-2888)</p>

4-(2) かごしまの6次産業化推進事業【組替新規】の成果

●かごしまの6次産業化¹⁶推進事業<地方創生関連事業> [要約]

単位：千円

予算科目	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農業振興費	34,343	34,343	-	-	33,541	33,541	-	-

※翌年度への繰越額 なし

¹⁶ 農林漁業者（1次産業）が、生産物の価値を上げるため、農畜産物・水産物・林産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、収益を向上させる活動のこと。
東京大学名誉教授の故 今村 奈良臣（いまむら ならおみ）先生が提唱した造語。
当初は1+2+3=6であったが、後に1×2×3=6になった。（出所：公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会のホームページを使用している。）

＜施策の目的＞

農林漁業者の所得向上等を図るため、農林漁業者が自ら生産・加工・販売に取り組む6次産業化を推進する。

＜施策の実施状況＞(アウトプット)

区 分	アウトプット
ア 鹿児島農山漁村発イノベーションセンターの設置と農林漁業者への支援	農林漁業者の6次産業化の取組を支援する鹿児島農山漁村発イノベーションセンターを設置し、農山漁村が有する地域資源を活用し、農林漁業者の所得向上と雇用の確保等による地域活性化に努めた。 (ア)鹿児島農山漁村発イノベーションセンターの設置 (イ)農林漁業者への支援実施状況 (ウ)農山漁村発イノベーション地域支援検証委員会の開催 (エ)農山漁村発イノベーションセンター運営委員会の開催
イ 6次産業化実践者の育成・確保	(ア)6次産業化推進研修会 (イ)食のプロフェッショナル育成セミナー 食品加工に関する知識や基本的な技術を、大隅加工技術研究センターの施設等を活用して総合的に学べるパッケージ型のセミナーを開催した。
ウ 6次産業化の開発支援	(ア)加工技術等の指導 地域の6次産業化事業者等の技術的な課題を解決するため、加工技術及び衛生管理等について試験研究機関担当者等によるネット等での相談会を実施 (イ)かごしま6次産業化商品求評会 ¹⁷ の開催
エ 6次産業化商品の販路開拓の支援	(ア)商談機会の提供 (イ)販売機会の提供
オ オトコマに向けた販売促進	(ア)「6次化自販機」による6次産業化商品の販売 新型コロナウイルスの影響により販売機会が減少する中、県内の6次産業化事業者の販売機会を創出するため、6次産業化商品を販売する自動販売機による販売機会を提供 (イ)クラウドファンディングを活用した新商品の販路開拓 6次産業化事業者等が開発した新商品のクラウドファンディングによる販路開拓を図るため、専門アドバイザーによる指導を受けながら、写真の撮影やPR文章の作成などを行う取組を支援 (ウ)OEMカタログの制作 6次産業化の取組を促進するため、農林水産物の加工をOEM受託する外部の食品加工企業の情報をまとめたカタログを制作
カ 市町村における6次産業化の推進	市町村における農林水産業及び6次産業化等を推進するため、6次産業化等の取組方針や目標値を定めた市町村戦略の策定を支援
キ その他	(ア)Webカタログの情報追加 (イ)6次化テーマパークの作成

＜3＞施策の実施による成果(アウトカム)

- ア 6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定事業者数：全65事業者
- イ 商談成立件数(3地区)：福岡14件、大阪4件、千葉15件(令和5年6月現在)
- ウ クラウドファンディング成立数 9社(100%)
- エ 各種研修会・相談会及び個別支援等により、6次産業化に取り組む事業者の商品開発や販路拡大が促進された。

なお、当該事業について特に記載すべき発見事項はなかったが、より一層の促進が望まれる。

¹⁷ 仮6次産業化事業者・食品事業者等を対象とし、アドバイザーや流通アドバイザーから、自社商品に対する個別のアドバイスを受け、商品開発に役立てていただくことを目的に開催。

第二編 第二章 農村振興課

I 事業概要

農村振興課は次の職務分掌（鹿児島県行政組織規則）により事業を推進している。

農村振興課	職員数
(1) 農業振興地域の整備に関すること。 (2) 農村地域整備促進審議会に関すること。 (3) 農村地域への産業の導入に関すること。 (4) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の施行に関すること。 (5) 農業者年金に関すること。 (6) 共生・協働の農村づくり運動に関すること。 (7) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の施行に関すること。 (8) 中山間地域の農業振興に関すること。 (9) 多面的機能支払交付金に関すること。 (10) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関すること。 (11) 野生鳥獣による農作物被害防止対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (12) 農業経営基盤強化促進に関すること（経営技術課の所管に属するものを除く。）。 (13) 農用地の流動化に関すること。 (14) 荒廃農地に関すること。 (15) 地域振興公社に関すること。 (16) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地を農地以外のものにすることの規制及び農地の利用関係の調整に関すること。 (17) 農地法に基づく訴訟及び農事調停に関すること。 (18) 農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関すること。 (19) 国有農地等及び開拓財産の管理に関すること。	事務職 15(2) 技術職 14 計 29 (2)

注：職員数は令和4年5月末現在、（）は臨時的任用職員で外書き。

Ⅱ 令和4年度当初予算の状況

農村振興課の令和4年度当初予算は下表のとおりとなっており、令和3年度当初予算 43億7千5百万円から6百万円（約0.1%）増加し、43億8千1百万円となっている。

事業別にみると、「鳥獣被害対策推進事業」が8千9百万円（約14.5%）増加し、令和3年度の6億1千4百万円から令和4年度は7億4百万円になった。他方、大きく減少した事業は「農地集積推進事業」であり、令和3年度の5億8千9百万円から7千9百万円（約13.5%）減少し令和4年度は5億9百万円になっている。

（単位：千円）

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
農業費 農業総務費	職員給与関係費	200,380	225,262	△24,882
農業費 農業振興費	鳥獣被害対策推進事業	704,214	614,878	89,336
	農業振興地域整備促進事業	6,622	1,271	5,351
	中山間地域等直接支払事業	609,652	625,613	△15,961
	農地集積推進事業	509,166	589,043	△79,877
	新 農地中間管理事業支援等基金造成事業	91	0	91
	中山間地農業ルネッサンス事業	12,499	8,468	4,031
	廃 農村のポテンシャル発掘・活用推進事業	0	3,856	△3,856
	グリーン・ツーリズム農泊推進事業	2,500	2,500	0
	全国農林水産祭事業	669	667	2
	むらづくり活動推進事業	21,847	8,342	13,505
農業委員会・農業委員会ネットワーク機構補助事業	483,383	467,715	15,668	
農地費	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	40,644	38,601	2,043
土地改良費	多面的機能支払交付金	1,768,223	1,768,223	0
農地費 農地調整費	農地等統制事務	9,390	9,220	170
	農地利用関係調整事務	2,356	2,050	306
	農地等買収売渡事業	9,842	9,657	185
農村振興課計		4,381,478	4,375,366	6,112

Ⅲ 施策体系

<重点事項の概要>

1 農地利用に関する施策

1 担い手への農地の集積・集約化

(1) 農地集積の推進

⇒農地中間管理機構事業、機構集積協力金交付事業など

2 優良農地の確保

(1) 荒廃農地の発生防止・解消

⇒中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金、農地集積推進事業など

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

ア 農業振興地域の整備促進

⇒農業振興地域整備促進事業

イ 農業委員会等への支援・指導及び農地転用許可制度の適正運用

⇒農業委員会、農業委員会ネットワーク機構補助事業

ウ 自作農財産の管理

⇒農地等買収売渡事業

2 農業災害防止等に関する施策

1 鳥獣被害防止対策の推進

⇒鳥獣被害対策推進事業

3 農村振興に関する施策

1 快適で魅力ある農村づくり

(1) 共生・協働の農村（むら）づくり運動の推進

⇒むらづくり活動推進事業

(2) 多面的機能支払交付金

⇒多面的機能支払交付金

2 中山間地域の振興

(1) 中山間地域等直接支払制度

⇒中山間地域等直接支払事業

(2) 中山間地農業ルネッサンス推進事業

⇒中山間地農業ルネッサンス事業

参考 農村振興に関する施策

かごしま食と農の県民条例（平成 17 年 3 月 29 日）より一部抜粋

（農地利用，基盤整備等に関する施策）

第 13 条 県は、農業の生産条件の整備を図るため、耕作放棄地の発生防止その他農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

（農村振興に関する施策）

第 17 条 県は、農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備を進めるとともに、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮される快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする

【意見 2-1】成果指標の適時の評価、対策、見直しについて

主要な政策に関して、成果指標を設定し、目標達成の年度と数値を定めているものもある。

現在の見通し、課題などについては各事業において記載する。

設定した成果指標について進捗状況について適時評価し、目標達成が困難な場合には原因分析及び対策の立案を行うことや状況に応じて目標値の再設定を行うなどの対応を行っている。

今後も県の施策に応じて成果指標の見直し、進捗状況の評価、評価を踏まえた対策の立案・実行を行い、目標達成を目指すことが望ましいと思われる。

IV 抽出した事業の検討

1 むらづくり活動推進事業

(1)事業目的

①現状・課題・背景

A. むらづくり実践活動支援事業

- ・農村においては農業者の減少・高齢化が進む中、農村環境の維持・保全が困難な状況
- ・総農家数の減少
- ・基幹的農業従事者の高齢化
- ・集落機能がある集落数の減少
- ・農村環境の維持・保全の新たなしくみづくりを促進する必要がある

B. つながる♥(おもい)農村体験事業

- ・農村では少子高齢化・人口減少等が都市に先駆けて進行
- ・今後、地域内の共同活動や保全管理活動が成り立たなくなり、集落機能の維持が困難な地域の増加が懸念
- ・農村の価値や魅力が見直され、U・Iターン等の田園回帰の気運が高まりつつある

②事業目的

A. むらづくり実践活動支援事業

農村の課題解決に向けて、次代を担うリーダーを育成するとともに、農村集落と多様な主体との連携活動や農村環境の維持・保全に係る新たなしくみづくりなどの取組を推進し、農村集落の新たな担い手の育成・確保を図る。

B. つながる♥(おもい)農村体験事業

農村地域が集落外の多様な主体と連携し、地域資源活用による交流人口の拡大や農村集落の活性化を図る。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事項名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
むらづくり実践活動支援事業	11,566	9,194	2,372	—	11,262	9,136	2,126	—
つながる♥(おもい)農村体験事業	5,300	—	5,300	—	5,094	—	5,094	—

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

A. むらづくり実践活動支援事業

- ・共生・協働の農村(むら)づくり運動推進協議会の開催
- ・多様な主体と連携した農村集落の課題解決支援(5地区)
- ・みんなで支え合うむらのモデルづくり
- ・実践地域のリーダー等を対象とした優良事例研修会の開催
- ・むらづくり運動のモデルとなる地区等の表彰
- ・情報発信による普及及び啓発

B. つながる♥(おもい)農村体験事業

①交流促進

- ・ホテル等と連携した地域資源を活用した農村体験プログラムを企画開発し、モニターツアーとして、ホテル宿泊者に提供した。

②情報発信

- ・完成した農村体験プログラムや取組事例を、県のホームページ及び県観光サイト(かごしまの旅)に掲載した。

<KPIアウトカム指標>

農業集落数に対する地域共同活動に取り組む集落割合

実績	H25	43%	R1	52%	R2	51.9%	R3	50.8%	R4	51.4%
目標	令和7年度に55%									

上記のKPIに対する農村振興課による評価とその対応は以下のとおりである。

- ・目標達成困難。
- ・過疎化・高齢化が進む中、R7の目標に対して、目標達成が困難である事から、R9に53%を目標値として修正。

(4)委託事業

当該事業に係る委託契約は2件であり、詳細は以下のとおりとなっている。

委託事業名	むらづくり実践活動支援事業「みんなで支えあうむらのモデルづくり(むらづくりプランナー設置)」業務
業務内容	<p>本県の農村地域は、過疎化・高齢化が進行し、農村集落のマンパワー不足やリーダーの高齢化の進行などにより、農村環境の維持・保全が困難など、集落機能の低下が懸念されている。</p> <p>そのため、「むらづくりプランナー」を設置し、農村集落の現状把握や話し合い活動の助言などによる地域のリーダー育成や、農業者組織と自治会など地域の組織が連携した農村環境の維持・保全に係る仕組みづくりなど、地域の課題に応じた取り組みを支援する。</p>
契約	一者随意契約
相手方	公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会
委託金額	6,490,000円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

委託事業名	つながる♥(おもい)農村体験事業業務
業務内容	宿泊施設及び宿泊施設を発着とした農村地域を巡る農村体験プログラムの開発業務
契約	一者随意契約
相手方	鹿児島県旅行業協同組合
委託金額	4,994,000円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

2 グリーン・ツーリズム農泊推進事業

(1)事業目的

地域内の飲食店・観光業者等との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症による社会変革に対応した旅行者の安心・安全な受入態勢の整備や地域資源を活用した農泊の取り組みを推進する。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
グリーン・ツーリズム農泊推進事業	2,500	2,500	—	—	2,114	2,114	—	—

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

- ・農泊の推進に係る研修会の開催
- ・農泊実践者の育成
- ・旅行者の安心・安全な受入態勢整備
- ・情報発信

グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進するため、新しい生活様式に対応した受入態勢の充実・強化や地域資源を活用した実践活動への支援を行った。

<KPIアウトカム指標>

体験型教育旅行の生徒数

実績	令和2年度	1,122人	令和3年度	1,665人	令和4年度	4,075人
目標	令和6年度	16,500人				

上記のKPIに対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標達成困難。
- ・近年、コロナ禍の影響を受け、体験型教育旅行の受入生徒数が激減したことから、当面はコロナ禍以前の状況への回復を目指すこととし、令和9年度の目標を16,500人（年間・延べ）とする。

農泊地域数

実績	令和2年度	19地区	令和3年度	23地区	令和4年度	23地区
目標	令和5年度	28地区				

上記のKPIに対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標達成困難。

- ・コロナ禍で、農泊に関する活動が停滞していたため、目標達成は困難であるが、令和5年度に農泊地域を拡大するため、県域のネットワーク組織を構築しており、今後も引き続き取組を推進していく方針である。

(4)委託事業

当該事業に係る委託契約は1件であり、詳細は以下のとおりとなっている。

委託事業名	グリーン・ツーリズム農泊推進事業業務
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域内連携研修会の開催 ・農泊に関する基礎研修会の実施 ・鹿児島県における農山漁村生活体験学習に係る取扱指針の遵守状況調査及び指導の実施 ・体験プログラムの企画、情報発信一式
契約	一者随意契約
相手方	かごしまグリーン・ツーリズム協議会
委託金額	1,760,000 円
根拠条文	地方自治法第 234 条第 2 項 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号

3 中山間地域等直接支払事業

(1)事業目的

- ・高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進する。
- ・農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動の維持を通じて、荒廃農地の発生防止や多面的機能の維持を図る。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
中山間地域等直接支払事業	570,487	377,968	—	192,519	570,241	377,909	—	192,332

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(集落協定等)を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

① 施策の実施状況

項目名	実施内容
集落協定及び個別の協定	26 市町村、636 協定、協定面積 7,137ha
交付対象面積	7,133ha

② 施策の実施による効果

協定面積	R 1	7,838ha	R 2	7,055ha	R 3	7,111ha	R 4	7,137ha
交付対象面積	R 1	7,829ha	R 2	7,055ha	R 3	7,110ha	R 4	7,133ha

<KPIアウトカム指標>

中山間地域等直接支払の実施集落割合

目 標	17%
-----	-----

上記の K P I に対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標が達成できると見込まれる。
- ・農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、集落協定に基づく取組を推進する必要がある。

(4) 補助金、負担金及び交付金

中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を維持するため、集落協定等に基づき、農業生産活動を実施した農業者等に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付した(26市町村)。

交付金名称	中山間地域等直接支払交付金
交付対象	集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。
協定数	636 件 (鹿児島県合計)
協定面積	7,137ha (鹿児島県合計)
交付金額	758,109 千円
うち、国費	373,554 千円
うち、県費	192,277 千円
うち、市町村費	192,278 千円

4 中山間地農業ルネッサンス事業

(1)事業目的

地域振興局・支庁を単位とする「地域ビジョン」を策定するとともに、「市町村将来ビジョン」の策定を推進し、地域の特色を活かした農業の展開や都市農村交流、鳥獣被害対策など地域の課題解決に向けた取り組みを推進する。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
中山間地農業ルネッサンス事業	11,813	11,813	—		11,290	11,290		

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

- ・令和5年度県の地域ビジョンの策定（7地域）
- ・令和5年度の市町村将来ビジョンの策定（41市町村）

(4)委託事業

当該事業に係る委託契約は1件であり、詳細は以下のとおりとなっている。

委託事業名	中山間地域農業活力向上支援業務
業務内容	中山間地域の振興に関するセミナーの企画・運営及びアドバイザー等の派遣為に関する業務
契約	一者随意契約（企画提案競技方式）
相手方	A
委託金額	6,998,662円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

5 鳥獣被害対策推進事業

(1) 事業目的

「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」といった3つの取組を総合的かつ一体的に進めるとともに、鳥獣の生息状況調査に基づき、市町村境を跨いだ広域的な捕獲を実施し、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図る。

(2) 事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
鳥獣被害対策推進事業	571,575	571,575	—	—	557,641	557,641	—	—

(3) 事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

・鳥獣被害防止対策普及啓発活動（県推進活動）

項目	内容
県鳥獣被害対策アドバイザー派遣	7回
集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会	8回
指導者育成研修会	2回
広域捕獲活動	4地域
ジビエ利活用研修会	1回
わな猟初心者技術研修会	12地域
わな猟実地指導	12地域

・鳥獣被害防止活動支援（市町村補助）

協議会の開催、捕獲機材の導入等	38市町村
侵入防止柵の整備	27市町村 242km
捕獲活動経費の助成	38市町村

<KPIアウトカム指標>

有害鳥獣捕獲頭数（緊急捕獲）

実績	R1	41,345頭	R2	50,709頭	R3	52,618頭	R4	52,767頭
----	----	---------	----	---------	----	---------	----	---------

野生鳥獣による農作物被害額

実績	R1	526百万円	R2	397百万円	R3	333百万円	R4	330百万円
目標	R3被害額以下							

上記のKPIに対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標が達成できると見込まれる。

- ・野生鳥獣による農作物被害額は、右肩下がり減少傾向であるが、被害は営農意欲の減退や荒廃農地の発生にもつながることから引き続き対策が必要である。

(4)補助金、負担金及び交付金

①<補助金名> 鳥獣被害対策実践事業費補助金

A. 事業内容

- a) 鳥獣被害防止対策普及啓発活動（県推進活動）
- ・ 推進会議の開催（県推進会議、地域推進会議）
 - ・ 人材育成活動（集落ぐるみの研修会、指導者育成研修会、狩猟免許取得技術向上研修、地区別研修会）
 - ・ 広域捕獲活動（一斉捕獲の推進）
 - ・ 新技術実証・普及活動
 - ・ 鳥獣被害防止対策運動の実施
 - ・ ジビエ利用拡大（獣肉処理研修会）
- b) 県広域捕獲活動実施（県捕獲活動）
- c) 鳥獣被害防止活動支援（市町村補助）
- ・ 推進事業（実施隊の活動、研修会の開催、捕獲機材の導入等）
 - ・ 緊急捕獲活動支援（捕獲活動経費の助成）
 - ・ 整備事業（侵入防止柵等の整備）

区分	事業量 (市町村数)	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
			国費	県費	市町村費等
推進事業	(41 市町村)	582,814	557,641	—	25,172
県	普及啓発活動	5,411	5,411	—	
市町村	協議会開催 捕獲機材等の導入(38 市町村)	50,195	39,116	—	11,079
緊急捕獲活動支援事業	有害捕獲に係る捕獲活動経費 (38 市町村)	284,591	275,490	—	9,101
整備事業	侵入防止柵の整備(27 市町村)	242,615	237,624	—	4,991

(5)委託事業

当該事業に係る委託契約は1件であり、詳細は以下のとおりとなっている。

委託事業名	わな猟初心者技術向上支援業務
業務内容	新規にわな猟免許を取得した被害農家等に対して、捕獲技術の習得を進め、農家等の自衛的なわな捕獲を推進し、鳥獣被害の防止・軽減を図る。
契約	一者随意契約
相手方	一般社団法人鹿児島県猟友会
委託金額	2,200,000 円

根拠条文	地方自治法第 234 条第 2 項
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号

6 農地中間管理事業支援等基金造成事業

(1) 事業目的

農地中間管理事業を推進するため、鹿児島県農地中間管理事業支援等基金条例に基づき造成した基金の管理・運用を行う。

(2) 事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農地中間管理事業支援等基金造成事業	383,068	378,700	4,368	—	383,038	378,700	4,338	—

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を支援し、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、「鹿児島県農地中間管理事業支援等基金」を造成する。

(3) 資産管理

令和 4 年度末の農地中間管理事業支援等基金残高は、433,257,689 円となっており、一括運用している。

7 農地集積推進事業

(1) 事業目的

農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、制度の周知や地域別推進計画の実践活動等に取り組むとともに、農地中間管理機構が行う推進活動を支援する。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事項名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農地中間管理機構事業	285,551	197,295	85,853	2,403	283,058	196,587	84,371	2,099
機構集積協力金交付事業	212,434	61,161	151,273	—	184,810	68,989	115,821	—
農地売買支援事業	10,362	6,217	—	4,145	10,362	6,217	—	4,145
最適土地利用推進事業	578	578	—	—	578	578	—	—

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

①農地中間管理機構事業

A. 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農地の賃料・保全管理費を支援

B. 農地中間管理事業等推進事業

農地の貸借を通じて再配分を行うなど、機構が行う農地の利用調整活動を支援

②機構集積協力金交付事業

A. 地域集積協力金

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、または農作業委託を行い担い手への農地集積・集約化を図る地域に対する支援

B. 集約化奨励金

地域内の農地を機構を通じて転貸、または農作業受託を行い、農地の集約化を図る地域に対する支援

C. 経営転換協力金

経営転換する農業者や離農する農業者、農地の相続人が、農地を機構に10年以上貸し付け、かつ、農地が1筆以上機構から受け手に貸し付けるときに協力金を交付

<KPIアウトカム指標>

担い手への農地集積率

実績	R 2	43.6%	R 3	45.7%	R 4	45.5%
目標	R 12	90%				

上記の K P I に対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標達成困難。
- ・農地バンクの活用などにより、担い手が経営する農地面積は増えつつあるが、担い手数（11,313 戸[R2]）が、総農家数（48,360 戸[R2]）の 23%程度である。
- ・今後は、担い手を増やししながら、担い手への農地の集積を進める必要がある。

(4)補助金、負担金及び交付金

①<補助金名> 農地中間管理機構事業費補助金

根拠法令	鹿児島県農地集積推進事業補助金 交付要綱
農地中間管理機構による事業の推進（農地中間管理機構運営事業に係る事業費及び補助金	274,996,000 円
借受農地の管理等（借受農地管理等事業）に係る事業費及び補助金	6,997,638 円

② <補助金名>機構集積協力金交付事業費補助金

農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や個人に協力金を交付するとともに、県の協力金の交付に要する経費に対する補助を行った。

③ <補助金名>農地売買支援事業費補助金

担い手への農地の集積を促進するため、農地中間管理機構が行う農地売買の仲介業務や契約及び農地を管理するため経費等として補助金を交付した。具体的には、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に対し、10,362,000 円を交付した。

④ <補助金名>最適土地利用推進事業費補助金

農地の利用に関する計画策定や荒廃農地を含む農地の簡易な整備に要する経費として補助金を交付した。

8 農業委員会・農業委員会ネットワーク機構補助事業

(1)事業目的

農業生産力の推進と農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与するため農業委員会活動及び農業委員会ネットワーク機構活動の促進を図る。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農業委員会・農業委員会ネットワーク機構補助事業	507,376	484,579	—	22,797	500,338	477,630	—	22,708

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

①農業委員会費補助事業

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の活動経費、事務局経費等

②農業委員会ネットワーク機構費補助事業

- ・役職員の活動経費・事務局経費等
- ・農業委員会の活動の支援、研修、連絡調整等

③農業委員会等指導事業

- ・農業委員会、農業委員会ネットワーク機構に対する助言・指導等

(4)補助金、負担金及び交付金

補助金名	農業委員会ネットワーク機構費補助金
根拠法令	鹿児島県農業委員会・農業委員会ネットワーク機構費補助事業交付金等交付要綱
交付先	(一社)鹿児島県農業会議
交付金額	34,311,000 円

補助金名	農業委員会ネットワーク機構費補助金（機構集積支援事業）
根拠法令	鹿児島県農業委員会・農業委員会ネットワーク機構費補助事業交付金等交付要綱
交付先	(一社)鹿児島県農業会議
交付金額	14,166,000 円

9 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

(1)事業目的

地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等を促進し、中山間地域等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図る。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
中山間ふるさと・水と土保全対策事業	39,318	—	39,318	—	37,082	—	37,082	—

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

①中山間ふるさと・水と土保全対策事業

農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備を促進する。

②棚田地域等保全対策事業

棚田地域等は、食料供給だけではなく、農業生産活動を通じて、国土保全、水源かん養、農村の原風景の形成、保健休養・安らぎの場の提供等の多面的機能を有している。

高齢化等により耕作者が減少し、耕作放棄の発生が懸念される状況にあることから、棚田地域等の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、基金を活用し、都市住民等への保全活動への参加推進や住民組織が行う保全活動への支援を実施した。

<KPIアウトカム指標>

大学との連携による保全活動計画作成地区数

実績	R 2	12 地区	R 3	13 地区	R 4	14 地区
目標	R 7	17 地区				

上記の K P I に対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標が達成できると見込まれる。
- ・毎年 1 地区が大学との連携による保全活動計画を作成している。

指定棚田地域数

実績	令和4年度	5地域	目標	令和7年度	10地域
----	-------	-----	----	-------	------

上記のKPIに対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標達成困難。
- ・棚田地域の担い手の減少・高齢化によりR7の目標達成が困難であることから、目標達成に向けて事業内容を再検討する。

(4)委託事業

当該事業に係る委託契約は2件であり、詳細は以下のとおりとなっている。

委託事業名	中山間ふるさと・水と土保全対策事業業務
業務内容	中山間地域における農地や土地改良施設の保全活動の推進に関する業務
契約	一者随意契約
相手方	鹿児島県土地改良事業団体連合会
委託金額	8,295,000円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

委託事業名	棚田地域等保全対策事業業務
業務内容	棚田地域の多面的機能の発揮のための農地や土地改良施設等の保全・利活用に関する業務
契約	一者随意契約
相手方	鹿児島県土地改良事業団体連合会
委託金額	8,007,000円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

10 多面的機能支払交付金

(1)事業目的

農用地や農業用施設等の地域資源の保全及び質的向上を図る地域共同活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

(2)事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
多面的機能支払 交付金	1,750,483	1,182,105	—	568,378	1,750,462	1,182,085	—	568,377

(3)事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地や農業用施設等の地域資源の保全及び質的向上を図る地域共同活動を支援した。

- 認定農用地面積 47,896ha
- 多面的機能支払交付金 2,273,510,000 円

区分	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)
市町村数	40 市町村	40 市町村	32 市町村
組織数	575 組織	488 組織	263 組織
対象農用地面積	47,896ha	45,438ha	31,619ha

<KPIアウトカム指標>

農業集落数に対する地域共同活動に取り組む集落割合

実績	H25	43%	R1	52%	R2	51.9%	R3	50.8%	R4	51.4%
目標	令和7年度に55%									

上記のKPIに対する農村振興課の評価と対応は以下のとおりである。

- ・目標達成困難。
- ・過疎化・高齢化が進む中、令和7年度の目標に対して、目標達成が困難である事から、令和9年度に53%を目標値として修正。

(4)補助金、負担金及び交付金

農用地や農業用施設等の地域資源の保全や質的向上を図る地域共同活動を実施する組織に対し多面的機能支払交付金を交付した。

交付金名称	多面的機能支払交付金
根拠法令	多面的機能支払推進交付金交付要綱
内容	多面的機能支払交付金の推進、指導に必要な経費の補助
交付先	鹿児島県水土里サークル活動支援協議会
交付金額	13,000,000 円

11 農地等統制事務

(1) 事業目的

農地法で規定している許可事務の円滑な執行及び適正な処理を図る。

また、市町村に権限移譲した農地法関係事務について、事務が適正に処理されるよう事務処理に要する経費を措置する。

(2) 事業計画、事業予算及び財源

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農地等統制事務	9,390	—	—	9,390	9,276	—	—	9,276

(3) 事業進捗状況、実績と成果及び事業評価と今後の課題

農地法に基づき、知事の処分権限である農地の転用の許可処分などを行った。

農地等の転用の許可	848 件 (148.5ha)
農地法関係研修会など	2 回
農地の権利移動・借賃等調査	43 農業委員会

(4) 補助金、負担金及び交付金

交付金名称	権限移譲交付金
根拠法令	鹿児島県市町村権限移譲交付金等交付要綱
内容	農地法の一部事務の権限移譲を受けた市町村の移譲事務に要する経費の交付
相手先	鹿児島市外 27 件
交付金総額	9,081,000 円

12 農地等買収売渡事業

(1) 事業目的

自作農創設などのために国が旧農地法に基づき買収したものの、現在も処分がなされていない土地について現地確認等を行い、適正な管理保全を図る。

(2) 事業計画、事業予算及び財源 (単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源
農地等買収売渡事業	9,013	9,013	—	—	8,705	8,705	—	—

(3) 事業進捗状況、実績と成果及び事業評価と今後の課題

- ・ 国有農地等管理事務：4市5町、11筆、7,884㎡
- ・ 開拓財産管理事務：12市10町1村、904筆、734,005㎡
- ・ 国有農地登記記録等確認業務：調査数103筆、台帳登載18筆
- ・ 農地等対価徴収事務：農地等貸付収入3件、48,836円

(4) 補助金、負担金及び交付金

旧農地法に基づく自作農財産の管理事務を行った市町に対して要する必要な事務経費を交付した。

交付金名称	農地等買収売渡事業交付金
根拠法令	鹿児島県農地等買収売渡事業交付金交付要綱
交付先	薩摩川内市 外3件
交付金額	200,000円

(5) 委託事業

当該事業に係る委託契約は4件であり、詳細は以下のとおりとなっている。

委託事業名	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金(農地等買収売渡事業)開拓財産境界刈払い業務
業務内容	開拓財産の適正な管理を行うための刈払い業務
契約	一者随意契約
相手方	かごしま森林組合
委託金額	259,600円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

委託事業名	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金(農地等買収売渡事業)境界立会及び画地調整業務
業務内容	戦後、国が農地確保のため買収した土地について、鹿児島財務事務所への財産引継を行うために必要となる境界立会及び画地調整に関する業務
契約	一者随意契約
相手方	(公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
委託金額	285,733円
根拠条文	地方自治法第234条第2項
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号

委託事業名	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金（農地等買収売渡事業）国有農地竹払い業務
業務内容	国有農地の適正な管理を行うための竹払い業務
契約	一者随意契約
相手方	（公社）肝付町シルバー人材センター
委託金額	392,060 円
根拠条文	地方自治法第 234 条第 2 項
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
	鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号

委託事業名	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金（農地等買収売渡事業）開拓財産境界伐採業務
業務内容	開拓財産の適正な管理を行うための伐採業務
契約	随意契約
相手方	（公社）大崎町シルバー人材センター
委託金額	237,600 円
根拠条文	地方自治法第 234 条第 2 項
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
	鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号

● 委託費の支払及び補助金等交付に関する適正性確保の取り組みについて

鹿児島県契約規則第 46 条(検査調書の作成)	
第 1 項	契約担当者又はその指定により検査若しくは中間検査を実施する職員(以下「検査員」という。)は、検査を実施したときは、速やかに検査調書(別記第 7 号様式)(当該検査が契約代金の部分払をする必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認のためのものであるときは、検査調書及び工事既未済調書(別記第 8 号様式)とする。)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る給付が県の事務所において検収できる物品の納入であるとき、又は建設工事請負契約以外の契約で契約金額が 100 万円を超えないものに係るものであるときは、この限りでない。
第 2 項	検査員は、前項本文の規定により検査調書を作成したときは、速やかに当該検査調書を契約担当者へ送付し、前項ただし書の規定により検査調書を作成しなかつたとき、又は中間検査を実施したときは、速やかに、検査又は中間検査の結果を契約担当者へ通知しなければならない。

(出典：鹿児島県契約規則より抜粋)

鹿児島県補助金等交付規則第 14 条	
第 1 項	知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(出典：鹿児島県補助金等交付規則より抜粋)

委託費は、仕様書記載の業務報告書等で、補助金等は実績報告書で検査・調査を行っているとのことである。

【意見 2-2】委託費及び補助金の検査等の実効性ある取組みについて

検査・調査は委託費及び補助金はその目的達成するために委託先・交付先で適切に使用されたかを確認する重要な手続きである。

実効性ある検査・調査となるよう、また担当者による差異がでないよう確認すべき内容、手順について十分に検討し共有化することが望ましいと考える。

V 基金

1 農村振興課所管の基金の概略

基金名称	令和4年度末残高
中山間地域等保全対策基金	1,592,363,267 円
農地中間管理事業支援等基金	433,257,689 円

2 中山間地域等保全対策基金

中山間地域等保全対策基金の根拠となる条例は「鹿児島県中山間地域等保全対策基金条例」である。

中山間地域及びその周辺地域における土地改良施設及びこれと一体として保全すべき農地の機能を適正に発揮させるための地域住民活動の活性化並びに棚田地域等の持続的保全のための市民参加の促進や保全活動の推進・支援を図ることを目的として中山間地域等保全対策基金を設置する。

(単位：円)

令和4年3月31日 (令和3年度末)	積立額	取崩額	令和5年3月31日 (令和4年度末)
1,600,758,257	19,760,961	28,182,951	1,592,363,267

取崩額充当事業は、下記のとおりとなっている。

- ・中山間ふるさと・水と土保全対策事業
- ・棚田地域等保全対策事業
- ・みどりの食料システム戦略推進総合対策事業
- ・かごしまの農業経営・就農支援事業
- ・農村生活課題解決研修事業
- ・つながる♥(おもい)農村体験事業
- ・かごしまの“食”推進事業

3 農地中間管理事業支援等基金

農地中間管理事業支援等基金の設置根拠となる条例は、「鹿児島県農地中間管理事業支援等基金条例(平成26年3月14日条例第13号)」である。

県が国から交付を受ける農地集積・集約化対策事業費補助金により、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を支援するなどして、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地(同法第

2条第1項に規定する農用地をいう)の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、鹿児島県農地中間管理事業支援等基金を設置する。

(単位：円)

令和4年3月31日 (令和3年度末)	積立額	取崩額	令和5年3月31日 (令和4年度末)
250,412,755	383,038,424	200,193,490	433,257,689

取崩額充当事業は、農地集積推進事業に充当された。

4 基金の一括運用について

県が保有する基金は、より効率的な運用を図るため一括運用を行っている。

【一括運用の方針】

担当課	財政課
運用方針	流動性の確保を図りつつ、一部を債券運用することで効率的な運用を行う

第二編 第三章 農業経済課

I 事業概要

1 業務と組織

農政部は、鹿児島県部等設置条例第9条に基づき設置され、農業に関する事項（同条第1号）及び農地関係の調整に関する事項（同条第2項）を主な業務としている。その中で、農業経済課は、農業制度金融の貸付け認定、利子補給及び総合調整に関すること（鹿児島県行政組織規則第38条第1号）並びに農業協同組合等の検査等（同条第3号）が主な業務である。

令和5年4月末現在において、事務職24名、技術職1名の合計25名を擁している。

農業経済課は4つの係から構成されており、分掌事務の詳細は下表のとおりとなっている。

【令和4年度の農業経済課の業務と組織】

分掌業務		対応する係	対応する 予算科目
イ	農業制度金融の貸付け認定、利子補給及び総合調整（鹿児島県行政組織規則第38条第1号）	金融係	農業金融対策費
ロ	農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）の施行（同条第2号）	農協指導係	-
ハ	農業協同組合等の検査、指導及び監督（同条第3号）	農協検査係 農協指導係	農業協同組合指導費
ニ	共同利用施設災害復旧事業に係る事項（同条第4号）	農協指導係	災害復旧費
ホ	農業共済組合の検査、指導及び監督（同条第5号）	農業共済係	農業共済団体指導費
ヘ	農業共済保険審査会に係る事項（同条第6号）	農業共済係	農業共済団体指導費
ト	農業信用基金協会に係る事項（同条第7号）	金融係	農業金融対策費

（監査人作成）

（1）金融係（項番イ及びト）

主として、農業近代化資金金融通法、農業改良資金金融通法、及び農業経営改善関係資金基本要綱に基づき、農業制度資金の周知徹底事務（同基本要綱第4.2及び第6.1）を行っている。ただし、実際の農業者に対する農業改良資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫と民間金融機関により行われることに留意する。

（2）農協検査係（項番ハ）

主として、農業協同組合に対する検査を行っている。具体的には、農林水産省の令和4年度検査方針や協同組合実施要項等に基づく農業協同組合に対する検査を実施している。

（3）農協指導係（項番ロ、ハ、及びニ）

主として、農業協同組合に対する指導を行っており、農協検査係による検査のフォローアップを含む。具体的には、農業協同組合法等の規定に基づく定款や諸規程の認可及び承認、農事組合法人の設立や届出事項等に関する指導、農協等一斉調査と農協要覧の作成等の業

務を行っている。

農山漁村電気導入促進法の施行(項番ロ)は、農業経済課で所管している農協(種子屋久)が行っている電気事業を指しており、農業経済課として、予算を持って直接に事業を行っているわけではない。したがって、対応する予算科目は存在しない。

共同利用施設災害復旧事業に係る事項(項番ニ)は、市町村や農協が所有する共同利用施設が災害を受けた場合で、かつ、農業経済課に申請があった時のみに補助金として支出するものである。しかしながら、多くのケースで保険金が支払われるため、申請が全くない年度もある。

(4) 農業共済係(項番ホ及びへ)

主として、農業共済組合の検査、家畜共済随意検査、農業共済事業概要作成を行っている。

鹿児島県農業共済保険審査会は、①昭和60年度を最後に審査会に附する案件がないため、当該保険審査会の開催実績がなかったこと、及び②令和3年4月に、鹿児島県内8農業共済組合等が合併し、鹿児島県農業共済組合を設立、かつ、同組合が同年5月に鹿児島県共済組合連合会の権利義務を承継し同連合会が解散したことで、都道府県農業共済保険審査会設置の根拠法令である農業保険法第222条の但し書きを充足したことの二点を理由として、令和4年3月31日をもって廃止となった。しかしながら、諮問の必要性が生じた場合には、その都度審査会を設置する。

なお、鹿児島県も総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアルに則り作成した財務書類を毎年度ホームページ上にて公表している。その中の「一般会計等附属明細書1. 貸借対照表の内容に関する明細(1) 資産項目の明細⑥長期滞留債権の明細」において、農業改良資金の詳細が報告対象になっており、農業経済課が鹿児島県の計上基準に基づいて算出した農業改良資金に係る徴収不能引当金が開示されている。

Ⅱ 令和4年度当初予算の状況

農業経済課の令和4年度当初予算は次のとおりであり、令和3年度の4億4百万円から6百万円（約1.6%）減少し、3億9千7百万円となっている。

事業別にみても、金額的に著しい増減は特段見受けられない。

【一般会計】

（単位：千円）

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
農業費 農業総務費	職員給与関係費	154,023	156,907	△2,884
農業費 農業金融対策費	農業制度資金融通事業	1,100	362	738
〃	農業制度資金利子補給補助事業	153,128	149,338	3,790
〃	農業経営改善促進資金貸付原資造成事業	79,500	79,500	0
〃	農業信用保証制度円滑化対策事業	1,302	3,221	△1,919
〃	就農支援資金貸付事業特別会計繰出金	772	774	△2
〃	日本政策金融公庫（農林事業）調査委嘱事業	300	3,133	△2,833
農業費 農業協同組合指導費	農協検査事業	4,539	8,386	△3,847
〃	農協指導事業	1,397	1,151	246
農業費 農業共済団体指導費	農業共済団体等指導監督事業	1,904	1,882	22
農業経済課 計		397,965	404,654	△6,689

【特別会計】

（単位：千円）

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
就農支援資金	農業改良資金貸付事業（貸付勘定）	11,417	8,471	2,946
貸付事業特別会計	農業改良資金貸付事業（業務勘定）	773	3,455	△2,682
農業経済課 計		12,190	11,926	264

Ⅲ 過年度の包括外部監査結果に対する対応状況

平成24年度包括外部監査において私債権をテーマに監査が行われたが、その中で農業経済課の農業改良資金貸付事業（特別会計）が監査対象となった。その際に、①償還遅延に係る違約金の未徴収及び②債務承認書と償還計画書の入手がうまくいっていないという2点の指摘があった。

①農業改良資金の償還遅延に係る違約金は、旧農業改良資金助成法第11条及び農業改良資金借用証書特約条項第6条の定めに基づく違約金であり、延滞金額につき、年12.25%の

割合を以って支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものである。当時は、当該違約金について免除しておらず、元本の回収を優先し、元本回収完了後に違約金額を確定し回収する方針であり、他県の状況も参考にしながら適切に対処するとしていた。農業経済課は、理由として、延滞額が高額で少額分納している債務者が多く、償還期間中に違約金を徴収することは返済意欲を著しく削ぐこととなるためとしていた（鹿児島県公報第 3009 号の 2）。

今回の包括外部監査で上記について農業経済課金融係に質問したところ、当該違約金の免除については国からの通達等はおらず、鹿児島県においても免除はしていないものの、元本償還と同時に違約金を徴収することは債務者の元本返済意欲を著しく阻害し、元本の償還遅延も誘発する恐れがあることが理由との回答を得た。

②債務承認書と償還計画書の入手がうまくいっていない点については、債権分類がD債権（長期延滞債権）になった時に初めて、時効の中断（現：時効の更新）を目的として、債務者に提出を求めるものであり、今後も関係各所と連携して、未収債権の回収に邁進するとしていた（鹿児島県公報第 3009 号の 2）。

今回の包括外部監査で上記について農業経済課金融係に質問したところ、令和 4 年度においても、時効の中断を目的として、債権分類がD分類（長期延滞債権）またはE分類（回収困難債権）と判定された債務者から債務承認書を徴取している。面談の際に債務承認書を徴取したり一部償還を行わせ、時効を中断することにより、債務不履行の時効（旧民法 167 条では行使できる時から 10 年、旧商法第 522 条では 5 年）が完成しないように、債務者の状況も勘案しながら慎重に業務を執行しているとのことであった。

IV 抽出した事業の検討

農業経済課が所管するこれらの事業の中から、「農業改良資金貸付事業（特別会計）」及び「農業制度資金利子補給事業」を監査対象として抽出した。

IV—① 農業改良資金貸付事業（特別会計）

1 農業改良資金貸付金の回収状況

旧農業改良資金助成法に基づく農業改良資金の年度別収入未済状況は以下のとおりとなっている。なお、新規の貸付は平成 22 年 10 月以降発生していないことに留意する。また、調定とは、鹿児島県会計規則第 33 条に則り、県の歳入として認識・計上されることを言う。

【農業改良資金の年度別収入未済状況】

(単位：千円、%、人)

項目	平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末
調定額 (X)	178,156	166,585	160,654	153,146	141,693
収入済額 (Y)	11,571	5,930	7,508	11,452	3,889
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	166,585	160,654	153,146	141,693	137,804
収入歩合 (Y/X)	6.5%	3.6%	4.7%	7.5%	2.7%
納入義務者数	31人	30人	28人	22人	21人

(「令和5年度定期監査調書」より監査人編集)

2 農業改良資金貸付金の債権管理の仕組み

(1) 農業改良資金債権管理マニュアルの内容

農業改良資金貸付金の債権管理は、農業改良資金債権管理マニュアル及び農業改良資金延滞回収対策班の検討結果等に基づき、農業経済課が、地域振興局等、鹿児島県信用農業協同組合連合会、農業協同組合と相互密接に連携して実施するものとされている(同マニュアル 2. 実施方針)。ただし、対象となる債権は農業改良資金の元本であり、償還が延滞したことにより発生する違約金はこれらの規程の対象外である。また、これらの債権管理事務は委託契約に基づき、鹿児島県信用農業協同組合連合会がシステムで管理している。鹿児島県においては、担当者が表計算アプリケーションソフトウェアで管理しており、県信連のデータと月に一回程度照合している。

農業改良資金貸付金の管理にあたっては、経営内容等が各貸付先によって異なることも勘案しつつ、下表「債権分類評価基準及び対応策」に従い債権を分類し、分類結果に応じた対応策を実施することとなる(同マニュアル 3. 債権の分類)。

【農業改良資金債権管理マニュアルにおける債権分類基準及び対応策】

債権分類		分類基準	方針	対応策
償還未 到来 債権	<A分類> 正常債権	正常債権	新規延滞の発生を抑制する	(ア) 貸付後の経営指導 (イ) 経営状況報告書の徴求
	<B分類> 要注意債権	①支払猶予など貸付条件の変更等を行った債権 ②経営悪化等により延滞発生の恐れがあり、注意を要する債権		経営実態に応じた経営改善指導
延滞 債権	<C分類> 短期延滞債権	約定償還日から1年以内に完済する見込みのある債権	延滞を速やかに解消する	(ア) 延滞者の状況把握 …経営実態及び延滞原因の把握 (イ) 電話督促 (ウ) 文書催告

債権分類		分類基準	方針	対応策
				(エ) 償還の指導 …償還計画書の作成 …経営改善指導 …必要に応じて面談
延滞債権	<D分類> 長期延滞債権	約定償還日から1年を超えて延滞している債権又は1年を超えて延滞する恐れがある債権で、20年以内に全ての延滞が解消する見込みのある債権	①償還計画書に基づく償還を確実に履行させる ②連帯保証人へ償還請求を行う	(ア) 電話督促
				(イ) 面談調査 …本人及び連帯保証人に償還請求等
				(ウ) 償還の指導 …償還計画書の提出及び確実な履行 …経営改善指導
				(エ) 債務承認書の徴求
				(オ) 文書催告
延滞債権	<E分類> 回収困難債権	約定償還日から1年を超えて延滞している債権で、20年以内に全ての延滞が解消する見込みのない債権、又は資力があるにも関わらず、返済の意思がない等の悪質な債権	法的回収措置を検討する	D分類の(ア)から(オ)に加えて
				(カ) 資産処分の指導
				(キ) 法的回収措置の検討
延滞債権	<F分類> 回収不能債権	本人及び全ての連帯保証人が死亡・疾病・自己破産・行方不明等により全ての延滞の解消が不能である債権	不納欠損処分を検討・実施する	E分類の(カ)(キ)を受けて、不納欠損処分を検討・実施する。

(農業改良資金債権管理マニュアルより監査人作成)

【鹿児島県事務処理規則別表第2 8. 債権管理に関する事務のうち知事の権限に属する事務】

事項	主たる決裁専決者	関連法令等
強制執行等に係る事務	主務部長	地方自治法第231の3第1項及び第7項 地方自治法施行令第171条の2

(鹿児島県事務処理規則より監査人作成)

【同規則別表第2 2. 鹿児島県会計規則の施行に関する事務のうち知事の権限に属する事務】

事項	主たる決裁専決者	合議先	関連法令等
歳入金の不納欠損処分	主務部長	主管課 財政課	鹿児島県会計規則第50条第1項

(鹿児島県事務処理規則より監査人作成)

上記、農業改良資金債権管理マニュアル、農業改良資金延滞回収対策班設置要領及び鹿児島県事務処理規則を閲覧した結果、監査した限りにおいて、債務者の状況に対応した債権分類とその対応策、対応態勢が明確になっていた。

(2) 農業改良資金の債権分類と債権回収の運用状況

① 債権分類の適切性の検討

令和4年度農業改良資金延滞回収対策班会議において整理された債権分類について検討した。

既出の債権分類基準にあるとおり、農業経済課では20年以内に償還が完了する見込みのある債権をD分類、償還完了まで20年を超える債権をE分類と定義している。

また、債務者ごとに令和4年度末残高を令和4年度中に当該債務者により償還された金額で除して得た値を償還見込年数としている。

なお、旧農業改良資金助成法に基づく鹿児島県による直貸は、制度終了に伴い、平成22年10月以降行われていないため、令和4年度時点でA分類からC分類に判別される債権は存在しない。さらに、F分類に該当する債権は存在せず、農業改良資金に係る債権で過去において不納欠損処分は発生していない。

【監査人が算出した令和4年度末における償還見込年数の度数分布表】

監査人が算定した 償還見込年数	令和4年度末		監査人判定 債権分類	農業経済課の 判定結果との整合性
	人数	構成比率		
700年超	1名	4.76%	E分類	○
600年超 700年以下	1名	4.76%	E分類	○
500年超 600年以下	—	0%	—	—
400年超 500年以下	—	0%	—	—
300年超 400年以下	—	0%	—	—
200年超 300年以下	1名	4.76%	E分類	○
100年超 200年以下	1名	4.76%	E分類	○
80年超 100年以下	1名	4.76%	E分類	○
60年超 80年以下	1名	4.76%	E分類	○
40年超 60年以下	—	0%	—	—
20年超 40年以下	6名	28.57%	E分類	○
20年以下	6名	28.57%	D分類	○
令和4年度返済なし	3名	14.28%	E分類	○
【合計】	21名	100%		

(「延滞者の返済状況等について」より監査人作成)

このように、監査した範囲において、農業経済課の実施した農業改良資金に係る債権の分類は適切に行われており、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

② 令和4年度農業改良資金延滞回収対策班会議(書面開催)

農業改良資金延滞回収対策班会議は、農業改良資金債権管理マニュアル6及び農業改良資金延滞回収対策班会議設置要領に基づき毎年度開催される。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の余波がまだ残っていることもあり、書面開催となった。

農業改良資金延滞回収対策班は以下の事項を所掌する(同設置要領第2条各号)。

イ	回収対策方針の検討
ロ	延滞等の実態把握、経営状況及び償還能力等に関する情報の収集と分析
ハ	各延滞者等に関する債権管理対策の検討、策定
ニ	延滞者等に対する経営指導、償還方法の改善指導
ホ	その他延滞債権の回収対策に関し必要と認められる事項

令和4年度農業改良資金延滞回収対策班会議の議事録を閲覧したところ、出席者は次のとおりであり、同設置要領第3条に照らし適切な役職者で構成されていることを確認した。

農政部次長	経営技術課長	農業経済課課長補佐
農政課長	農業経済課長	農業経済課金融係長

(出典：令和4年度農業改良資金延滞回収対策班会議議事録)

令和4年度の同対策班会議の議題は、次のとおりであり、同設置要領第2条各号の所掌に照らして適切な議題であることを確認した。

イ	農業改良資金の収入未済の状況について
ロ	令和3年度末における農業改良資金の債権分類について
ハ	延滞者の返済状況について
ニ	令和4年度における農業改良資金延滞回収について
ホ	その他

(出典：令和4年度農業改良資金延滞回収対策班会議議事録)

議題のうち、ニ「令和4年度における農業改良資金延滞回収について」は、令和3年度の入金状況とそれを踏まえた令和4年度の回収方針に関するものである。具体的には、令和3年度の入金状況を踏まえて債務者ごとに「償還計画どおりに入金した債務者」「入金はあったが金額が不足した債務者」「一切入金がなかった債務者」に分類し、当該分類を基礎として個別具体的な回収方針が立案される。

令和4年度の農業改良資金回収方針の概要は以下のとおりであった。

【令和4年度農業改良資金回収方針】

A. 償還計画どおりに入金させる。	
ア.	入金予定日に入金が無い場合または金額が不足する場合は、早急に債務者等に電話し、今後の入金とその金額を確認し、入金を誘導する。 ※「入金なし」とならないようにする。 ※必要に応じ償還計画の増額も指導する。
イ.	電話による督促に応じない場合は面談を実施。
B. 令和3年度に入金がなかった3名から回収する。	

(令和4年度農業改良資金延滞回収対策班会議事録より監査人作成)

このように、前年度に入金が無かった債務者に対して重点的に面談や督促を行う等、効率や効果を勘案しながら、適切に回収方針を検討していた。

農業改良資金延滞回収対策班会議のこれら会議結果は、農政部長に報告される(同設置要領第5条)。令和4年度は書面開催であったため、参加者から異議がなかった旨が口頭で農政部長に報告された。

【農業改良資金元本残高の度数分布表】

農業改良資金元本残高	令和3年度末		令和4年度末	
	人数	構成比率	人数	構成比率
10,000千円超	3名	13.63%	3名	14.28%
9,000千円超 10,000千円以下	1名	4.54%	—	0%
8,000千円超 9,000千円以下	1名	4.54%	2名	9.52%
7,000千円超 8,000千円以下	2名	9.09%	1名	4.76%
6,000千円超 7,000千円以下	3名	13.63%	4名	19.04%
5,000千円超 6,000千円以下	1名	4.54%	1名	4.76%
4,000千円超 5,000千円以下	2名	9.09%	2名	9.52%
3,000千円超 4,000千円以下	—	0%	—	0%
2,000千円超 3,000千円以下	4名	18.18%	3名	14.28%
1,000千円超 2,000千円以下	2名	9.09%	3名	14.28%
1,000千円以下	3名	13.63%	2名	9.52%
【合計】	22名	100%	21名	100%

(農業経済課提出資料より監査人作成)

上表の農業改良資金元本残高の度数分布表で、令和3年度末と令和4年度末を比較すると、元本残高が1千万円以下の階層において、全体的に一段下の範囲に移行している傾向が見て取れた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

③ 令和4年度に実施した面談及び償還計画書の入手の状況

農業経済課では、前出の対策班会議の結果を受けて、対象となった債務者と面談を実施し、その際に「農業改良資金償還計画」と「債務承認書」を入手している。面談は、償還が計画どおりでない債務者及び時効の完成が近い債務者を優先的に実施している。時効と債務承認書については後述する。

令和4年度に実施した面談のうち3名は留守であったため、代替手続として連帯保証人との面談を実施するとともに、債務承認書、農業改良資金償還計画書及び面談時提出資料の提出を求める依頼文と返信用封筒を各主債務者の郵便受けに投函している。しかしながら、その後、当該3名からそれら文書の提出はない。

なお、面談時提出資料は確定申告書等の収入が証明できるものを指している。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、農業経済課は令和元年度から令和4年度の4年間で17人に対して面談を実施しており、令和4年度末時点の全債務者21名に対する網羅率は80.95%であった。

令和4年度中に農業経済課が入手した農業改良資金償還計画書は3件であった。これらの債務者とは年間償還額の増額についての合意も達成している。

令和4年度中に主債務者本人に面談しているものの、1名の債務者から農業改良資金償還計画書の入手が出来ていない。しかしながら、時効の中断の根拠たる債務承認書は確実に入手していた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

④ 主債務者及び連帯保証人に対する催告の状況

農業経済課は、農業改良資金の元本を滞納している主債務者及びその連帯保証人に対して年に一回文書による催告を行っている。それら対象者のうち、下記に該当する者は催告文書の送付対象外となっている。

・破産	・死亡	・個人再生	・相続放棄
・障害基礎年金	・生活保護	・裁判で係争中	

また、上記の催告文書送付と同時に、県内各地域振興局及び各支庁の農林水産部農政普及課、各農業協同組合代表理事組合長、並びに鹿児島県信用農業協同組合連合会代表理事理事長に対し、農業改良資金の元本の早期納入に係る指導と督促の協力依頼を行っている。

農業経済課では、令和4年12月28日に農業改良資金の催告に係る稟議が農業経済課課長により適切に決裁されている。対象者は主債務者15人、連帯保証人38人であり、3名が保留となっている。

主債務者15人、連帯保証人38人について、催告文書の控え及び令和5年1月5日発送時の書留・特定記録郵便物等受領書と延滞者の返済状況等のリストを突合した結果、対象者に対し漏れなく催告文書が送付されていることが確認できた。

また、保留された分についても、令和5年1月18日及び20日発送時の書留・特定記録

郵便物等受領書と催告文書の控えを確認し、改めて送付していることを確認した。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

⑤ 資産処分の指導の状況

令和4年度中に農業経済課によって農業改良資金の元本延滞者に対し、資産処分の指導を行った事実は確認されなかった。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

⑥ 法的回収措置の状況

令和4年度においては、連帯保証人の相続人から債務不存在確認請求訴訟が提起された際に、それに対する反訴を行っている。債務不存在確認請求訴訟で原告に勝訴しただけでは強制執行の際に必要な債務名義を取得することができないため、当該訴訟の提起を受けて、原告全員に対し反訴している。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

3 農業改良資金貸付金に係る債務不履行による時効完成を阻止する仕組み

(1) 農業改良資金債権管理マニュアルの規定

前節で農業改良資金債権管理マニュアルの【債権分類基準及び対応策】表中、債権分類がD分類（長期延滞債権）とE分類（回収困難債権）の債務者に対し、「債務承認書の徴求」が対応策の一つとして挙げられている。農業改良資金債権管理マニュアルにおいて、「農業経済課は、時効の中断（現：時効の更新）のため、本人から債務承認書を徴求する（同マニュアル4. (4)エ）」ものとされており、時効の完成を予め防止する規定がマニュアルに記載され、債権回収事務作業に適切に組み込まれている。

【債務承認書のイメージ】

債務承認書											
鹿児島県知事宛	日付 住所 氏名										
<p>私は、さきに鹿児島県より借用した農業改良資金について下記の延滞元金及び各約定日の翌日から返済日まで年12.25%の割合による違約金の各債務負担していることを確認（承認）いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資金種類名 2. 貸付決定番号 AA-AAAA 3. 貸付額 bb,bbb,bbb 円 4. 延滞元金 c,ccc,ccc 円 (令和 ZZ 年 ZZ 月 ZZ 日現在) <p>(内訳)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">約定償還日</th> <th style="width: 50%;">延滞元金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 YY 年 YY 月 YY 日</td> <td style="text-align: right;">ddd,ddd 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 延滞金には、年 12.25%の違約金がつきます。</p>		約定償還日	延滞元金 (円)	平成 YY 年 YY 月 YY 日	ddd,ddd 円
約定償還日	延滞元金 (円)										
平成 YY 年 YY 月 YY 日	ddd,ddd 円										
.	.										
.	.										
.	.										

(監査人作成)

監査した範囲において、農業改良資金に係る債務不履行による時効完成を阻止する事務手続は有効に整備されていた。

(2) 債務承認書の徴求による時効の更新の運用状況

① 適用される時効の整理

農業改良資金は私債権であるため（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、同施行令第 171 条第 1 項）、その消滅時効については地方自治法ではなく民法若しくは商法が適用される。農業改良資金の貸付先は個人と会社の両方が含まれているところ、農業は商法第 501 条に掲げる絶対的商行為及び同第 502 条に掲げる営業的商行為のどちらにも該当しないため、農

業改良資金の貸付先が個人の場合は民法が適用されることになる。したがって、債権の消滅時効は10年となる（旧民法第167条）。

他方、農業改良資金の貸付先が会社法に則り設立される会社である場合には、会社法第5条で会社が「その事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする」と定められていることから、債権の消滅時効は5年となる（旧商法第522条）。

ところで、平成29年に民法の大改正があり、令和2年4月から施行された改正後の民法では、債権の消滅時効は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年（民法第166条第1項第1号）、若しくは権利を行使することができる時から10年（同法同条同項第2号）となり、また、商事債権の消滅時効5年を定めた旧商法第522条は削除された。農業改良資金の消滅時効はどちらの時効が適用されるかが問題となる。

この点、民法附則（平成29年6月2日法律第44号）第10条において、施行日前に発生した債権の時効の中断及び停止事由は改正後の民法によるものとしているが（同附則同条第2項）、時効期間については旧民法によるものとしている（同附則同条第4項）。また、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第4条第7項で施行日前にされた商行為によって生じた債権に係る消滅時効の機関については、なお従前の例によると定められている。

農業改良資金は全て平成22年10月以前の債権であることから、改正民法の施行後も従前と変わらず、貸付先が個人の消滅時効は10年（旧民法第167条）、会社の消滅時効は5年となる（旧商法第522条）。

債権の消滅時効は、裁判上の請求や支払督促で債権者の権利が確定した時（民法第147条）、及び権利の承認（いわゆる債務承認。同法第152条第1項）により、その時から新たに進行を始める（更新・リセット）とされている。

なお、債務者による債務の一部弁済も権利の承認に該当することとされている。

② 債務承認書の徴求状況

令和4年度末における農業改良資金の延滞者21名のうち、貸付先が個人で一番古い債務承認書は平成28年10月11日であり、最終入金日にそれ以前のものではなく、全ての債権について消滅時効（10年）が到来していなかった。他方、貸付先が会社で一番古い債務承認書は令和元年9月26日であり、最終入金日にそれ以前のものではなく、全ての債権について消滅時効（5年）は到来していなかった。

また、死亡・個人再生・代表者破産に該当しない主債務者がいる場合で、主債務者ではなく連帯保証人のみ農業改良資金を償還している状況でも、主債務者から債務承認書を徴収していることを担当者への質問により確認した。かかる状況において、連帯保証人による債務承認は主債務者の時効を中断しないことから、主債務者の時効が完成し、主債務者に時効を援用されると、保証債務の付従性（民法第448条）によって連帯保証人の債務も含め全て消滅してしまうからである。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

4 主債務者もしくは連帯保証人の死亡を見据えた仕組み

(1) 主債務者もしくは連帯保証人の死亡を見据えた事務手続

令和5年度監査調書によると、事務事業を執行する上での問題点や課題等として、農業改良資金の主債務者の死亡、破産等により連帯保証人等から回収する債権の割合が多くなっていることが挙げられていた。

農業改良資金債権管理マニュアルに、主債務者や連帯保証人の死亡に備えた対応策を定めた規定はない。

この点、農業経済課金融係に質問したところ、主債務者及び連帯保証人全員に対して毎年住民票の調査を実施し、死亡した場合の法定相続人の把握に役立てている。また、住民票調査で死亡が判明した場合には、その死亡した主債務者又は連帯保証人の改製原戸籍謄本と全部事項証明を入手し、法定相続人を調査している。

これは、主債務者もしくは連帯保証人が死亡した場合、相続放棄された場合を除き、主たる債務、連帯保証ともにその相続人が相続割合に応じて相続することになるため（民法第896条）、法定相続人の情報を定期的に更新し、主債務者もしくは連帯保証人の死亡した場合に債権回収が遅滞することを防止するためである。

このように、農業経済課は、地方自治法第240条第2項に則り、農業改良資金に係る債権の保全に必要な措置をとっている。

なお、農業改良資金の主債務者及び連帯保証人並びにそれらの相続人の全てが死亡、自己破産や行方不明等により、全く回収の見込みが無くなった場合のみ不納欠損処分を実施する（農業改良資金債権管理マニュアル4. (6)）。

監査した範囲において、主債務者もしくは連帯保証人の死亡を見据えた事務手続は有効に整備されていた。

(2) 主たる債務者もしくは連帯保証人の死亡を見据えた事務手続の運用状況

① 毎年4月に実施する住民票一斉調査

農業経済課は、農業改良資金の延滞債権に係る債務者住民票調査を実施し、債務者の動向を把握することを目的として、令和4年4月に死亡・自己破産・相続放棄を除いた全ての主債務者及び連帯保証人並びにそれらの相続人に対して住民票一斉調査を実施している。当該調査は、「農業改良資金の延滞債権に係る住民票調査の実施について（伺い）」として事務担当者により稟議書が起案され、令和4年4月19日に農業経済課課長により適切に決裁されている。

農業経済課は実際に入手した住民票と農業改良資金元本延滞者の状況に係るリストを突合し、対象者66名の住民票が漏れなく入手されていることを確認した。

② 毎年10月に実施する75歳以上限定の住民票調査

農業経済課は、毎年4月に実施する住民票一斉調査と同じ目的で、毎年10月に死亡・自己破産・相続放棄を除いた全ての主債務者及び連帯保証人並びにそれらの相続人のうち75歳以上限定で住民票調査を実施している。令和4年10月実施分については、「農業改良資

金の延滞債権に係る住民票調査の実施について（伺い）」として事務担当者により稟議書が起案され、令和4年10月18日に農業経済課課長により適切に決裁されている。

農業経済課は実際に入手した住民票と農業改良資金元本延滞者の状況に係るリストを突き合わせ、対象者12名の住民票が漏れなく入手されていることを確認した。

③ 必要に応じて実施する相続人調査

令和4年度に実施した住民票調査で、連帯保証人1名の死亡が確認されたため、追加で相続人調査を実施した。具体的には、当該死亡連帯保証人の相続人を調査し、催告を行うことを目的として、当該死亡連帯保証人の除籍謄本及び改製原戸籍謄本を入手、調査している。この相続人調査は、「農業改良資金の延滞債権に係る戸籍調査の実施について（伺い）」として事務担当者より稟議書が起案され、令和4年12月8日に農業経済課課長により適切に決裁されている。そして、令和4年12月23日に当該死亡連帯保証人の「改製原戸籍」及び「全部事項証明・除籍」を入手し、相続人を把握している。

さらに、調査で把握した相続人が婚姻により除籍となっていたため、追加で当該相続人の配偶者の戸籍調査を実施している。具体的には、当該相続人（旧姓は当該死亡連帯保証人と一致）を調査し、農業改良資金償還の催告を行うことを目的として、当該相続人の配偶者の改正原戸籍を入手、調査している。この戸籍調査は、「農業改良資金の延滞債権に係る戸籍調査の実施について（伺い）」として改めて事務担当者により稟議書が起案され、令和5年2月7日に農業経済課課長により決裁されている。そして、令和5年3月2日に当該配偶者の改製原戸籍謄本を入手している。ただし、例年催告を行う時期である12月から1月を過ぎていたため、令和4年度は当該相続人に対して催告文書の送付は行っていない。

この点、当該死亡連帯保証人の保証対象である農業改良資金債権の主債務者及び当該死亡連帯保証人以外の連帯保証人には催告文書を送付しており、最少の費用で最大の効果という事務の効率性を鑑み（地方自治法第2条第14項）、令和4年度において当該相続人に催告文書を送付しなかったことは問題なしと判断する。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

5 農業改良資金貸付金に係る違約金の回収の仕組み

(1) 農業改良資金貸付金に係る違約金の回収方針

① 農業改良資金の元本と違約金の異同

農業改良資金の元本は、旧農業改良資金助成法、同施行令、同施行規則、及び農業改良資金貸付規則に基づいて農業者等に鹿児島県が貸付けた資金である。

これに対し、農業改良資金の償還遅延に係る違約金は、旧農業改良資金助成法第 11 条及び農業改良資金借用証書特約条項第 6 条の定めに基づく違約金であり、約定どおりに元本の償還が行われなかった場合、延滞金額につき年 12.25%の割合を以って支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものである。

両者の異同は、下の対比表のとおりである。

【農業改良資金の元本と違約金の対比表】

項目	農業改良資金の元本	違約金
原資	国や鹿児島県の税金	なし (元本の償還遅延に対する罰金の性格を有する)
歳入時の調定手続	過去に税金を原資とした歳出があるため、貸付契約に定める納入期限の 20 日前までに調定を実施。	納入義務者からの申立てによる直接収納。 (債務者等から違約金の償還があった際に、その都度調定)
調定の根拠条文	鹿児島県会計規則第 33 条第 1 項	鹿児島県会計規則第 42 条第 6 号後段
	鹿児島県会計規則第 33 条第 4 項	鹿児島県会計規則施行指針第 22 条第 2 号
		鹿児島県会計規則第 33 条第 2 項
収入未済の計上	対象	対象外

(監査人作成)

なお、違約金の調定については、農業改良資金債権管理マニュアル、農業改良資金貸付規則等に別段の定めはないため、原則どおり、鹿児島県会計規則によることとなる。

② 令和4年度の農業改良資金に係る違約金の概況

農業改良資金元本を弁済中の債務者に係る違約金を確定できないことから令和 4 年度におけるその残高を合理的に見積もることは極めて困難である。

令和 4 年度に償還された 651 千円は、農業改良資金貸付事業（特別会計）の業務勘定において歳入として計上されている。

違約金に係る債権管理事務は、農業改良資金の元本と同様に、委託契約に基づき、鹿児島県信用農業協同組合連合会がシステムで管理している。

③ 農業改良資金に係る違約金の回収方針

農業改良資金貸付事務は、農業経営の改善のために自主的に能率的な農業技術の導入及び農業施設の改良等を行う農業者に対し必要な助成をし、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とした制度であり（旧農業改良資金助成法第 1 条）、利息や違約金

の稼得によって営利を追求するものではないこと、また、違約金は約定された元本償還期日を守らなかったことに対する罰金としての性格を有し、違約金のみの債務者等については過去に税金から歳出した分の全額が回収済であること、さらに、農業改良資金の元本と違約金の回収事務は全て一人の担当者が行っていることの三つの理由により、違約金については、毎年1回文書による催告及び郵送した催告文書が宛名不明で返送された際の戸籍調査を行っている。

最少の費用で最大の効果を追求するという地方自治法第2条第14項に鑑み、監査した範囲において、農業改良資金に係る違約金の回収事務に関する態勢は有効に整備されていた。

(2) 農業改良資金貸付金に係る違約金回収事務の実施状況

① 農業改良資金に係る違約金の債務者等に対する催告の状況

農業経済課では、農業改良資金に係る違約金の催告文書を主債務者及び対象となる連帯保証人に送付するため、事務担当者によって稟議書が起案され、令和5年1月4日に農業経済課課長により適切に決裁されている。令和4年度の違約金の催告文書送付は、相続人を含む主債務者14名と相続人を含む今回対象となった連帯保証人15名に対して行われた。

催告文書の控え及び令和5年1月11日発送時の書留・特定記録郵便物等受領書と当該違約金のリストを突合した結果、対象者に対し漏れなく催告文書が送付されていることが確認できた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

② 農業改良資金に係る違約金の債務者等のうち、宛名不明者に対する調査の状況

令和4年度に実施した農業改良資金に係る違約金の債務者等に対する催告文書の送付事務において、“あて所に尋ねあたりません”との理由で返戻された催告文書があった。農業経済課は速やかに当該主債務者の戸籍調査を実施して新しい住所の把握している。具体的には、事務担当者が「農業改良資金の延滞債権に係る戸籍調査の実施について（伺い）」という稟議書を起案し、令和5年1月31日に農業経済課課長により適切に決裁されている。

その後、令和5年2月6日に当該主債務者の連帯保証人の相続人の個人事項証明及び一部事項証明を、同年同月8日に当該主債務者本人の全部事項証明及びその附票を入手している。令和5年2月21日に改めて当該主債務者に対し農業改良資金に係る違約金の催告文書を送付している。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

IV—② 農業制度資金利子補給事業

1 補助金の概要と補助金交付手順

令和4年度に農業経済課が交付した補助金は下表のとおりであり、農業者の借入に係る利子の負担軽減を目的とした補助金のみとなっている。

【農業経済課の令和4年度における補助金一覧】

(単位：千円、先)

補助金等名称	補助対象 事業費	補助金等 交付額	補助金等 交付先数	1先当たり の交付金額	項番
農業近代化資金利子補給金	137,299	137,299	16先	8,581	①
農業経営基盤強化資金利子助成補助金	2,513	1,256	29先	43	②
農業経営負担軽減支援資金利子補給金	2,639	2,639	7先	377	③
(合計)	142,452	141,195	-	-	-

(令和5年度定期監査調書より監査人作成)

各補助金について、交付要綱を対比したものが次表である。

【農業経済課の利子補給に係る補助金比較表】

比較項目	①農業近代化資金利子補給金	②農業経営基盤強化資金利子 助成補助金	③農業経営負担軽減支援資金 利子補給金
根拠法令	・鹿児島県補助金等交付規則 ・鹿児島県農業近代化資金利子 補給金交付要綱	・鹿児島県補助金等交付規則 ・鹿児島県農業経営基盤強化資 金利子助成補助金交付要綱	・鹿児島県補助金等交付規則 ・鹿児島県農業経営負担軽減支 援資金利子補給金交付要綱
交付先 (申請者)	農業近代化資金融通法及び同 法施行令に基づき農業者等に当 該資金を貸付けている融資機 関	農業経営基盤強化資金の借受 者へ利子助成を実施した市町 村	農業経営負担軽減支援資金の 円滑な融通のためのガイドラ インに基づき農業経営負担軽 減支援資金を融通した融資機 関
申請先	農業経済課	農業経済課	農業経済課
基礎契約	農業近代化資金利子補給契約 書	-	農業経営負担軽減支援資金利 子補給契約書
目的	農業者等の農業経営の近代化 に貢献すること	農業者の農業経営の基盤強化 を図ること	農業経営の改善を積極的に推 進しようとする農業者に対し、 障害となっている既往債務の 負担の軽減を図ること
算出式	毎年1月1日から6月30日ま で及び7月1日から12月31日 までの各期間における延滞額 を除外した後の融資平均残高 に利子補給率を乗じる	毎年1月1日から12月31日ま での期間における延滞額を除 外した後の融資平均残高に利 子助成補助率を乗じて得た値	毎年1月1日から6月30日ま で及び7月1日から12月31日 までの各期間における延滞額 を除外した後の融資平均残高 に利子補給率を乗じる
利子補給率	年1.25%もしくは年0.60% (個人への融資、融資機関が農	鹿児島県：対象市町村の負担割 合が1：1となるように設定	年1.25% *令和6年1月18日現在

比較項目	①農業近代化資金利子補給金	②農業経営基盤強化資金利子助成補助金	③農業経営負担軽減支援資金利子補給金
	協等の条件で異なる。) * 令和6年1月18日現在		
申請期間	その年の7月中及び翌年1月中	翌年1月から2月末まで	その年の7月中及び翌年1月中
申請書類	・農業近代化資金利子補給金交付申請書 ・農業制度資金利子補給補助実績総括表 ・農業制度資金融資平均残高計算明細書	・鹿児島県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書 ・農業経営基盤強化資金利子助成補助実績総括表 ・農業経営基盤強化資金利子助成補助明細書	・農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付申請書 ・農業経営負担軽減支援資金利子補給補助実績総括表 ・農業経営負担軽減支援資金融資平均残高計算明細書
結果通知	農業近代化資金利子補給金の交付決定及び交付確定通知書	鹿児島県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付決定及び交付確定通知書	農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付決定及び交付確定通知書
補助金請求	農業近代化資金利子補給金交付請求書	鹿児島県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付請求書	農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書

(鹿児島県補助金等交付規則、各利子補給金交付要綱より監査人作成)

【利子補給補助金交付事務に必要な決裁の概要】

鹿児島県事務処理規則別表	事項	主たる決裁専決者	備考
第6 農業経済課 2 (3)	農業近代化資金利子補給契約の融資機関との締結	主務部長	鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱第4条
第1 10 (7)	補助金等の額の確定	主務課長	鹿児島県補助金等交付規則第14条
第3 事前決裁 9項	1,000万円以上の補助金	主務部長	支出の原因となるべき契約その他の行為1件当たりの金額で判定
	1,000万円未満かつ予め交付先と金額が特定されていないもの	主務課長	
第5 支出負担行為事前決裁 1 (16)	1,000万円以上の補助金	会計管理者	支出負担行為1件当たりの金額で判定。 ただし、鹿児島県会計規則第62条及び別表第5により、実績に基づき交付する補助金は不要。
	100万円以上1,000万円未満の補助金	会計課長	
第4 支出負担行為 13項	50万円以上の補助金	主務課長	支出負担行為1件当たりの金額で判定
	50万円未満の補助金	主務課長補佐	
第5 支出負担行為確認及び支出命令審査 1 (16)	5,000万円以上の補助金	会計管理者	支出負担行為1件当たりの金額で判定
	1,000万円以上5,000万円未満の補助金	会計課長	
	100万円以上1,000万円未満の補助金	会計課長補佐	

鹿児島県事務処理規則 別表	事項	主たる 決裁専決者	備考
	100万円未満の補助金	会計課係長	
第4 支出命令 13項	補助金支出命令	主務課長補佐	支出負担行為1件当たりの金額で判定

(鹿児島県事務処理規則より監査人作成)

このように、各補助金交付手順及び決裁専決者は適切に定められていた。

農業経済課の各補助金の支給手順は概ね同一であり、かつ、②農業経営基盤強化資金利子助成補助金と③農業経営負担軽減支援資金利子補給金は、交付総額及び1先当たりの交付金額ともに金額が僅少であることから、①農業近代化資金利子補給金についてのみ以降の監査手続の実施対象とする。

また、農業近代化資金利子補給契約の融資機関との締結時の決裁は、初回の契約時のみ必要な手続きであり、令和4年度においては対象となる事例がないため、今回の監査では監査手続を実施しない。

2 令和4年度上期における農業近代化資金利子補給金交付事務の実施状況

(1)「令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の執行について(伺い)」

「令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の執行について(伺い)」の概要は下表のとおりであり、監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

なお、鹿児島県庁職員名は不開示情報(鹿児島県情報公開条例第7条第1号)に該当するため、本報告書上は非公表とした。

【令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の執行について(伺い)の概要】

決裁日	令和4年6月22日		
決裁者	農政部部长	AA氏	上記規則どおり。
備考1	予算説明(令和4年1月20日付「歳入歳出予算説明書(事項別説明書)」)		
	過年度(平成18年度から令和2年度)		106,254千円
	直近(融資枠上限30億円と仮定して算定)		35,950千円
	令和4年度融資見込み		5,783千円
	当初予算(上記3項目合計、千円未満切捨)		147,988千円
	*利子補給率を個人1.30%、共同0.70%として算出。		
備考2	「令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の執行について(伺い)」概要		
	過年度(平成18年度から令和2年度)		106,254千円
	直近(融資枠上限30億円の仮定を実績額29.6億円として算定)		35,471千円
	令和4年度融資見込み		5,783千円
	今回予算(上記3項目合計の2分の1)		76,307千円

(監査人作成)

(2)「農業制度資金融資平均残高計算明細書(第4号様式)」の内容確認

「農業制度資金融資平均残高計算明細書(第4号様式)」は農業経済課が独自に保有する農業制度資金システムで作成される。各融資機関のジャステム帳票と融資契約ごとに全件突合し、必要な修正を反映することで、当該証憑及び両システムの保有データの正確性を担保している。

令和4年度上期に農業経済課が実施した突合作業で3農協(計5支所)において要修正事項が発見された。これらが農業制度資金システムへ適切に反映されていることを確認した。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

(3)「農業制度資金融資平均残高計算明細書(第4号様式)」の延滞額除外の確認

鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱第3条では、延滞額を除外して算出した積数を基礎とした融資平均残高を以って利子補給金を算定することを求めている。延滞額の検証についても上記(2)と同様の突合作業が行われている。

令和4年度上期において、監査した範囲において、延滞額が適切に平均融資残高算定の基礎となる積数から除外されていることを確認した。

ただし、延滞額に関して、農業制度資金システム上は延滞額専用の入力欄があるものの、約定償還用の入力欄で処理しており、当初設計どおりに作業が行われていなかった。この点については、“4 「農業制度資金融資平均残高計算明細書」(第4号様式)に関する考察”で検討する。

(4)「補助事業確認調書」

鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱第5条に則り、農業経済課金融係の担当者は、下記の3つの証憑の突合及び内容の精査を行い、「補助事業確認調書」として記録する。

A.	「農業近代化資金利子補給金交付申請書」(第2号様式)
…	鹿児島県と利子補給契約を締結している全16融資機関が発行。
B.	「農業制度資金利子補給補助実績総括表」(第3号様式)
…	下記Cの集計版。農業制度資金システムより出力される。
C.	「農業制度資金融資平均残高計算明細書」(第4号様式)
…	契約別に積数及び適用される利子補給率並びに融資平均残高算出過程を記載した詳細版。 先述の(2)の突合、修正を経たデータを基に農業制度資金システムより出力される。

農業経済課金融係担当者の突合及び内容の精査の後、同課金融係長によるダブルチェックが行われている。令和4年度上期における「補助事業確認調書」概要は下表のとおりであり、適切に事務処理が執行されていた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

なお、鹿児島県庁職員名は不開示情報(鹿児島県情報公開条例第7条第1号)に該当するため、本報告書上は非公表とした。

【令和4年度上期の「補助事業確認調書」の概要】

作成日	令和4年8月12日		
精査対象	A. 令和4年度上期農業近代化資金利子補給金交付申請書		
	B. 令和4年度上期農業制度資金利子補給補助実績総括表		
	C. 令和4年度上期農業制度資金融資平均残高計算明細書		
事業費総額	68,237千円		
確認結果	適正と認め、合格。		
補助金交付対象金額	68,237千円(100%)		
検査員	農業経済課金融係主事	BB氏	
立会者	農業経済課金融係係長	CC氏	

(監査人作成)

(5)「令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の交付決定及び交付額の確定について(伺い)」
上記(4)の確認の結果、鹿児島県と利子補給契約を締結している全16融資機関の長からの交付申請内容が適正なものと認められたものについて、鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱第6条に則り、交付の決定及び交付額の確定を行う。

その後、鹿児島県から各融資機関の長宛に「農業近代化資金利子補給金の補助金交付決定及び確定通知書」(第5号様式)により通知される。当該通知を受領した各融資機関は、「農業近代化資金利子補給金交付請求書」(第6号様式)を以って鹿児島県に利子補給補助金の交付請求を行う必要がある(鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱第7条第2項、鹿児島県補助金等交付規則第16条第1項)。

なお、補助金の額の確定に際しては、鹿児島県事務処理規則別表第1-10(7)に則り、農業経済課長の決裁が必要となる。

「令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の交付決定及び交付額の確定について(伺い)」の概要は下表のとおりであり、適切な権限者による決裁がなされていることを確認した。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

なお、鹿児島県庁職員名は不開示情報(鹿児島県情報公開条例第7条第1号)に該当するため、本報告書上は非公表とした。

【令和4年度上期農業近代化資金利子補給金の交付決定及び交付額の確定について(伺い)】

決裁日	令和4年8月16日		
決裁者	農業経済課課長	DD氏	上記規則どおり。

(監査人作成)

(6)「支出負担行為・支出命令票」(鹿児島県会計規則第44号様式)

「支出負担行為・支出命令票」(鹿児島県会計規則第44号様式)による必要な決裁手続きを経たうえで、各融資機関に対して利子補給補助金の支払いが行われる。

支出負担行為1件当たりの金額が50万円以上の補助金は、鹿児島県事務処理規則別表第4-支出負担行為13項に則り、農業経済課課長以上の決裁が必要である。ただし、補助金実績に基づき交付される場合又は請求に基づき交付する場合は、鹿児島県会計規則第62条及び同規則別表第5において、鹿児島県事務処理規則別表第5に掲げる会計管理者等による支出負担行為事前決裁は不要とされている。

支出命令の際は、同規則別表第4-支出命令13項の農業経済課課長補佐の決裁に加え、支出負担行為1件当たりの金額が1,000万円以上5,000万円未満の補助金については、同規則別表第5-支出負担行為確認及び支出命令審査1(16)に掲げる会計課長の決裁も必要となる。

令和4年度上期の「支出負担行為・支出命令票」の概要は下表のとおりであり、監査した範囲において、適切な権限者による決裁がなされていることを確認した。

なお、令和4年度上期の利子補給補助金交付確定額総額は68,237千円であり、先述(1)の上期予算額76,307千円の範囲内となっており、鹿児島県会計規則第58条に照らし、適切であった。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

なお、鹿児島県庁職員名は不開示情報(鹿児島県情報公開条例第7条第1号)に該当するため、本報告書上は非公表とした。

【令和4年度上期「支出負担行為・支出命令票」の概要】

決裁日	令和4年8月18日			
決裁金額	総額	68,237千円	対象融資機関	16機関
	1件当たり最大額	15,259千円		
	上期予算額	76,307千円	判定	予算内で適切。
支出負担行為	決裁者	農業経済課課長	DD氏	-
	判定	鹿児島県事務処理規則別表第4-13項に則り適切。		
支出命令審査	決裁者	会計課長	EE氏	*1件当たりの金額が1,000万円以上5,000万円未満
	判定	同規則別表第5-1(16)に則り適切。		
支出命令	決裁者	農業経済課課長補佐	FF氏	-
	判定	同規則別表第4-13項に則り適切。		

(監査人作成)

(7)各融資機関別の手続及び申請書類の状況

融資機関ごとに「交付申請書」「実績総括表」「平均残高計算明細書」「交付決定及び交付確定通知」「交付請求書」「利子補給金交付額」の書類を確認したところ、漏れなく作成され、保管されていた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

3 令和4年度下期における農業近代化資金利子補給金交付事務の実施状況

令和4年度下期における農業近代化資金利子補給金交付事務の実施状況についても、上期と同様の事務が執行されていることから、同様の監査手続を実施した。

その結果、(3)「農業制度資金融資平均残高計算明細書(第4号様式)」の延滞額除外の確認の延滞額の入力作業において、上期と同様に当初設計とは異なる作業が行われていたが、それ以外の項目は、監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

4 「農業制度資金融資平均残高計算明細書」(第4号様式)に関する考察

農業近代化資金の利子補給金の算出過程において、延滞額を除外することがもとめられている(鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱第3条)。また、「農業制度資金融資平均残高計算明細書」(第4号様式)は利子補給金の算出過程を示したものであり、農業制度資金システムにより作成される。当該証憑には延滞額を入力する(D)欄が存在するものの、実際の実務においては、(D)欄への入力が行われず、約定償還として入力することで事務の効率化を図っていた。

そこで、延滞額を約定償還として入力することで、積数の計算結果に差異が出ないことを検証した。

例として、甲氏と乙氏の二人とも期首(1月1日)の貸付残高が100,000円、当年度の約定日と期末日はそれぞれ3月31日、6月30日であり、約定償還額5,000円を延滞した場合を考える。甲氏はひな形どおりに入力、乙氏は約定償還として入力し、計算結果たる積数(E)に差異が発生するか検証した。

【延滞額をひな形どおりに入力した場合】

氏名	期首		貸付額	期中		期末		積数(E)円
	貸付残高(A)円	約定融資残高(A)-(B)円		償還額		貸付残高(C)円	約定融資残高(C)-(D)円	
	(A)のうち延滞額(B)円			約定円	繰上円	(C)のうち延滞額(D)円		
甲	100,000 ----- 0	100,000	0	0	0	100,000 ----- 10,000	90,000	17,190,000
計	100,000 ----- 0	100,000	0	0	0	100,000 ----- 10,000	90,000	17,190,000

(監査人作成)

【延滞額を約定償還として入力した場合】

氏名	期首		貸付額	期中		期末		積数(E)円
	貸付残高(A)円	約定融資残高(A)-(B)円		償還額		貸付残高(C)円	約定融資残高(C)-(D)円	
	(A)のうち延滞額(B)円			約定円	繰上円	(C)のうち延滞額(D)円		
乙	100,000 ----- 0	100,000	0	10,000	0	90,000 ----- 0	90,000	17,190,000
計	100,000 ----- 0	100,000	0	10,000	0	90,000 ----- 0	90,000	17,190,000

(監査人作成)

延滞額を設計どおりに(D)欄に入力した場合と(D)欄に入力せずに約定償還として入力した場合の積数(E)の計算結果は同じであった。

加えて、延滞額が有ることを理由に利子補給金の金額を強制的に減額させる等、延滞額によって特別の計算式を追加する定めは鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱に存在しない。したがって、延滞額の有無にかかわらず約定日が到来した時点で約定償還として入力する実務に問題は見受けられず、むしろ事務の効率化であり、地方自治法第2条第14項に定める「最少の費用で最大の効果」に資するものと判断できる。

なお、各期間における借受人ごとの利子補給金額は、表中の積数(E)を365(日)で除して得た値に利子補給年率を乗じて算定される。

【意見 3-1】延滞額を把握することの有用性の再検討について。

農業制度資金システムの次回の更改時に、利子補給補助金に係る積算の算出過程において延滞額を把握することの有用性を再検討され、不要であれば当該入力項目を削除されたい。現行の鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱の下では延滞額の発生とその累計額を把握する意義は乏しいと思われる。

また、担当者は一人で数千件に及ぶリストの確認及び修正を行い、また、上長によるダブルチェックまでの一連の作業はほぼ一週間しか猶予がないことから、事務の効率化の観点からも現在の実務に合わせた方が良いと思われる。

【(参考) 監査人が想定する現状の実務に合わせた帳票のイメージ】

承認 番号	組合 員 番号	氏名	期首	期中		期末	積数 (円)	
			約定融資残高 (円)	貸付額 (円)	償還額			約定融資残高 (円)
					約定日到来分 (円)	繰上償還分 (円)		
計								

(監査人作成)

V 地方公会計マニュアルに基づく財務報告

1 令和3年度鹿児島県の財務書類と農業経済課の事務

鹿児島県も総務省が公表している「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」に則り財務諸表を作成し、令和5年3月に「令和3年度鹿児島県の財務書類」を公表している。その中で、農業経済課の執行している事務と密接に関係する記載事項として長期延滞債権が挙げられる。かかる箇所を抜粋すると下記のとおりである。

【令和3年度鹿児島県の財務書類の中で農業経済課の事務と密接なもの】

項目	相手先または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
長期延滞債権の明細	農業改良資金貸付金	142 百万円	-

（出典：「令和3年度鹿児島県の財務書類」20頁）

農業改良資金貸付金とは、先述した農業改良資金の元本を指す。また、徴収不能引当金は、過去の貸付等、対象年度以前の事象に起因し、回収不能による損失の発生可能性が高く、その金額が合理的に見積りできる場合に、地方公会計においては資産の控除科目として計上される貸方科目である。

徴収不能引当金の算定方法は、「債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。・・・

（中略）・・・ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができることと」するとされている（総務省：「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」146頁）。

なお、当該他の方法として「長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられる」としている（同省同マニュアル400頁）。

この点、企業会計における貸倒引当金は、債務者の財政状態及び経営成績を基礎として、すなわち債務者の債務弁済能力という客観的な事実に着目して見積り及び算定するものとされているところ（金融商品に関する会計基準第27項）、総務省公表の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」において徴収不能引当金に関してこのような記述は見当たらない。

2 鹿児島県の徴収不能引当金の算定ルール

財政課では、財務書類における徴収不能引当金の算定に当たり、関係部局に対し、長期延滞債権に係る回収不能見込額を照会している。

なお、算定方法については、総務省公表の「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)」を踏まえ、以下のとおりとしている。

【長期延滞債権に係る回収不能見込額の算定方法】

1. 一定額（例えば、1件あたり100万円）以上の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定する。例えば、消滅時効の期限が到来しているもの、債務者の居所が不明なものなどについては債権額の100%とする。
2. 一定額未満の債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。例えば、過去5年間の不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額) の平均値を用いるなどとする。

(一定額未満の長期延滞債権)

回収不能見込額 = 長期延滞債権額 × 不納欠損実績率

不納欠損実績率 = $\frac{\text{過去5年間の不納欠損累計額}}{\text{過去5年間の滞納繰越収入額} + \text{過去5年間の不納欠損累計額}}$

(財政課提出資料より監査人編集)

債権ごとに性格及び事情等が異なるため、債権を管理する各主務課が、上表と当該課が有する債権管理マニュアルを踏まえて回収不能見込額を算定している。

農業経済課は、農業改良資金元本の債務者について、現状弁済能力に疑義が生じている者はいないと見積もっており、また、農業改良資金で過去に不納欠損は発生した事実がないため、上表及び農業改良資金債権管理マニュアルに則り徴収不能引当金を零と算定している。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は認められなかった。

VI 令和4年度実績

農業経済課の令和4年度の最終予算及び決算の状況は下表のとおりとなっている。

【一般会計】

(単位：千円)

区分 (費用名)	事業名	令和4年度 当初予算	最終予算	令和4年度 実績	財源					翌年度 繰越	不用額	
					国庫	農地費分担 金負担金	県債	繰越金	諸収入			一般 財源
農業総務費	職員給与関係費 (小計)	154,023	142,599	142,238	-	-	-	-	-	142,238	-	360
農業金融対 策費	農業制度資金融通事業	154,023	142,599	142,238	-	-	-	-	-	142,238	-	360
	農業制度資金利子補給補助事業	1,100	1,623	1,236	-	-	-	-	-	1,236	-	387
	農業経営改善促進資金貸付原資造成 事業	153,128	142,849	141,496	-	-	-	-	36	141,160	-	1,653
	農業信用保証制度円滑化対策事業	79,500	69,600	69,600	-	-	-	-	69,600	-	-	-
農業協同組 合指導費	就業支援資金貸付事業特別会計繰出 金	1,302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本政策金融公庫(農林事業)調査委 嘱事業	772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	300	300	293	-	-	-	-	293	-	-	7
農業共済団 体指導費	(小計)	236,102	214,372	212,325	-	-	-	-	69,929	142,396	-	2,047
	農協検査事業	4,539	3,972	3,577	-	-	-	-	-	3,577	-	395
農業共済団 体指導費	農協指導事業	1,397	1,071	896	-	-	-	-	-	896	-	175
	(小計)	5,936	5,043	4,473	-	-	-	-	-	4,473	-	570
農業共済団 体指導費	農業共済団体等指導監督事業	1,904	1,463	855	-	-	-	-	-	855	-	608
	(小計)	1,904	1,463	855	-	-	-	-	-	855	-	608
	【農業経済課合計】	397,965	363,477	359,891	-	-	-	-	69,929	289,962	-	3,585

(鹿児島県作成)

【特別会計（歳出のみ）】

(単位：千円)

番号	区分 (費用名)	事業名	令和4年度 当初予算	最終予算	令和4年度 実績
1	就農支援資金貸付事業 特別会計	農業改良資金貸付事業（貸付勘定）	11,417	11,453	11,452
2		農業改良資金貸付事業（業務勘定）	773	774	167
		(小計)	12,190	12,227	11,619
		【農業経済課合計】	12,190	12,227	11,619

(鹿児島県作成)

【農業改良資金貸付事業（貸付勘定）】

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	収入済額	備考	区分	支出済額	備考
繰越金	11,453		償還金	7,635	
諸収入	3,889		繰出金	3,818	
(うち、過年度収入)	(3,889)				
歳入合計	15,342	* 歳出合計との差額は次年度に繰越	歳出合計	11,453	

(出典：令和5年度定期監査調書)

【農業改良資金貸付事業（業務勘定）】

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	収入済額	備考	区分	支出済額	備考
繰越金	1,229		報酬	84	
諸収入	652		共済費	1	
(うち、雑入)	(651)	農業改良資金違約金	旅費	65	
			委託費	17	
歳入合計	1,881	* 歳出合計との差額は次年度に繰越	歳出合計	167	

(出典：令和5年度定期監査調書)

VII 主要事業の成果

農業経済課の所管である「農業制度資金利子補給補助事業」及び「農業経営改善促進資金貸付原資造成事業」は、農業金融対策費として一括りにした上で、農政部による「令和4年度主要施策の成果に関する調書」の中で以下のように記載されている。

● 農業金融対策費

農業金融対策費は、令和4年度主要施策の成果に関する調書内の「農林水産業の“稼ぐ力”の向上」、具体的には「農林水産業を支える人材の確保・育成」の一事業として評価されており、詳細は以下のようになっている。

(単位：千円)

予算科目	予算額	財源内訳			決算額	財源内訳			翌年度への繰越金
		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源		国庫支出金	その他の特定財源	一般財源	
農業金融対策費	212,449	-	69,635	142,814	210,796	-	-	141,160	-

(出典：令和4年度主要施策の成果に関する調査)

(1) 施策の目的

認定農業者等の農業経営の近代化、資本装備の高度化及び経営規模の拡大による農業経営の改善並びに災害時における経営の維持安定等を図るため、農業制度資金の積極的な活用を促進するとともに、的確な営農指導の実施を図る。

(2) 施策の実施状況(アウトプット)

農業制度資金の活用促進に努めた結果、日本政策金融公庫資金 250 億 5 千 5 百万円、系統資金 26 億 4 百万円、計 276 億 5 千 9 百万円の融資が行われた。

また、対象資金に対しては、1 億 4 千 1 百万円余の利子補給補助金を交付した。

(単位：百万円・件)

資金別		融資計画額	融資実行額	利子補給補助	
				交付件数	金額
財政資金 公庫資金	経営体育成強化資金	-	12	-	-
	農業経営基盤強化資金	-	11,149	105	1
	農業基盤整備資金	-	93	-	-
	担い手育成農地集積資金	-	-	-	-
	農林漁業施設資金	-	44	-	-
	農林漁業セーフティネット資金	-	11,481	-	-
	加工・流通関係資金	-	922	-	-
	農業改良資金	-	-	-	-
	青年等就農資金	-	1,351	-	-
	公庫資金 合計	-	25,055	105	1
系統資金	農業近代化資金	3,000	2,186	4,394	137
	農業経営改善促進資金	477	418	-	-
	農業経営負担軽減支援資金	100	-	41	2
	系統資金 計	3,577	2,604	4,435	139
合計		3,577	27,659	4,540	141

(出典：令和4年度主要施策の成果に関する調査)

※公庫資金は単位未満切捨てのため、内訳と計が一致しない。

※系統資金は単位未満四捨五入のため、内訳と計が一致しないことがある。

※融資計画額は、鹿児島県が利子補給等の対象として予算計上している資金の年度当初の融資枠である。

※交付件数は、利子補給補助した延べ件数であり、系統資金の利子補給補助金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間で算定し、それぞれ交付している。

(3) 施策の実施による成果(アウトカム)

認定農業者等の農業経営の規模拡大及び体質強化が図られたほか、経営の維持が困難な農業者について、営農負債等の負担軽減を目的とした負債整理資金の活用等により、経営再建を促進することができた。